

すべてを佐渡の未来と
子どもたちのために

佐渡市総合計画

～基本計画（後期）～

新潟県佐渡市

佐渡市の市民憲章

佐渡は、四季折々の美しい自然と輝かしい歴史と文化を誇る島です。
わたしたちは、一島一市の誕生を機に未来を展望し、人の和とたゆまぬ努力によって住みよい佐渡市を築く道しるべとして、ここに憲章を定めます。

トキの舞う美しい島

豊かな自然を大切に、トキと共に住める美しいまちをつくりましょう。

文化の薫るおけさの島

伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまちをつくりましょう。

働く汗の光る島

勤労に意欲と誇りをもち、創意を生かし活力あるまちをつくりましょう。

笑顔と長寿の明るい島

スポーツに親しみ、心と体を鍛え健康で明るいまちをつくりましょう。

人情と優しさのあふれる島

共に助け合い、希望と生きがいに満ちた住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第1章 総論	1
第1節 佐渡市総合計画・後期基本計画について	1
1. はじめに	1
2. 総合計画の位置付け	1
3. 関連計画	3
4. 計画の進行管理	3
5. 健全な財政運営	4
第2節 佐渡市の概況	5
1. 位置と自然	5
2. 歴史と文化	6
第3節 主要指標	8
1. 人 口	8
2. 土地利用	13
第2章 各論	15
第1節 充実した生活基盤	15
1. 自然と調和のとれた安全と安心のまちづくり	15
(1) 交通体系の整備	15
(2) 市街地の整備	23
(3) 河川、海岸、湖沼及び周辺整備	23
(4) 地域情報化基盤の整備	25
2. 自然と共生するまちづくり	26
(1) 自然環境の保全	26
(2) 住宅・公園緑地等の整備	27
(3) 衛生施設の整備	29
(4) 水道・下水道事業の促進	30
(5) 新エネルギー導入促進	34
3. 安全安心のまちづくり	35
(1) 消防防災・救急体制の整備	35
(2) 交通事故防止対策の推進	37
(3) 防犯対策の充実	38
4. 健やかで思いやりのあふれるまちづくり	39
(1) 健康づくりの推進	39
(2) 医療体制の充実	40
(3) 地域福祉の充実	41
(4) 社会保障の充実	45

第2節 魅力ある就業環境	4 8
1．豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり	4 8
(1) 農林水産業の振興	4 8
(2) 商業の振興	5 3
(3) 工業の振興	5 5
(4) 観光産業の振興	5 6
(5) 新たな産業の育成	5 9
(6) 地域振興拠点の整備	5 9
第3節 人が輝く交流促進	6 1
1．文化を大切に一人ひとりをはぐくむまちづくり	6 1
(1) 知育・徳育・体育の調和した学校教育の充実	6 1
(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる生涯学習の推進	6 2
(3) 伝統と魅力ある地域文化の育成	6 3
(4) 生涯にわたるスポーツ活動の振興	6 6
2．住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり	6 7
(1) 市民参画型まちづくりの推進	6 7
(2) 世界に開かれた国際交流の実現	6 8
(3) パートナーシップによる男女共同参画の推進	6 9
3．スリムで効率的な行財政のまちづくり	7 1
(1) 効果的・効率的な行財政運営の推進	7 1
(2) 市民協働によるまちづくりの推進	7 2
(3) 組織・機構の整備と新たな人事管理制度の構築	7 3
(4) 市民の視点に立った公共サービスの提供	7 3
 資料編	
佐渡市総合計画審議会条例	7 5
佐渡市総合計画審議会運営規程	7 6
佐渡市総合計画審議会部会設置要領	7 7
審議経過	7 9
諮問書	8 0
答申書	8 1
佐渡市総合計画審議会委員名簿	8 2
佐渡市総合計画審議会部会構成	8 3
佐渡市総合計画審議会幹事会及び企画委員名簿	8 4
市民アンケート調査結果	8 5

第1章 総論

第1章 総論

第1節 佐渡市総合計画・後期基本計画について

1. はじめに

平成16年の佐渡市の誕生に伴い、「新市建設計画」を基本に佐渡市総合計画を平成17年度に策定しました。平成26年度を目標年次として、基本理念や将来像を達成するため、具体的な振興方針を定め、新市のまちづくりに取り組んできたところですが、このたび5年間の前期基本計画が終了することから、後期基本計画を策定しました。

策定に当たっては、これまでの前期計画を検証するとともに、アンケート調査やタウンミーティング等により市民の意向を把握しました。また、平成21年12月に策定した本市の10年後の姿を見据えた「佐渡市将来ビジョン」を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を明らかにし、施策の方向性を決めました。

2. 総合計画の位置付け

総合計画とは、中長期的な視点から、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、地域の特性を活かし施策を展開する行政運営の基本方針となるもので、市の最上位計画に位置付けられるものです。

(1) 総合計画の期間・構成

佐渡市総合計画は、「豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」を基本理念とし、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、それぞれの内容と期間は次のとおりとします。

基本構想

本市が目指す、「トキの舞う美しい島」「文化の薫るおけさの島」「働く汗の光る島」「笑顔と長寿の明るい島」「人情と優しさのあふれる島」を将来像とし、「充実した生活基盤」「魅力ある就業環境」「人が輝く交流促進」を基本目標に定めるとともに、その目的達成のための基本的な考え方（施策の大綱）を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示したものです。なお、基本構想の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、分野別に現状や課題を明らかにするとともに、基本的な施策の体系を示すものです。

計画期間は、前期を平成17年度から平成21年度の5年間、後期を平成22年度から平成26年度の5年間とし、今回、前期基本計画期間が終了することから、後期5年間の基本計

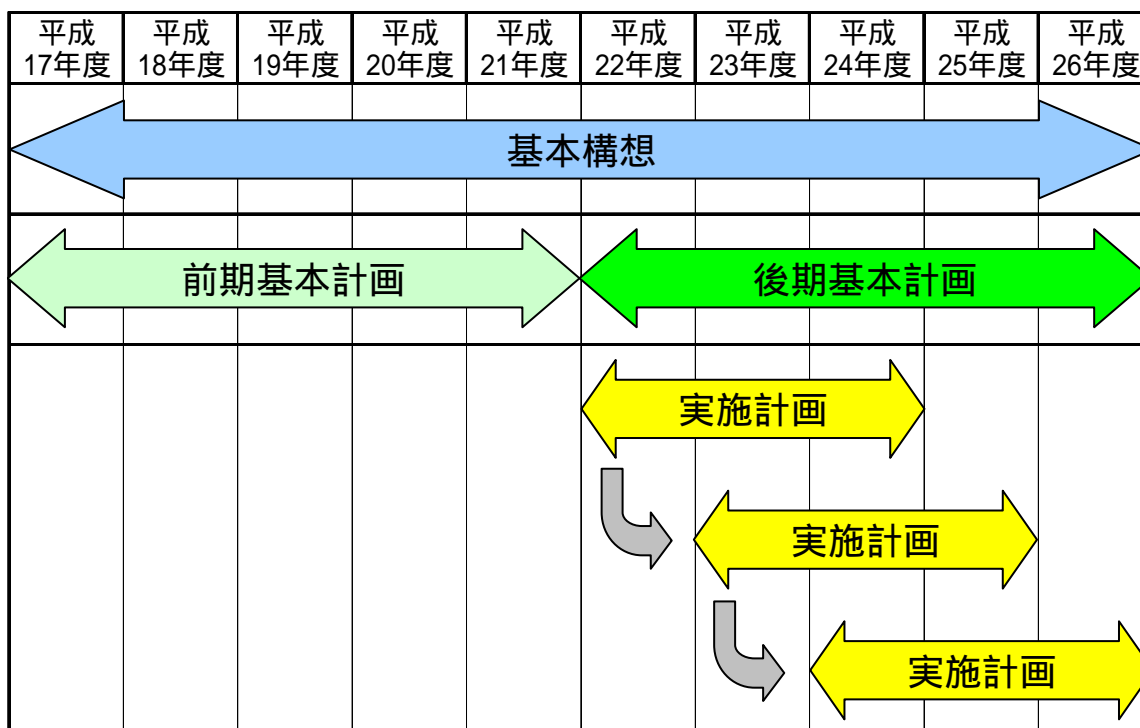
画の策定を行いました。

実施計画

基本計画に定められた施策を具体的な事業として実施していくことを目標とするもので、それぞれの実施年度、事業量などを明らかにします。

計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しをして、調整を図ります。

計画期間と総合計画体系



(2) 後期基本計画の構成

総論

各論の前提となる、計画の概要や市の概況を示しています。

各論

「基本構想」で定められた施策の大綱に基づいて分類・整理し、それぞれの施策について、現状、課題及び振興の方針を示しています。

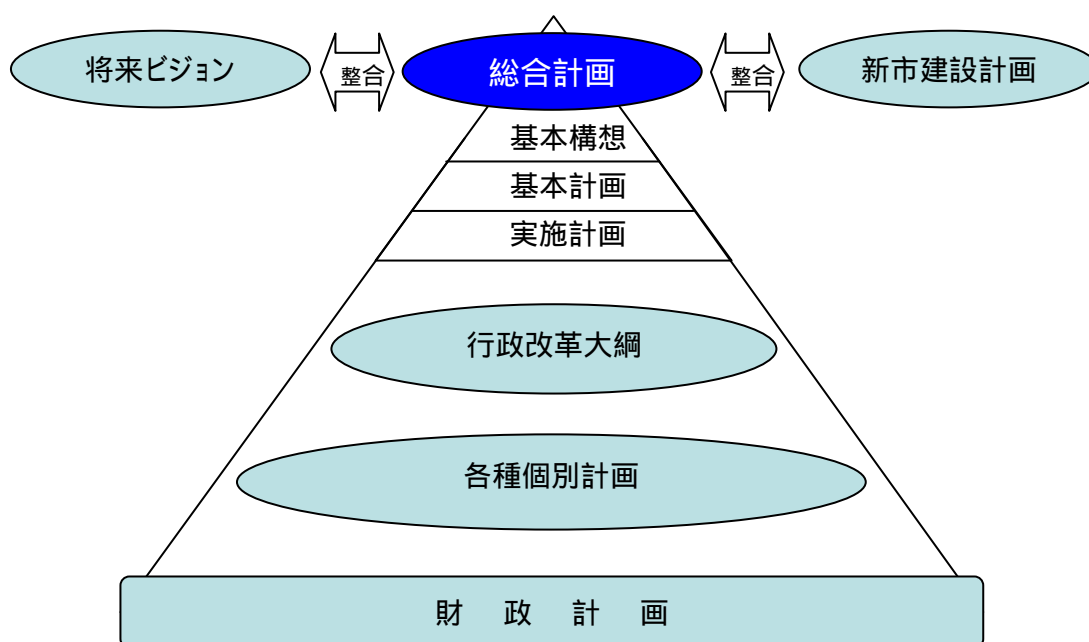
資料

計画策定に当たり実施した市民アンケート調査の結果、及び「佐渡市総合計画審議会」等について掲載しています。

3. 関連計画

後期基本計画は、前期計画に引き続き佐渡市町村合併協議会において策定された新市建設計画との整合性を図りながら策定をしました。

また、行政改革大綱と財政計画の見直しに連動して、本市の10年後のあるべき姿を示した佐渡市将来ビジョンとの整合性を図りました。各分野における取組を着実に推進していくため、それぞれの分野の実情に応じて、その具体的な取組内容を記載した計画を個別計画といいますが、総合計画に記載された内容を踏まえ、その実現を図るためのより具体的・詳細な内容について定めたものといえます。



4. 計画の進行管理

基本構想の基本理念を具体化するため、基本計画に定められた方向性に沿って、各事業を推進することとなりますが、計画の進行管理にあたっては、「行政評価システム」を活用します。

基本計画の中の施策分野ごとに、後期計画5年間で目指す指標、目標数値を設定し、達成状況の管理をしていくことで計画の実効性を担保していくものとします。

行政評価システムでは、計画(Plan)、実施(Do)、検証・評価(Check)、改善・改革(Action)のマネジメントサイクルにより、施策分野ごとの目標がどのくらい達成されているか毎年度測定し、達成するために手法の見直し、選択・重点化を行い実施計画の見直しを図ります。同時に施策達成状況を数値で表し、市民に公表することで、行政の透明性の確保と市民視点に立った行政運営を実現します。

5 . 健全な財政運営

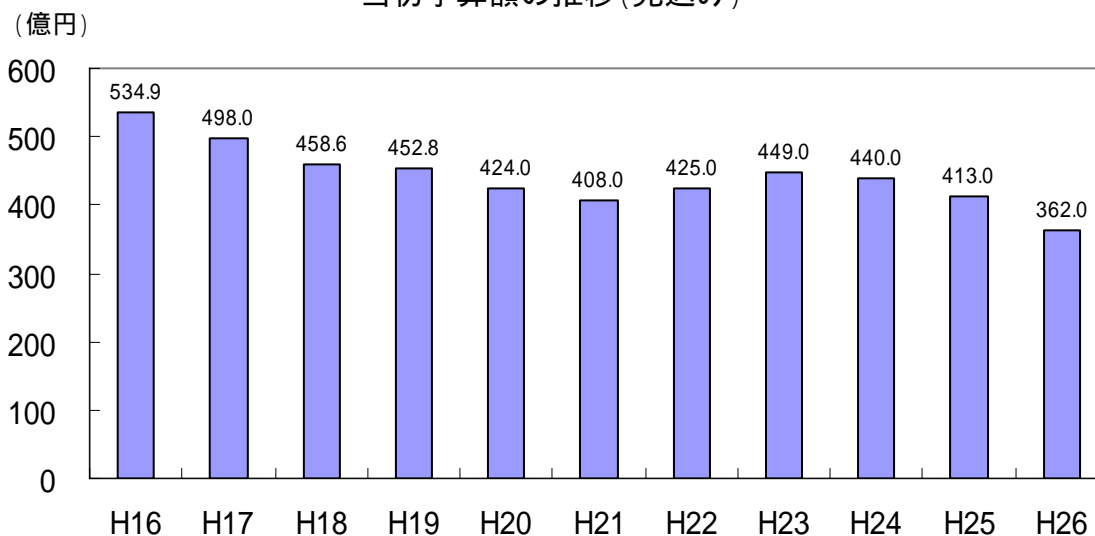
平成 16 年 3 月に佐渡市が誕生した直後の平成 16 年度一般会計当初予算額は、534 億 9 千万円でした。しかし、国における三位一体改革等の地方財政改革が、本市の合併と同時期に進められたため、緊縮予算編成を余儀なくされ、平成 21 年度当初予算額は 408 億円まで縮小し、平成 16 年度対比では約 127 億円(約 24%)の減となっています。

合併後 10 年間は特例期間として、合併特例債という有利な地方債や地方交付税の優遇措置などがありますが、平成 26 年度から 5 年間で地方交付税が段階的に減少し、平成 31 年度には優遇措置が完全なくなります。

現在までの財政状況は、財務指標等から見ると、概ね健全な状態にあると言えますが、今後の地方交付税の減額を考えると、今まで以上に歳出・歳入改革が必要であります。しかしながら、合併特例債を利用した施設整備も必要であり、重要度の高い事業を選択しながら実施していく必要があります。このことから、当初予算額の推移(見込み)は、年々縮小している中で、合併特例債事業の実施により、平成 22 年度から 25 年度までは一時的に予算規模が増加する見込みとなっています。

あわせて、本市経済の停滞を招かないよう、「佐渡市将来ビジョン」に基づいた成長力強化戦略を実施することにより、財源の増加につながるような財政運営に努めなければなりません。

当初予算額の推移(見込み)



平成 22 年度以降の数値は見込額。

第2節 佐渡市の概況

1. 位置と自然

(1) 位置と地勢

本市は、日本海の中央に浮かぶ佐渡島の全域を行政区域としています。新潟港（新潟市）から約 67 km、直江津港（上越市）から約 78 km、寺泊港（長岡市）から約 46 km に位置し、周囲 280.4 km に及ぶ海岸線は変化に富み、美しい景観を形成しています。

島の中央部に開けた国中平野には穀倉地帯が広がり、それを挟むように北側には千 m 級の大佐渡山地、南側には小佐渡丘陵を擁しています。総面積は 855.27 km² で、東京 23 区の約 1.4 倍という日本最大の離島です。地目別面積では全体の約 15% が田・畑等の農用地であり、約 83% が山林、原野、雑種地等で、宅地は 1,801ha で全体面積の 2% です。

島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定されており、豊かで美しい自然環境に恵まれています。平成 20 年 9 月にはトキの放鳥が行われ、27 年ぶりに佐渡の空を舞いました。トキが安心して棲める環境は、人間にとっても安心して住める環境の証と言えます。

地 勢

面 積	855.27 km ² (出典:平成20年10月1日現在 国土地理院)	
極 東	弁天崎	東経138度34分28秒
極 西	沢崎鼻	東経138度12分11秒
極 北	二ツ亀	北緯 38度20分18秒
極 南	新谷岬	北緯 37度48分09秒
広ぼう	東西の長さ	32.7 km
	南北の長さ	59.5 km
海 岸 線	280.4 km	
標 高	最高 1,172 m (金北山) (小佐渡最高峰 大地山 645m)	

(2) 気 候

本市の気候は海洋性で四季の変化に富み、新潟本土と比較すると、冬は暖かく夏は涼しい気候となっています。夏は高温多湿、冬は日本海を北上する対馬暖流の影響を受け、降雪量も地域によって異なるものの全体的に少ない傾向にあります。

また、暖流と寒流の接点にあるため、植生に極めて富んでおり、北限・南限の植物が同居する非常に珍しい植生地域で、高山植物や山野草等その種類は豊富です。暖流にのって現れるマグロ、寒流にのって現れる寒ブリなどの多様な水産物にも恵まれています。

このような気象条件から佐渡の自然は豊かであり、四季折々、その豊かな自然と人々の生活が調和し、その風情はこれまで佐渡の能をはじめとする文化や芸能、歴史をはぐくんできています。

2. 歴史と文化

(1) 歴史

佐渡の歴史は古く「古事記」「日本書紀」などにその記述があり、大化の改新後佐渡国として国府が置かれました。

奈良時代の前期には遠流の島とされ、鎌倉時代に順徳上皇、日蓮上人、日野資朝、室町時代には世阿弥などが配流されてきています。

また、慶長6年に相川で金が発見されると徳川幕府は佐渡を天領とし相川鉱山は徳川幕府の大きな財源となり、この金銀の積出しの港として天然の良港の小木港が栄え、京都、大阪をはじめ北陸、九州から北前船が往来するようになりました。

このように佐渡は都の皇族や文化人が伝えた貴族文化、徳川幕府の役人による武家文化、北前船等の船乗りによる町人文化が島という特性と相まって独特の文化が形づくられてきました。

佐渡は明治維新には佐渡県となり、のち相川県を経て明治9年に新潟県に含まれました。

明治22年の行政区画は7町51村で同34年には5町20村になりました。

昭和に入ると、「新制中学校の設置管理」「市町村消防や自治体警察の創設」「社会福祉」「保健衛生」関係が新しい市町村の事務とされるなど、行政事務の増加に対応するための、町村合併促進法の施行（昭和28年）により最低人口8千人を目標とした「昭和の大合併」で、佐渡は1市7町2村となりました。

以降50年が経過し、21世紀を迎え地方分権時代の到来の中、住民主権の地方自治のための市町村の自治能力の向上や、地域の道路・情報ネットワークの向上により空間的・時間的距離は大幅に短縮され、地方行政の規模が拡大されたことによる構造改革の必要性が生じてきました。

また、佐渡においては特に若年層の島外流出により過疎化・少子高齢化社会が顕著となり、一層困難な行財政運営に迫られてきました。

このような背景により、平成16年3月1日に一島一市の市町村合併が行われ「佐渡市」が誕生しました。

(2) 文化

佐渡の文化は北陸や西日本の影響を強く受けていると言われます。

これは、古くから佐渡に流された人々（皇族・貴族）が京から来たことや、西回り航路が開かれてから西日本や北陸の文化が直接佐渡に運ばれたことによります。

そして、佐渡の文化の中には、流人たちがもたらした貴族文化（国中地方）金山の発展で、奉行や役人たちが江戸からもちこんだ武家文化（相川地方）商人や船乗りたちが運んだ町人文化（小木地方）の3つの形があるといえます。これらが混然一体となって、佐渡独自の文化をはぐくみ、同じ新潟県内でも対岸の越後とは全く異なった文化土壌の中にあると言えます。

佐渡は芸能の宝庫といわれるほど多くの民俗芸能が伝承されています。島内の神社には能舞台が数多く残っており、現在も能が舞われる所があります。また、文弥人形、説経人形、のろま人形は、国の民俗文化財になっており、「鬼太鼓」は佐渡にしかない珍しい古典芸能で、島内各地の祭礼に舞われます。日本民謡の代表とも言える「佐渡おけさ」のほか、「春駒」「つぶろさし」などの伝統芸能が継承され、神社・仏閣などの文化財も数多く点在しており、それらの歴史と文化を再認識し、有形、無形の歴史文化遺産の保護継承が重要になっています。

また、佐渡金銀山遺跡は世界に誇れる貴重な文化遺産であり、世界遺産登録を目指して様々な取組を進めており、平成20年9月に、世界遺産暫定一覧表に記載されることが決定しました。

第3節 主要指標

1. 人口

(1) 人口の推移と目標

人口減少、少子・高齢化の時代を迎え、全国的に見ても人口規模の維持は困難な状況になりつつあります。このことは、本市においても顕著に表れており、年間約1千人ずつの人口減少が続いています。また、高齢化率においては35%を超え、県平均を約10ポイントも上回っています。人口減少の主な要因として、若年層の流出や出生率の低下などが考えられます。

このような状況を踏まえ、本計画の目標年次である平成26年の本市における目標人口を「59,000人」と設定します。

過疎対策として、新たな産業の創出や企業誘致による雇用の場の創出と機会の拡大、子どもを安心して生み育てられる環境整備を強化していくことが必要となります。

また、第1次産業と商工業や観光産業との連携により地域の活性化を図り、さらに循環型社会システムを構築し、住みよい環境づくりを推進し、交流人口や定住人口の拡大を図ることに対しても積極的に取り組む必要があります。

佐渡市人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

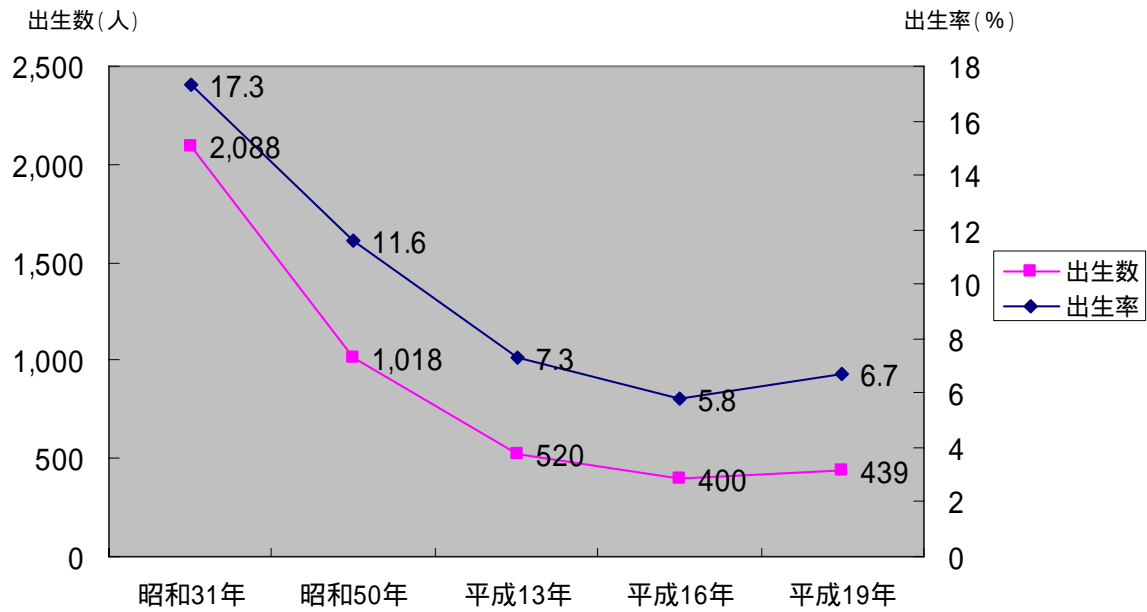
区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	113,296		102,925	-9.2	92,558	-10.1	87,504	-2.9	84,942	-2.9	81,939	-3.5
0～14 歳	34,777		26,938	-22.5	21,538	-20.1	17,996	-16.4	15,986	-11.2	14,593	-8.7
15～64 歳	68,720		65,771	-4.3	59,734	-9.2	56,484	-5.4	54,035	-4.3	50,753	-6.1
65 歳以上	9,799		10,216	4.3	11,286	10.5	13,021	15.4	14,921	14.6	16,592	11.2
年少人口 比率	30.7		26.2	-	23.3	-	20.6	-	18.8	-	17.8	-
生産年齢 人口比率	60.7		63.9	-	64.5	-	64.6	-	63.6	-	61.9	-
老年人口 比率	8.6		9.9	-	12.2	-	14.9	-	17.6	-	20.2	-

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	推 計	増減率	推 計	増減率
総 数	78,061	-4.7	74,949	-4.0	72,173	-3.7	67,386	-6.6	62,332	-7.5	57,372	-8.0
0～14 歳	12,619	-13.5	10,917	-13.5	9,467	-13.3	8,069	-14.8	6,848	-15.1	5,736	-16.2
15～64 歳	46,535	-8.3	42,855	-7.9	39,553	-7.7	35,799	-9.5	32,808	-8.4	28,989	-11.6
65 歳以上	18,893	13.9	21,177	12.1	23,149	9.3	23,514	1.6	22,678	-3.6	22,649	-0.1
年少人口 比率	16.2	-	14.6	-	13.1	-	12.0	-	11.0	-	10.0	-
生産年齢 人口比率	59.6	-	57.2	-	54.8	-	53.1	-	52.6	-	50.5	-
老年人口 比率	24.2	-	28.3	-	32.1	-	34.9	-	36.4	-	39.5	-

1 推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」より。

2 数値は、年齢不詳者及び四捨五入の関係で合計が総数に合致しない。

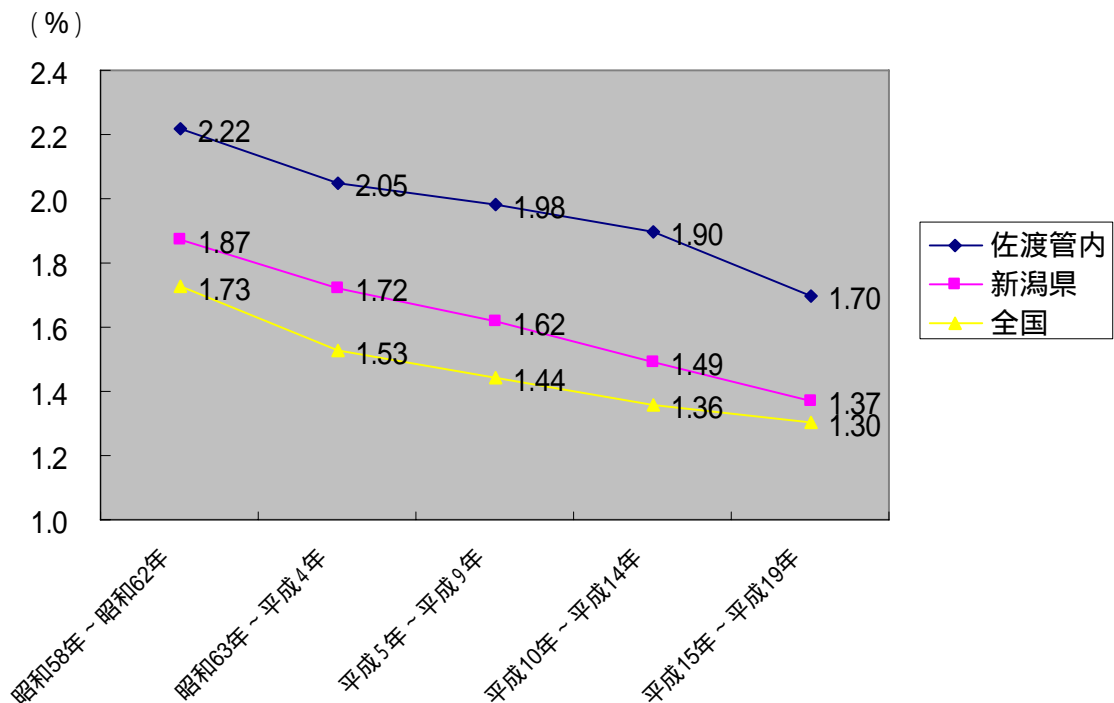
佐渡市出生数・出生率の推移



(資料：佐渡保健所)

人口 1,000 人に対する 1 年間の出生数の比率。

佐渡市合計特殊出生率の推移



(資料：厚生労働省)

合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 産業別人口

第1次産業の就業人口比率は、昭和45年までは就業者数全体の50%以上を占めていましたが、年々減少を続け平成17年には25%以下までに比率を下げており、第2次・3次産業への移行が顕著になっています。しかし、これまで5年間で10%以上の減少率を続けてきた第1次産業の就業者人口が、平成12年から17年までの5年間ではほぼ横ばいとなっており、下げ止まりが見られるようになっています。

一方、第2次・3次産業の就業者人口については、バブル期までは増加していたものの、それ以降は減少傾向に転じています。

佐渡市産業別就業者数の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	60,375		54,370	-9.9	52,807	-2.9	49,859	-5.6	48,670	-2.4
第1次産業 就業者数	38,769		31,835	-17.9	27,330	-14.2	21,923	-19.8	18,361	-16.2
第2次産業 就業者数	6,561		6,495	-1.0	7,471	15.0	8,303	11.1	9,605	15.7
第3次産業 就業者数	15,028		16,034	6.7	18,006	12.3	19,592	8.8	20,694	5.6
第1次産業 就業者比率	64.2		58.6	-	51.8	-	44.0	-	37.7	-
第2次産業 就業者比率	10.9		11.9	-	14.1	-	16.7	-	19.7	-
第3次産業 就業者比率	24.9		29.5	-	34.1	-	39.3	-	42.5	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年度	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	45,815	-5.9	43,749	-4.5	42,570	-2.7	39,428	-7.4	36,314	-7.9
第1次産業 就業者数	15,614	-15.0	12,905	-17.3	11,004	-14.7	8,803	-20.0	8,789	-0.2
第2次産業 就業人口	10,009	4.2	10,278	2.7	9,970	-3.0	9,911	-0.6	7,777	-21.5
第3次産業 就業人口	20,180	-2.5	20,557	1.9	21,572	4.9	20,696	-4.1	19,711	-4.8
第1次産業 比率	34.1	-	29.5	-	25.8	-	22.3	-	24.2	-
第2次産業 比率	21.8	-	23.5	-	23.4	-	25.1	-	21.4	-
第3次産業 比率	44.0	-	47.0	-	50.7	-	52.5	-	54.3	-

産業別総生産額の推移

(単位：百万円)

区 分		平成 10 年度	平成 12 年度	平成 14 年度	平成 16 年度	平成 18 年度
市町村内総生産		264,958	252,974	235,857	221,924	207,527
第 1 次産業	農業	11,376	9,303	9,514	6,083	8,608
	林業	1,458	1,044	1,058	857	724
	水産業	6,009	4,737	4,380	3,957	3,832
	小 計	18,843	15,084	14,952	10,897	13,164
第 2 次産業	鉱業	253	336	173	148	226
	製造業	22,603	23,865	17,140	16,290	14,198
	建設業	59,868	46,754	41,168	37,236	26,386
	小 計	82,724	70,955	58,481	53,674	40,810
	電気・ガス・水道業	6,236	6,759	6,125	5,422	5,138
	卸売・小売業	20,474	19,846	18,935	16,996	14,964
	金融・保険業	8,721	8,331	11,213	10,923	10,287
	不動産業	22,640	23,581	24,065	23,148	23,238
	運輸・通信業	14,967	14,762	14,232	13,640	12,404
	サービス業	48,435	51,306	49,233	46,750	45,177
第 3 次産業	政府サービス生産者	42,256	42,907	41,631	42,754	42,228
	対家計民間非営利 サービス生産者	6,003	5,234	5,064	4,792	6,059
	小 計	169,732	172,726	170,498	164,425	159,495
小 計		271,299	258,765	243,931	228,996	213,469
輸入品に課される税・関税		1,916	1,916	1,843	1,895	2,200
(控除)総資本形成に係る消費税		1,605	1,482	1,181	1,232	1,195
(控除)帰属利子		6,652	6,225	8,736	7,735	6,947

(「新潟県市町村民経済計算」より)

2. 土地利用

(1) 地域別土地利用

本市の地理的、産業的特性から「大佐渡」「国中」「小佐渡」の3地域に区分し、それぞれの特性を活かした施策の展開と、これらを有機的に連携する道路及び情報通信ネットワークを構築していきます。

大佐渡地域

佐渡の主峰金北山をいただく大佐渡地域は、両津地区北部及び相川地区全域で構成し、洞爺湖サミットで一躍有名になった原生林を始めとする天然山系は、樹林が海岸までせまり、その豊かな天然水が日本海に流れ、農林水産業の営みに恵みを供給するとともに、リアス式海岸と海岸段丘が続く景観は大佐渡の魅力として、自然と感動を感じさせる地域です。

自然の恵みにより生まれる食材及び世界遺産登録を目指す佐渡金銀山等佐渡を代表する歴史・文化等の観光資源に恵まれた自然環境の中で、北の交流地域の役割を目指します。

国中地域

国中平野を中心とした国中地域は、両津地区、佐和田地区、金井地区、新穂地区、畑野地区、真野地区で構成し、その平坦な広がり、島を実感させないほど広大であり、そこで収穫される「佐渡産コシヒカリ」は全国ブランドとして高く評価されています。

一方、両津港を中心とする東部と真野湾に面する西部には、代表的な商業圏が位置するなど経済の中心であり、今後の発展軸の中核となる地域です。

この地理的に恵まれた条件を生かし、政治経済、人流及び物流の東の玄関両津地区及び流通の結接点佐和田地区を中心として、全体の発展の主軸となるとともに島の情報発信基地としての役割を目指します。

小佐渡地域

越佐海峡をはさんで本土に面する小佐渡地域は、両津地区の南部、畑野地区の南部、赤泊地区、羽茂地区、小木地区で構成し、なだらかな山系を形成するとともに豊富な樹林が海岸にせまる地区と海岸段丘地区で構成され、温暖な気候は南日本の魅力を感じさせ、古くは北前船の寄港地や、佐渡金銀山からの金銀の積出港として栄えた地域です。

自然の中でのキャンプ地や、マリンスポーツの基地を有することに併せて、温暖な気候を活用した果樹栽培や海洋深層水を利用した産業基地化に向けた展開を促進し、体験型を中心とした南の交流地域としての役割を目指します。

(2) 目的別土地利用

既存の市街地や、その周辺地域の道路網、生活関連施設、公園及び緑地の整備など自然と調和の取れた快適な居住環境の整備を中心とする「住居地域」。

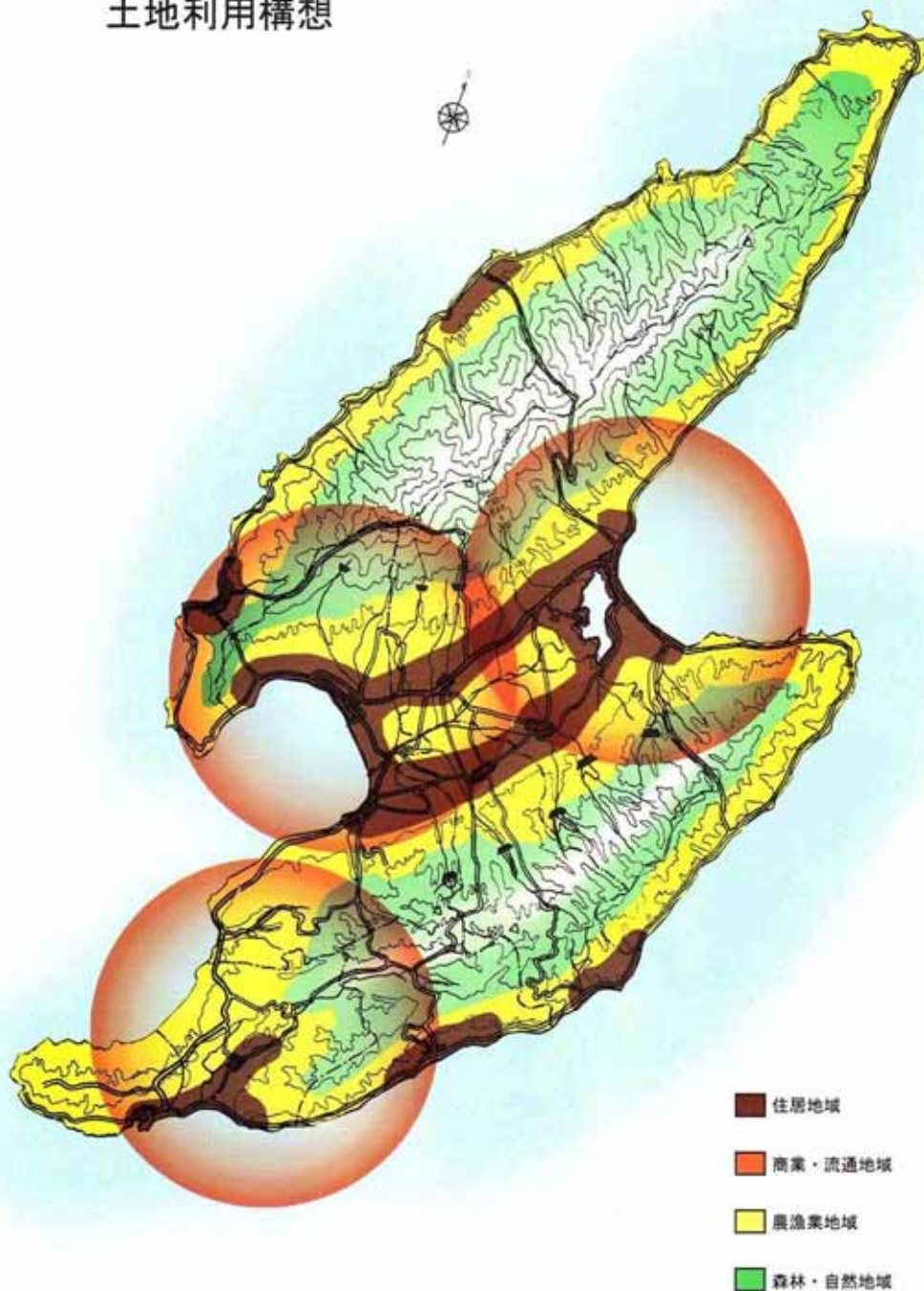
産業・流通及び防災活動に対応した拠点の整備と港湾と隣接した住居ゾーンの一体

的・総合的な整備を推進する「商業・流通地域」。

中山間地における産地の保安全管理を支援し、天然資源に恵まれた林・漁業の振興と連携した特定品目の産地化や高生産品目性の確立を促進するとともに、民俗文化・農漁村体験を主体とした都市との交流を推進する「農漁業地域」。

国立公園地域や県立自然公園区域を中心とした自然景観の保護を努め、住民の憩いの場、野外観光レクリエーション基地として自然環境の保全を図るとともに、保安林の計画的整備による水資源かん養等の森林保全を図る「森林・自然地域」の、大きく4つの目的別地域区分に基づき連携をしながら総合的な振興を図ります。

土地利用構想



第 2 章 各 論

第2章 各論

第1節 充実した生活基盤

1. 自然と調和のとれた安全と安心のまちづくり

(1) 交通体系の整備

道 路

【現 状】

本市の道路交通網は、国道 350 号を中心に、海岸線を一周する主要地方道佐渡一周線と内陸部を連絡する主要地方道 4 路線、一般県道 17 路線及び市道路線により網羅されています。

国中地区において、慢性的な渋滞問題を抱える国道 350 号はその解消対策としてバイパス工事に取り組んでいます。

主要地方道佐渡一周線は、風光明媚な海岸線を有し、点在する集落を連絡する重要な幹線道路ですが、依然として狭あいでの法線の悪い危険箇所が存在し、住民生活に支障をきたしている状況にあります。また、内陸部の主要地方道及び一般県道においては、除雪作業もままならない区間が多くあるなど課題が山積しています。

佐渡市誕生後、公共関連施設や医療機関が集中する国中地区へのアクセス道路として国道 350 号、主要地方道、一般県道及び幹線市道の整備を集中的に取り組んでいますが、国の三位一体の改革以降、公共事業は縮減傾向にあり、国道 350 号国中バイパスの供用時期は平成 30 年以降になる見込みです。

このような状況の中、周辺地域との地域格差を解消する観点から県道を含めた道路ネットワークの再編成を行い、地域住民との協働による集中的かつ効率的な整備を図る必要があります。

また、観光を主要産業とする本市としては、近年多様化する観光客のニーズにこたえるため、トキとの共生、世界遺産登録を見据えた道路案内等の施設整備を更に充実させる必要があります。

市内の市道橋は 835 橋あり、このうち延長 15m 以上の橋りょうは 107 橋となっています。架橋から 50 年を経過する橋りょうについては、改修が必要となってきています。

新潟県道路整備状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	路線数	実延長 (m)	内 訳			種 類 別 内 訳			路面別内訳		
			改良済 (m)	改良率 (%)	未改良 (m)	道 路 (m)	橋 梁 (m)	トンネル (m)	舗装道 (m)	砂利道 (m)	舗装率 (%)
国 道	1	48,516.2	46,904.9	96.7	1,611.3	47,759.6	756.6	-	48,516.2	-	100.0
主要地方道	5	274,604.6	224,655.3	81.8	49,949.3	262,469.0	4,916.1	7,219.5	274,462.2	142.4	99.9
一般県道	17	106,599.2	60,661.2	56.9	45,938.0	105,276.0	949.1	374.0	105,902.0	697.2	99.3
計	23	427,534.3	330,035.7	77.2	97,498.6	413,574.0	6,366.8	7,593.5	426,694.7	839.6	99.8

佐渡市道路整備状況

(平成21年4月1日現在)

区分	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
1 級	151	257,520	245,752	95.4	248,646	96.1
2 級	168	247,908	198,862	80.2	212,931	87.7
その他	6,460	1,910,635	702,113	36.7	995,367	47.8
合計	6,779	2,416,063	1,146,727	47.5	1,456,944	57.0

【課 題】

幹線道路の整備
 現道拡幅によるあい路の解消
 国道バイパスの整備
 防災・減災対策
 交通安全・交通事故対策
 安全・安心で計画的な道路管理
 景観に配慮した新たな道路空間の創出

【振興方針】

国・県道を含めた主要幹線道路の見直しと効率的な整備により、安全で安心な道路環境の創出を目指すとともに、広域防災、緊急医療にも対応する質の高い道路ネットワークの整備を県とともに推進します。

また、地域の活性化につながる道路及び主要公共施設へのアクセス道路の整備を重点的に促進します。

周辺地域の道路整備は、地域の実情をよく把握し、局部改良による整備にも取り組み、緊急・救急車両の通行を確保するとともに時間短縮を図ります。

国道 350 号の交通渋滞解消を図るため、両津地区の改良及び国中バイパスの早期整備を促進します。

安全で安心な市民生活に寄与するため、災害・緊急時に機能する交通体系の整備を促進します。また、橋りょうの点検を実施し、必要に応じて橋脚の補強を計画的に実施します。

交通事故多発箇所の安全対策や危険箇所の解消に努め、安全な道路環境の整備を促進するとともに、通学路、福祉施設周辺を中心に交通弱者に配慮した歩道整備を推進します。

市道橋の管理を適切に実施し、ライフコストの縮減を図るとともに、市道管理についてはパトロールを充実させ、計画的な維持管理に努めます。

トキとの共生、世界遺産登録に関連する周辺地域の道路整備は、自然環境を重視しながらも地域住民の生活安定に向けた整備を促進し、佐渡國しま海道事業による新たな道路環境創出に向けた取組を推進します。また、整備においては、行政が先導役としてふさわしい景観づくりを進めます。

港湾

【現 状】

本市には特性の異なる2つの重要港湾と2つの地方港湾があり、本土との航路を有する港湾は、両津港、小木港、赤泊港の3港で、それぞれ異なる港湾とネットワークを有する特徴があります。

重要港湾である両津港は、佐渡島における島内消費物資等の流通拠点として、また、海の玄関口としての機能を有しています。しかしながら、その立地条件からターミナル周辺の慢性的な駐車場不足や港湾へのアクセス道路等は未だ解消されない状況にあり、港湾利用者の利便性向上を確保するためにも機能を充実させる必要があります。

また、船舶の安全運航確保に向けたフェリー埠頭の整備と北埠頭周辺の環境整備も港湾機能の強化を図る重要な事業として位置付けられています。

小木港は、佐渡島南部における観光の玄関口として港湾整備が進められる一方、羽茂港区への一般的な物流機能の集約化を図ってきました。港湾を通じた文化的な交流を推進するとともに、増大する海洋性レクリエーションの需要に対応するため、周辺の環境整備と小型船の集約化を図る必要があります。

また、大規模地震災害時における小佐渡地域の拠点として緊急避難及び物資輸送などの対策を進める必要があります。

赤泊港は、北埠頭地区の物揚げ場の整備や都市機能用地の埋め立てなどが完了し、概成港として位置付けられています。歴史的港湾に象徴される背後地の街並み景観を活用した港の賑わい創出と、長岡市との連携を深める観点から両市とも背後の道路整備を推進する必要があります。

二見港は、船舶の大型化に対応するための北埠頭岸壁や中央埠頭岸壁の整備により、佐渡北西部における拠点港として内貿機能の強化が図られてきました。また、全国避難港の指定も受けており、赤泊港と同様に概成港として位置付けされています。

近年、大型クルーズ船の寄港が回数を重ねていることから、観光政策を含めた港のあり方を検討していく必要があります。



両津港

港別乗降人員数

(単位：人)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
両津港	1,650,864	1,517,261	1,548,472	1,500,426	1,398,591
小木港	282,803	267,301	260,574	255,461	243,005
赤泊港	51,441	46,020	61,730	49,587	45,093
二見港	416	980	834	515	800
合計	1,985,524	1,831,562	1,871,610	1,805,989	1,687,489

(新潟県交通政策局港湾整備課「港のすがた」より)

港別海上出入貨物量

(単位：フレート・トン)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
両津港	3,522,948	3,315,893	3,262,737	3,340,913	3,042,445
小木港	875,258	814,425	780,989	769,775	741,786
赤泊港	477,861	324,413	241,280	181,199	139,724
二見港	128,811	101,533	82,902	102,330	60,895
合計	5,004,878	4,556,264	4,367,908	4,394,217	3,984,850

(新潟県交通政策局港湾整備課「港のすがた」より)

【課題】

- 地域振興拠点としての港湾整備
- 島内4港の機能分担の明確化
- 重要港湾の整備
- 地方港湾の整備

【振興方針】

地域振興の拠点となり得るような港湾施設の整備を促進し、交流・観光、物流・産業の活性化を推進します。

島内4港の機能分担を明確にし、それぞれの港が十分役割を担える施設の拡充を促進します。

重要港湾である両津港、小木港は佐渡の玄関口として、安定した離島航路の確立を目指し、船舶の安全運航を確保するとともに、両津港では北埠頭開発による港周辺の賑わい創出を促進し、小木港においては、マリンレジャー施設の整備と防災機能の拡充を促

進めます。

地方港湾である赤泊港は、背後地の街並み景観を活用した地域活性化に向け、アクセス道路の整備を促進し、二見港は物流及びエネルギー拠点としての機能充実を図るとともに、大型クルーズ船の寄港にこたえられる施設の拡充を促進します。

航 路

【現 状】

本市と本土を結ぶ両津・新潟航路、小木・直江津航路、赤泊・寺泊航路は、人や物資の輸送機関として大きな役割を担ってきました。平成 20 年 9 月末に、定期航空便を運航した事業者の撤退により代替交通手段がなくなり、唯一の交通機関としてその重要性はますます大きくなっています。

一方、観光客の減少が事業者である佐渡汽船株式会社の経営を圧迫した結果、平成 20 年 4 月から小木・直江津航路は 2 隻から 1 隻体制となり、減便が行われています。この状況を改善するため「小木直江津航路二隻化戦略検討委員会」が設置され、北陸信越運輸局、県、上越市、佐渡市、佐渡汽船などの関係者が小木直江津航路への誘客策を検討し、実施しています。

また、平成 20 年 5 月に設立された「佐渡航路活性化協議会」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画「佐渡航路地域公共交通総合連携計画」の策定を終え、平成 21 年度から 30 年度までの計画となる観光を核とした航路の活性化を目指した国の補助事業に着手しています。

航路別旅客輸送実績（発着人員）

（単位：人）

年 次	両津航路	小木航路	赤泊航路	合計
平成 3 年	2,542,883	563,916	54,987	3,161,786
平成 6 年	2,466,468	522,057	70,472	3,058,997
平成 9 年	2,158,749	449,078	54,172	2,661,999
平成 12 年	1,997,675	409,788	56,324	2,463,787
平成 15 年	1,791,385	345,631	51,441	2,188,457
平成 18 年	1,632,333	289,982	49,587	1,971,902
平成 21 年	1,560,458	200,625	48,417	1,809,500

【課 題】

航路の将来ビジョンの構築と実現

航路活性化の追求

満足度の高い航路サービスの提供

【振興方針】

平成 21 年度に創設された「地域活力基盤創造交付金制度」の活用や、同年度に改正された離島航路補助金交付要綱への対応など、国や県、対岸の新潟市、長岡市、上越市、事業者としての佐渡汽船等と連携し、運賃の低廉化や北陸新幹線の開通を視野に入れた複数航路の確保など、安定した航路運営体制の確立に向けた将来ビジョンを構築するとともに、それを実現するための諸施策を推進します。

「佐渡航路地域公共交通総合連携計画」に積極的に関与するとともに、社団法人佐渡観光協会を始めとする島内の観光関連業界等との連携のもと、島の資源を最大限に活用した多様なニーズに対応する観光メニューを創造し、効果的なPRを行うことにより、観光を核とした航路活性化を実現するための諸施策を推進します。

乗船券予約販売システムの自動化や乗船ターミナル情報表示の近代化を図るなど、利便性の向上や多様なニーズに対応した満足度の高い航路サービスの提供を目指します。

空 港

【現 状】

佐渡 - 新潟間航空路線は、平成 20 年 9 月末に航空会社が撤退したことにより、定期便が就航していませんが、県や佐渡新航空路開設促進協議会とともに早期の運航再開に向けて取組を進めています。

また、本市の地域経済活性化のためには、大都市圏との航空ネットワークの形成が重要ですが、現空港の滑走路長 890mでは、ジェット機等による大都市圏との直行便の就航は困難であり、空港の拡張が必要となっています。大都市圏へ就航可能な滑走路延長 2,000m級の空港拡張整備計画については、早期に事業化できるよう、県とともに取り組んでいるところです。



フランスATR社製ターボプロップ機によるデモフライト

【課 題】

大都市圏へ就航可能な 2,000m級空港拡張整備に向けた事業化申請
首都圏直行便の開設
佐渡 - 新潟線の運航再開、現空港の利用促進
空港を核とした地域振興

【振興方針】

拡張整備計画の事業化申請のため、県と連携して地権者全員の同意取得を目指します。広報や各種イベントにより、空港拡張整備に対する市民の理解と機運醸成を図ります。

首都圏直行便の早期実現に向けて、県や佐渡新航空路開設促進協議会とともに取組を進めます。

県や佐渡新航空路開設促進協議会とともに、佐渡 - 新潟間航空路線の運航再開を目指すとともに、現空港を活用したチャーター便等の就航に向けて取組を進めます。

空港周辺地域について、佐渡の玄関口としての施設整備とともに、地域住民の要望を十分に反映した社会・生活基盤の整備や、新佐渡空港を核とした地域経済の活性化を図るため、県と連携しながら取組を進めます。

島内公共交通体系

【現 状】

本市におけるバス利用者数は、合併時の 137 万 3 千人から、平成 21 年度は 96 万 5 千人にまで減少し、民間事業者による唯一の自主運行路線である本線も例外ではありません。地域住民の生活交通確保のため多額の運行費補助金を支出しており、また、島内の中心部以外は収支率が低く、抜本的な交通体系の見直しが求められています。

そのような状況の中で、平成 20 年度に、地域公共交通活性化協議会を設置し、利便性が高く、効率的で持続可能な公共交通体系の整備に向けて各種社会実験を実施しています。

旧両津市で実施されていた福祉バスについては、7 か月間の社会実験を経て、平成 21 年 7 月から全島にサービス拡大することとなりましたが、旧相川町の患者輸送バスやスクールバスなどは合併前の旧市町村から引き継がれたままとなっています。

路線バスの観光地立寄り、収支率が低い路線の改善に資する業者提案の受付や、地球環境保護の立場から公共交通機関の利用促進を図るなど、国の補助事業を活用した抜本的な改革を進めています。

【課 題】

地域の実情に応じた効率的で持続可能な公共交通体系の整備
公共交通の利便性向上及び交通弱者の外出支援
観光客の二次交通の充実
公共交通の利用促進及び地球環境への負荷軽減

二次交通...複数の交通機関を使用する場合の 2 種類目の交通機関のこと。ここでは、主に船で来られた観光客の島内移動のための交通機関をいう。

【振興方針】

幹線、支線及び地区内路線の役割に応じた戦略的な運行とともに、交通空白地域の解消を目指します。効率的な運行により路線の収支率向上を図ります。また、現在の運行事業者のみならず、広く事業者が参入しやすい環境をつくるとともに、NPOや地域住民等が主体となった運営組織を育成していきます。

バリアフリー化に対応した車両の導入により、交通弱者にやさしい環境をつくるとともに、運賃の低廉化・多様化によるサービスの拡充を図ります。運行経路、ダイヤ、バス停等の見直しをし、免許返納制度と連携しながら、公共交通の利用促進を図ります。また、他の交通機関と連携したICカード等の導入について研究します。

観光客のニーズに合わせた経路や運行頻度を確保するとともに、観光施設との連携により利用促進を図るなど、観光客の利便性向上に努めます。ラッピングバスや佐渡ならではの特徴的なバスを運行するなど、公共交通の魅力向上に努めます。外国語表記による案内板等の整備を進めます。

自動車から公共交通への転換を促すため、環境に関する意識の高揚を図りながら、ノーマイカーデー、パーク&ライド等を推奨するとともに、公共交通の利便性向上を図ります。

ラッピングバス...広告等を印刷したフィルムを車体全体に貼り付けたバス。

ノーマイカーデー...地球環境への負荷軽減のため、自家用車等の利用自粛と公共交通機関の利用促進を行う取組。

パーク&ライド...最寄りの駅や停留所まで自家用車等で行って駐車し、そこから公共交通機関へ乗り継ぐ方式。



ラッピングバスによる観光二次交通の社会実験

(2) 市街地の整備

【現 状】

本市には現在、両津、相川、佐和田、真野の都市計画があり、全体で約 24,354ha の都市計画区域を有しています。平成 20 年度において、本市のまちづくりの目標として「基本理念」、「まちづくりの目標」及び「まちづくりの基本スタンス」を設定し、地形・生活圏の視点から市域を大きく両津・相川・国中・南佐渡地域に区分した上で、それぞれの地域の整備目標や整備方針を示し、都市の将来像やまちづくりの基本方針となる「佐渡市都市計画マスタープラン」を策定しました。

【課 題】

都市計画区域の再編

長期未着手都市計画道路の見直し

【振興方針】

4 地区の都市計画区域の統合と併せて、新穂地区の区域への編入を考慮した都市計画区域の見直しを行い、都市からの開発の影響が少ない離島としての地理的優位性を活かした土地利用と、地域別の整備目標や整備方針を設定し都市計画を進めます。

計画決定から概ね 30 年以上を経過している長期未着手都市計画道路については、その必要性、事業可能性を考慮し、変更・廃止なども視野に入れた見直しを行います。

(3) 河川、海岸、湖沼及び周辺整備

河川・湖沼

【現 状】

佐渡の河川は、県が管理する二級河川の 85 水系 145 河川と市が管理する準用河川 41 河川からなり、特徴として流路が短い急流河川が多く存在します。ここ数年、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害が全国的に頻発しており、本市においても市民の生命、財産を守るため、災害に備えた公共土木施設の整備が必要となっています。

現在、二級河川の整備は国中地区を中心に着実に整備が進められていますが、市が管理する準用河川や普通河川については、財政上の理由等によりほとんど計画的整備がなされていない状況にあります。

また、トキの繁殖に関わる周辺地域の河川整備は、共生を念頭に環境に配慮した整備を進める必要があります。このようなことから、人と環境が共生する島「エコアイランド」を目指している本市としては、市民の憩いの場として自然と調和のとれた潤いのある水辺の創出に向けた整備も必要です。

【課 題】

市民の安全が確保できるような河川整備
ハザードマップの配信等ソフト事業による災害の予防・減災
生態系や自然環境、景観に配慮した河川整備
河川敷の良好な環境維持

【振興方針】

河川整備は周辺の土地利用状況を勘案し、優先順位をつけて整備促進を図ります。

局地的なゲリラ豪雨に備え、ハード事業による整備とともに人的災害の予防策としてハザードマップ等の情報配信に努め、市民の防災意識の醸成を図ります。

自然との共生を目指す観点から生態系や自然環境景観に配慮した、自然に優しい河川整備を推進します。また、整備においては、行政が先導役としてふさわしい景観づくりを進めます。

河川敷の草刈等適切な管理については、引き続き、河川愛護意識の高揚を図り、地域住民の協力を得ながら潤いのある水辺空間の創出を促進します。



防災ハザードマップ

海 岸

【現 況】

周囲が日本海である本市は、国指定名勝地など学術的に重要な海岸線を有し、豊かな自然景観を誇る島で、海岸線に点在する集落の多くは背後に山地が迫っており、海沿いの狭いエリアに住宅が密集しています。このため、毎年のように日本海特有の冬季風浪による災害に見舞われています。

本市の海岸は約 280 kmあり、真野湾などの砂浜地のほかは、大半が砂利海岸や断崖により形成されています。

現在、本市では、海岸侵食対策、高潮対策、局部改良、環境整備の各事業が継続的に実施されていますが、整備状況は県全体の 74.4%に対し 65.7%と低い状況にあります。

平成 20 年 2 月の冬季風浪では、両津地区を中心に未曾有の甚大な被害をもたらしたことは

記憶に新しいところですが、このような被害を繰り返さないためにも、海岸保全施設の計画的かつ着実な整備の推進が必要となっております。

また、昨今の環境意識の高まりや余暇時間の増加に伴い、海岸が有する優れた自然環境や憩いの場としての機能を保全・整備していくことも重要な課題となっております。



民家を襲う高潮

【課題】

波浪や高波被害の防止・減災と生態系、景観に配慮した海岸保全施設の整備
海岸保全施設保持に向けた既設構造物の機能保持と活用
市民や観光客が気軽に海とふれあうことのできる安全で潤いのある海岸の整備

【振興方針】

波浪による侵食・高潮対策は地域住民の生命・財産を守る重要な施策であり、引き続き整備を推進します。また、自然環境や景観に配慮した海岸整備を推進します。
海岸保全施設の機能保持のため、既設構造物の機能拡充と活用を推進します。
市民の憩いの場、あるいは観光客が気軽に利用できるよう魅力ある海岸環境創出に向けた整備を促進します。

(4) 地域情報化基盤の整備

【現状】

旧市町村において整備された情報化基盤については、機器部品や後継機器が調達できないことから有線放送やオフトーク通信____などの維持が限界となり、特定地域でのみ提供されたサービスの維持が困難となっております。

情報化施設全体としては、市内全域をカバーするケーブルテレビ網整備が完了し、地域間の情報格差は解消されています。

一方、緊急時の情報伝達にも有効な携帯電話については、通信事業者及び市の基地局整備の促進により、市内のほとんどの不感地域が解消されてきましたが、一部に通信品質の改良が必要な地域が存在しており、今後も基盤整備について通信事業者への働きかけが必要とな

っています。基盤の整備が進み地域格差が解消されてきた反面、市民の情報化に対する意識やデジタルデバイド¹について、年齢等により格差が生じています。

行政の情報化については、公共施設間を結ぶ情報ネットワークの整備がほぼ完成しており、施設間の格差が縮まっています。今後はこのネットワークをさらに利用していくための検討・調査が必要となっています。

オフトーク通信...オフトーク通信は、電話回線で通信していない時間を有効利用し、各家庭に情報を送る伝達システム。お知らせや火災、災害などの緊急連絡のほか、自主番組、BGMなどの放送に利用。

デジタルデバイド...パソコンやインターネットなどの、ICT（情報通信技術）を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差をいう。情報通信技術が社会的な格差を拡大、固定化する現象。

【課題】

既存情報化設備の整理・廃止等による効率的な運用
携帯電話不感地域の解消と通信品質の向上対策
市民の情報化意識の高揚
既存ネットワークの高度利用、多角利用

【振興方針】

複数ある情報化設備を整理・廃止するとともに、広域情報伝達手段をケーブルテレビに集約を行い、リアルタイムな情報提供を行うとともに、効率的な運用を目指します。

市内における携帯電話不感地域の解消と通信品質の向上のため、通信事業者との連携を図りながら通話エリアの拡大を図ります。

市民の情報化意識の高揚のために、各種講演会などの開催や生涯学習の一環として関係部局とタイアップした講習会の開催を進めます。

ケーブルテレビの光ファイバー網を有効・高度利用した新しいシステムとして、医療、教育、福祉、防災等の導入を検討・推進します。

2. 自然と共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全

【現状】

私たちと共生してきた日本産のトキは絶滅しましたが、国際的な協力も得ながら進められてきた保護増殖活動により、平成20年9月、27年ぶりにトキが佐渡の大空を舞いました。

トキ野生復帰を実現するためには、「人とトキが共生する良好な自然環境の維持」が必要となっています。しかし、私たちを取り巻く環境は、過疎・高齢化や生活様式等の変化により、森林や農地の荒廃が進んでおり、前期基本計画で課題となったトキ野生復帰と自然環境の保全を目指すため、「佐渡市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、行政それぞれの立場で、環境保全に向けた取組の促進を図っています。また、人と環境の関わりについて正しく認識

する人材を育てるため、小・中学校に環境副読本を配付し、環境教育・環境学習の促進を図っています。



群れをなして飛ぶトキ

【課 題】

トキの野生復帰を踏まえた自然環境等の保全
河川や海の水質や、騒音・振動、悪臭等の生活環境の保全
身近な生活環境の保全

【振興方針】

人口の減少や高齢化に伴い、トキが生息していた里地・里山の維持・管理は、地域住民だけで担うことは困難な状況となっていることから、他の地域の人々や民間団体などと連携・協働した取組を更に進めるとともに、新たな仕組みづくりに取り組みます。

水質、騒音・振動、悪臭等の状況の監視、測定体制の充実を図り、公害防止のための取組を推進します。

また、河川や海等の水質保全を図るため「生活環境測定計画」を策定し、生活環境の調査に取り組みます。

安全で快適な生活環境を確保するため、環境美化活動など、市民と連携・協働した取組を推進します。

(2) 住宅・公園緑地等の整備

【現 状】

高齢者の単身や夫婦世帯の増加、女性の社会進出に伴う共稼ぎ世帯の増加、未婚率の上昇等、家族の姿が多様化しています。

公営住宅は、住宅に困窮している市民に提供することを目的にしていますが、本市での借家のうち標準世帯（夫婦と子ども3人で3DK）向けの規模を有する住宅を、民間に求めることは難しく、公営住宅がこれらの世帯を受け入れる状況となっています。老朽化した借地による住宅については、早期に土地の返却ができるよう推進を図っています。

また、地震による建築物の被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断・改修に要する経費

の一部を補助し、地震に強いまちづくりを推進しています。

市民の生活環境の向上のために、身近な所で利用できる安心・安全で憩いと安らぎが得られる公園として、20か所の都市公園を管理しています。

地区別公営住宅戸数

(単位：戸)

区分	市営住宅 (1)	単独住宅 (2)	特定公共 賃貸住宅 (3)	県営住宅 (4)	合 計
両 津	202	42			244
相 川	53	22		32	107
佐和田	130			24	154
金 井	149		6		155
新 穂	94				94
畑 野	98	20	6		124
真 野	85		7		92
小 木	5		5		10
羽 茂	29	29	12		70
赤 泊	15		17		32
合 計	860	113	53	56	1,082

- 1 公営住宅法の規定に基づき、入居者の所得に応じた家賃を算出する低所得者層向け賃貸住宅。
- 2 市の裁量により入居要件、家賃等を決定する市単独予算で建設した住宅。
- 3 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき管理をする中堅所得者層向け賃貸住宅。
- 4 県が建設し、市が管理の委任を受けている住宅。

【課 題】

- 市営住宅の整備
- 地震による建築物の被害の軽減
- 公園施設の安全対策の強化
- 市民との協働による公園管理
- 景観まちづくりの推進

【振興方針】

老朽化した市営住宅の建替えを中心として、住宅整備を図ります。また、市営住宅敷地の借地の解消に努め、財政負担の軽減を図ります。

地震による建築物の被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断・改修に対する支援をします。

公園遊具施設の老朽化に対する安全対策の強化や施設の見直しを図ります。

市民との協働による公園・緑地等の維持管理を目指します。

景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、地域の魅力の向上を図ります。

(3) 衛生施設の整備

【現 状】

近年の経済発展の中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化により、ごみの排出量の増大が大きな社会問題となっています。また、不法投棄やダイオキシン類による環境汚染等、廃棄物をめぐる環境問題も大きな課題となっており、昨今の経済状況の見地からも、ごみ量の削減により廃棄物処理施設の統合が大きく叫ばれています。

本市では、これらの問題に対応するため廃棄物処理施設の整備を行い、ごみの適正な処理に努めてきました。また、資源ごみの分別回収とリサイクルを進め、家庭から排出される生ごみについては減量化と再資源化のために、生ごみ処理器の設置を推進してきました。

廃棄物対策については、第一に廃棄物の発生の抑制、第二に循環的な利用の促進、第三に適正な処理の確保によって、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会システムの構築が急務となります。

ごみの不法投棄や海岸漂着ごみについては、市民の関心も高く、ボランティアを中心とした清掃活動が行われており、また、市では不法投棄監視員による監視パトロールの強化や市民啓発等に取り組んでいます。さらに、平成 20 年度にポイ捨て防止等の条例を制定し、不法投棄撲滅と環境美化に取り組んでいます。

年度別ごみ搬入量

(単位：トン)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
可燃ごみ	21,762	21,130	21,460	21,328	20,416
不燃ごみ	784	785	833	1,570	815
粗大ごみ	352	344	381	655	542
資源ごみ (缶・ビン)	1,243	1,205	1,172	1,124	1,083
資源ごみ (ペット)	122	125	138	145	142
有害ごみ	5	9	10	10	9
乾電池			21	23	23
集団回収 (古紙)	1,220	1,280	1,295	1,454	1,312
合 計	25,488	24,878	25,310	26,309	24,342

【課 題】

- ごみの発生抑制、再使用、再生利用（3R活動）の推進
- 廃棄物処理施設の計画的な整備
- ごみの不法投棄や海岸漂着ごみ対策の推進

【振興方針】

廃棄物等の循環的な利用の促進を図るため、資源ごみ対象品目を中心に分別収集の拡充や回収率の向上を図るとともに、廃棄物の発生抑制に取り組みます。また、グリーン購入の推進や市民啓発の充実を図ります。さらに、生ごみの処理について資源化を推進するため、調査を進めていきます。

廃棄物処理施設については、適正かつ効率的な処理を行うため、施設の計画的な整備を図ります。

生活環境や自然環境、さらに観光資源としての景観を守るため、不法投棄の監視パトロールを強化し、不法投棄撲滅と環境美化を目指します。

海岸漂着ごみ対策については、県と協議しながらボランティアが中心となっている清掃活動について支援・連携を図ります。

グリーン購入...製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービス等を調達すること。

(4) 水道・下水道事業の促進

水 道

【現 状】

本市の水道は、10 地区で 51 か所（2 か所は集落営簡易水道）の水道事業があり、従来、それぞれの水道料金設定で経営してきました。水道料金については、メーター口径別料金体制として料金統一を進めて、現在、4 上水道と南部地区及び沿岸部の簡易水道を除く簡易水道で、市全域の約 8 割が料金統一されています。

このように多くの水道事業で運営しているため、本市の水道施設は他に類を見ないほど多く点在しています。しかも昭和 30 年代から 40 年代前半の施設が多く、施設の老朽化が進み更新時期を迎えています。災害など非常時に強い水道施設整備対策も含めて主要な施設から更新事業を進めていますが、未だに未改修施設が数多く残っています。水道普及率は 99%でほぼ全域に普及していますが、今後の課題はまだ多くあります。

そこで、平成 21 年 3 月に「佐渡市水道ビジョン」を策定し、「安全・安定・持続」の水道事業に向けて取組を進めています。



平成 24 年 4 月供用開始予定の相川浄水場

佐渡市の水道事業数

区 分	上 水 道 (1)	簡 易 水 道 (2)	小規模水道 (3)	合 計
両 津	1	22	1	24
相 川	1	7		8
佐和田	1	1		2
金 井	1	1		2
新 穂		1		1
畑 野		3		3
真 野		4		4
小 木		2	2	4
羽 茂		2		2
赤 泊		1		1
合 計	4	44	3	51

1 給水人口 5,001 人以上。

2 給水人口 101 人以上 5,000 人以下。

3 給水人口 50 人以上 100 人以下、両津地区簡易水道には集落営 2 箇所含む。

【課 題】

上水道事業の統合

簡易水道の統合及び上水道への編入

水道料金の統一

老朽水道施設の更新

災害対策

水源の確保

【振興方針】

地方公営企業法を適用している両津、相川、佐和田、金井の上水道、金井東部簡易水道、真野簡易水道、新穂簡易水道に加えて、簡易水道特別会計で運営している畑野小倉簡易水道及び隣接する簡易水道を統合して、平成 23 年度を目途に第 1 次「佐渡市上水道事業（仮称）」を発足させます。これにより、水道行政の業務分担の見直しを行い、全体的なコスト削減に向けて取り組みます。

簡易水道の統合整備事業を進め、統合整備が完了した簡易水道で、給水区域の見直しや料金及び給水条例の統一など、企業会計における経営統合条件が整った簡易水道から計画的に上水道への統合を図り、市の水道事業の一本化を目指します。

各水道事業の整備・統合を進め、各水道事業の条件整理と合意形成を得て、すべての水道料金の統一に向けて取り組みます。

浄水場等の水道施設は、優先度を総合的に判断し計画的に更新します。水道管の更新は、国庫補助事業や関連事業を有効に活用し、上水・簡水の石綿セメント管を最優先に順次更新します。

災害などによる有事の際には、市の水道施設は離島の影響を大きく受け、初期の応急復旧をする資材不足及び島外からの相互応援の遅れが想定されます。このため、複数水源の確保、貯水タンクの整備や貯蔵品資材庫の整備を進めます。

また、日本水道協会との連携を密にし、相互支援による緊急時の対応と対策の強化を図ります。

水道水源の確保は最重要課題であり、新たな水源の確保のために、新水源井戸並びに河川・ダムからの取水の調査・調整を行います。

また、長期展望に立ち、環境保全対策等を含めた他事業との連携を図りながら、水源確保対策として広葉樹による森林整備促進に取り組み、水源かん養機能を向上させ水の保有対策に努めます。

下水道

【現 状】

汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業、合併浄化槽整備事業により促進しています。

公共下水道事業は、国府川処理区、両津処理区、相川処理区、小木処理区、羽茂処理区及び赤泊処理区において計画的に整備を図っているところです。下水道事業における処理人口普及率は約 56.4%（県平均 64.6%）、接続率は 50.1%（県平均 83.7%）で、共に低位に位置しているのが現状です。

今後は現状を踏まえ下水道の整備を進めていかなければなりません、下水道の整備費は膨大であることから起債残高が増えている状況にあります。

集落排水事業については、姫津・達者漁業集落排水、多田漁業集落排水、亀脇漁業集落排水、琴浦漁業集落排水及び沢崎漁業集落排水の各地区で、既に供用開始をしています。また、江積・田野浦漁業集落排水は平成 21 年 3 月、及び川茂農業集落排水は平成 21 年 12 月にすべて整備を終え供用開始となりました。

合併浄化槽整備事業は、公共下水道事業及び集落排水事業による集合処理に適さない地区を対象に個別処理により整備しているところであり、平成 20 年度末現在約 2,800 世帯で稼働しています。

下水道の汚水は各浄化センターで処理され、4 処理区から出る汚泥はクリーンセンターにおいて焼却処分し、1 処理区の汚泥は島外に搬出しています。

下水道料金、負担金・分担金については、処理区ごとに料金設定が異なり使用者・受益者に不公平感があるため統一を図る必要があります。

市街化の進行により短時間に大量の雨水が流出し、既設の道路側溝等の流下能力では処理できず、内水氾濫による浸水被害が発生しています。そのため、これらの地区における雨水対策が必要となっています。

地区別下水道普及率及び接続率（平成 20 年度末現在）

（単位：％）

区 分	普及率	接続率
両 津	57.2	37.0
相 川	25.0	30.9
佐和田	71.1	54.3
金 井	63.3	54.0
新 穂	59.6	49.6
畑 野	72.6	54.1
真 野	60.2	74.8
小 木	70.5	58.6
羽 茂	28.9	38.1
赤 泊	57.5	53.4
合 計	56.4	50.1

【課 題】

汚水処理普及の促進と接続率の向上

災害対策

市街地の雨水対策

下水道料金、負担金・分担金の統一

下水道汚泥の処理方法

【振興方針】

汚水処理は、公共下水道の 6 処理場及び集落排水の 6 処理場、並びに個人設置型の合併浄化槽により普及率の促進を図っていきます。集合処理区域、個別処理区域の見直しを進め、より経済的で効率のよい汚水処理計画を作成し汚水処理 100%を目指します。

また、汚水処理施設の整備後、早期に下水道に接続できるよう、その必要性の啓発を図るとともに接続に必要な補助・助成制度を充実し接続率の向上を図ります。

下水道施設の多くが地下に埋設されているため、被災時には住民生活に長期にわたり多大な影響を与えることから、他機関との連絡協議等の安全確保対策及び二次災害防止対策の推進を図ります。

市街化の進行、集中豪雨の頻発などによる雨水の低地への到達速度等を見直し、既存の都市下水路、雨水管渠の所要断面を再検討し、新設、改築等、雨水流出抑制対策を図ります。

県管理の国府川浄化センターが、平成 26 年 3 月に市へ移管されることに伴い、処理区ごとに違う下水道料金及び負担金・分担金の統一に取り組みます。

汚泥がエネルギー等の資源として再利用可能であれば、焼却・搬出等、費用の削減にもつながることから、処理方法の研究をします。

(5) 新エネルギー導入促進

【現 状】

大気中のCO₂などの温室効果ガスの濃度が上がり続け、温室効果が必要以上に働くようになり、地球の温暖化が早まっています。

世界的にエネルギー消費量は増え続けており、日本のエネルギーの約9割を海外からの輸入に依存していますが、その多くは石油・石炭などの化石燃料です。このため、日本でエネルギー資源不足の影響が強く出るものと考えられます。

離島である本市の光熱費は、本土の物価より高く、島内の発電電力量は火力に9割以上と大きく偏っているため、佐渡産のエネルギーが必要となっています。このことから、平成18年2月に「地域新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入に取り組んできました。また、平成21年3月には経済産業省の「EV・pHV(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)タウン構想」の実施地域として新潟県が選定され、そのモデル地区となった本市は、普及・啓発を図るため、県内自治体として初めて公用車に電気自動車を率先導入しました。



県内自治体初の電気自動車の導入

【課 題】

- 自給自足エネルギー導入の推進
- 総合的・計画的な事業の展開
- 市民一人ひとりの環境意識の啓発

【振興方針】

太陽光発電の普及や生ごみ・汚泥の利活用など、本土に依存しないエネルギーの自給自足を目指し、自然エネルギー導入について調査・研究します。

また、自然エネルギー導入への支援を行い、環境にやさしいまちづくりに努めます。

再生可能エネルギーの利活用と理想的な電力受給バランスを取るための研究会を立ち上げ、総合的・計画的な施策を展開します。

市民や事業者への新エネルギーや電気自動車に関する情報提供や普及・啓発を行い、地球温暖化対策を更に推進していきます。

3. 安全安心のまちづくり

(1) 消防防災・救急体制の整備

消防・救急体制

【現 状】

消防圏域15分・救急医療圏域30分以内の実現のため、消防本部新庁舎、海府・前浜分遣所の建設により消防拠点が整備され、均衡の取れた消防サービスが可能となりました。しかし、救急医療圏域30分以内については、一部空白地域等があるため、引き続き検討する必要があります。

消防本部庁舎建設により高機能指令センターが導入され、119番通報の一元化及び通報位置が瞬時に分かる位置情報通知システムにより、消防・救急隊の現場到着時間が短縮され、火災の被害軽減・救急の早期応急手当が行えるようになりました。

また、本部庁舎と併設された防災センターでは、災害時には500人規模の一時避難施設となるほか、平常時には防災教育の場として、地震、消火、煙避難及び119番通報等の体験を通して、住民の防災意識の高揚を図ることができます。しかしながら、高齢化の進行に伴い高齢者世帯における火災発生件数が増加傾向にあります。

救急業務については、出場件数が増加傾向にあり、救急隊員が迅速かつ的確に応急処置ができるよう傷病者の被害の軽減を図る教育・体制づくりに取り組んでいます。



新築された消防庁舎

火災発生件数

(単位：件)

区分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
建物	17	27	30	20	27
林野	9	4	4	4	10
車両	3	2	2	4	5
船舶	0	0	0	2	0
その他	17	12	15	13	8
合計	46	45	51	43	50

救急出動件数

(単位：件)

区分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
救急	1,668	1,865	1,784	1,873	1,722
交通	217	201	204	177	194
一般	361	383	370	390	406
その他	337	401	403	401	416
合計	2,583	2,850	2,761	2,841	2,738

【課題】

- 消防団の活動体制の強化
- 救急・消防施設設備の近代化
- 高齢者世帯の安全対策

【振興方針】

消防団員の確保に努め、機動力のある消防自動車、小型動力ポンプ付軽積載車を計画的に配備します。また、消防団員が地域に密着した消防団の活動環境を整備するとともに、団員が消防活動を行いやすくするよう事業所に協力を求める「消防団協力事業所」を促進します。

消防防災拠点の署所の各種車両・装備などを計画的に更新整備するとともに、耐震性防火水槽の整備を計画的に進め、消防力の確保を図ります。

救急については、高規格救急車・高度救命用資機材の整備促進とともに、救急救命士の養成、救助隊員の資質の向上に努めるとともに、住民に応急手当の知識・技術の普及啓発を図ります。

火災による死傷者をなくすため、民生委員及び消防団員と協力し高齢者世帯の防火訪問を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置を促進します。

防災体制

【現 状】

各地で大規模災害が発生していることを考慮し、市民の生命・財産を守ることは、市の責務であることから、総合的な防災対策・体制の強化を図ることが急務とされます。

これまで、本市が被った災害は風水害でしたが、県内では「中越大震災」「中越沖地震」が発生し、また、佐渡北方沖には地震空白域のあることが発表され、地震・津波災害発生が懸念されるほか、近年は「ゲリラ豪雨」と言われる局地的水害の発生も懸念されています。

これら災害に対し、市民への防災体制の充実強化と情報伝達施設の整備が必要となっています。

自主防災組織結成状況

(単位：%)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
組織化率	12.4	33.5	66.6

組織化率は市内全世帯数に対する組織に加入している世帯の割合。

【課 題】

自主防災組織等の充実強化

緊急時情報伝達手段の構築

【振興方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識のもと、自主防災組織結成率 100% を目指し、引き続き地域説明会を実施するとともに、結成済み組織については防災訓練等の活動を通じて防災意識の高揚を図ります。

また、防災関係機関や防災ボランティア等と災害に備えて事前に体制整備を推進するとともに、常に情報共有化を図り、市の総合防災訓練を通じて、その連携を図ります。

地震等の災害発生時に、全市民に対し災害情報を迅速かつ正確に伝えるため、緊急時情報伝達システムの構築を図ります。

(2) 交通事故防止対策の推進

【現 状】

市内の交通事故発生状況は、平成 16 年以降、件数・負傷者数とも減少傾向にありますが、より一層の減少を図るため、運転者・歩行者に基本的な交通ルールの指導や広報活動を実施し、交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。特に、高齢者社会の進行に伴い高齢者が関与する事故割合が高くなっているほか、原因別では前方不注意、安全不確認がその半数を占めていることから、これらを重点に交通安全教育を行います。

交通事故発生件数

(単位：件数)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件 数	281	269	259	232	219

【課 題】

交通安全施設の整備充実
交通安全意識の高揚

【振興方針】

市街地での歩道整備促進など、交通弱者に配慮した交通安全施設の整備を推進します。
また、危険箇所の計画的解消を図るとともに、定期的な安全パトロールの拡充をします。

交通安全意識の高揚を図ることが交通事故防止につながることから、関係機関と連携し高齢者・女性運転者講習並びに子どもに対する交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動期間における街頭指導を関係機関と連携し実施します。

(3) 防犯対策の充実

【現 状】

市内の犯罪発生状況は、平成 16 年以降、減少傾向にありますが、全国的には依然として凶悪な犯罪や振り込め詐欺など、市民生活に不安を抱く被害が増加しています。市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の高まりが大きな犯罪の抑止効果となることから、関係機関や団体と連携しながら、地域の連帯を再認識し、犯罪のない地域社会づくりに取り組むことが必要です。

地区防犯協会の統合を図り、「佐渡市安全安心まちづくり協会」を結成し防犯活動の統一化を行うとともに、地域での見守り活動を推進することにより、犯罪の抑止効果が表れました。

犯罪発生件数

(単位：件数)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件 数	594	534	393	328	268

【課 題】

防犯体制の整備
防犯意識の高揚

【振興方針】

「佐渡市安全安心まちづくり協会」により各地域での活動を推進し、自主的な防犯活動の育成・支援を行うことにより、まちぐるみの防犯体制を構築します。

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、地域でのボランティア活動、防犯イベントを通じ防犯意識の高揚を図ります。

4. 健やかで思いやりのあふれるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

【現 状】

わが国の平均寿命は、近年、医学の進歩や生活環境の改善等によって、急速に伸びたことにより、世界有数の長寿国となっています。

このような人口の急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣等を起因とする生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人や心の健康に悩む人などが増加し、深刻な社会問題ともなってきました。さらに、少子高齢社会では、医療費や介護の負担増大も予想されます。

また、母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を担う子どもを安心して産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるための基盤です。

今後、ますます少子高齢化が進む本市において、すべての市民が健やかで心豊かに自立した生活をしていくためには、従来どおりの保健事業を実施するだけでなく、目標値を定め、健康づくりに関連する部局、関係機関、団体等との連携を図りながら、健康増進計画「健幸さど21」に基づき、総合的に事業を推進するとともに、市民一人ひとりが、自分の意思によって健康づくりに取り組めるよう支援していくことが求められています。



健康づくりの輪を広げるイベント（しまびと元気まつり）

【課 題】

生涯にわたる健康づくりの促進

市民参加参画型健康づくりの強化・充実

【振興方針】

「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの思想を広め、健康を支える環境づくりを進めるとともに、日常の健康管理や健康相談など子どもから高齢者まで生涯にわたる保健サービスが受けられるよう体制整備を進めます。

市民ニーズの高度化・多様化が進む中で「誰もが住み慣れた地域の中で、健やかに生き生きと自立して暮らすことができる社会の実現」を目指すために、市民の積極的な参画を促進し、健康づくりの強化・充実を図ります。

(2) 医療体制の充実

【現 状】

新潟県の二次医療圏域の一つである佐渡医療圏域は、6つの病院で形成されており、急性期医療の大部分を担っている厚生連佐渡総合病院が、島内の基幹病院と位置づけられています。しかし、施設の老朽化や高度医療機器の未整備などにより、島外医療機関を利用する患者も増加しており、島内での完結型医療が求められています。

また、離島という地理的な条件もあり深刻な医師不足に加え、医療機関での看護師不足も重なり、安定した医療体制の確保が大きな課題となっています。

救急医療については、市立佐和田休日急患センターが初期救急を、市立両津病院、市立相川病院、佐渡総合病院の3つの病院が輪番制により二次救急を担っていますが、佐渡総合病院への患者の集中が著しく、スタッフの疲弊を招いています。

へき地医療については、無医地区及びそれに準じる地区が9地区、無歯科医地区及びそれに準じる地区が11地区(平成16年12月31日調査)となっています。これらの地区に対し、へき地医療拠点病院による巡回診療や、へき地医療拠点病院以外の医療機関もへき地診療所へ医師を派遣しています。

市立病院においては、平成21年度から地方公営企業法の全部適用とし、病院運営の改革に取り組んでおり、平成23年度までの3年間で黒字化を目指しています。



市立両津病院

【課 題】

佐渡総合病院の老朽化・狭あい化
救急医療体制の再編
病病連携・病診連携の促進
医師・看護師不足の解消
へき地医療の確保
市立病院の経営健全化

病病連携・病診連携...病院と病院、病院と診療所間で患者の紹介や診療情報の交換などの連携を行い、医療機能の役割分担を図ること。

【振興方針】

懸案であった佐渡総合病院の新築移転事業に対し財政支援を行い、2.5 次救急医療体制の構築による島内完結型医療の実現を図ります。

病院へのコンビニ受診による医療スタッフの疲弊を防止するため、初期救急体制の見直しを行い、救急医療機能の役割分担を図ります。

診療情報の電子化等により島内医療機関のネットワーク化を図り、病病連携・病診連携を促進します。

医療機関のネットワーク化や救急体制の見直しなど医療環境の整備を図り、医師や看護師など医療技術者の定着を促進します。

高齢化が進む中、へき地医療の果たす役割は大きいため、巡回診療の実施やへき地診療所への支援などにより無医地区等や無歯科医地区等の医療体制を確保します。

地域医療の確保等、公立病院の役割やあり方を見直し、佐渡の地域にあった、経営の成り立つ病院を目指します。

2.5 次救急医療体制...入院治療を必要とする重症患者に対応する 2 次救急医療と、2 次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、又は重篤な患者に対応する 3 次救急医療の中間に位置する医療体制。

島内完結型医療...解離性大動脈りゅうや広範囲な熱傷などの高度な救急治療を除き、ほとんどの治療が島内で行えること。

コンビニ受診...「平日は休めない」や「日中は用事がある」等の理由で、緊急性のない軽症患者が、本来重症患者の受入れを対象とする救急外来を、休日や夜間に安易に受診すること。

(3) 地域福祉の充実

高齢者福祉

【現 状】

本市では高齢化が急速に進み、65 歳以上人口が占める割合が平成 21 年 10 月現在、36.1% (住民基本台帳人口) まで達しています。特に、過疎化や核家族化とあいまって単身高齢者や高齢者のみ世帯の占める割合も 33.1%と増加している中、地域から孤立した状態で高齢者

が死亡する事例等があり、見守り強化が必要となっています。

このように高齢化が進む中、医療・福祉分野における人材不足解消と民間活力の助長・活用を推進し、だれもが安心して暮らせる環境・地域づくりが必要となっています。



真野第2保育園と西三川デイサービスセンターの複合施設

【課題】

入所待機者等を介護する在宅介護者の負担軽減及び高齢者の在宅での自立支援を図る
在宅福祉サービスの強化

日常の安否確認及び緊急時の通報手段の確保

介護予防事業の推進

人材確保と民間活力の導入

【振興方針】

高齢者を在宅で介護する介護者の負担軽減及び高齢者自身の自立支援を図るため、現在の在宅福祉事業の見直しにより、在宅福祉サービスの強化を図ります。

「地域の茶の間」等の拠点づくりで、高齢者や障がい者等が安心して生活できるように、地域が一体となって支え合う体制整備に努めます。

既存の地域の見守り体制を維持・継続し、高齢者の相談体制を充実するとともに、単身高齢者世帯等に双方向通信システムなどによる安否確認や緊急時の通報手段の確保に努めます。

高齢者がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるように、介護予防事業を積極的に推進します。さらに、介護予防教室については、継続して参加できる事業を実施し、生活機能の維持や向上を図ります。

NPO等民間事業者の育成支援や、事業参入しやすい環境の整備を図ります。また、医療・福祉・介護が連携した拠点づくり（コンパクトシティ化）を推進し、安心して暮らせる環境整備と人材の確保と有効活用に努めます。

社会福祉

【現 状】

障がい者福祉については、平成 18 年度の障害者自立支援法施行に合わせ、障がい者施設の整備、サービス提供体制の整備に努めていますが、まだ施設サービスや在宅サービスが十分とは言えない状況です。また、障がい者の社会参加や就労などの支援を進めることが必要な状況です。

児童福祉については、平成 21 年 9 月末現在、公立保育園 28 園、へき地保育園 4 園、児童館 2 か所、学童保育 6 か所があり、児童の健全育成に努めています。保育園においては、延長保育をすべての公立認可保育園で実施可能とし、一時預かりも 3 園で実施しています。

また、ファミリーサポートセンターを設置し、子育て支援に係る有償ボランティアのネットワークの構築を図るとともに、子育て支援情報紙の発行により、子育てサークルの活動状況や子育て支援事業の周知を図っています。

母子福祉については、平成 20 年度から母子生活支援施設を開設し、母子家庭の生活支援を図っています。また、児童家庭支援センターを設置して、母子・寡婦世帯への支援や児童虐待、DV など多様化している家庭問題等に対する相談体制を整備し、問題解決に努めています。

低所得者等の福祉については、生活困窮者の相談に乗るとともに、生活保護を必要とする世帯への支援に努めています。また、燃油高騰による低所得者世帯への灯油代助成など社会情勢に合わせた支援を実施しています。

地域福祉については、他の福祉関連計画や福祉施策との整合性を図りながら、地域福祉計画を策定し、地域福祉全体の取組の方向性を示しています。この中で、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など関係機関、団体等の役割の明確化や連携の強化に加え、住民参加により地域福祉の推進を図ることとしています。

DV...ドメスティックバイオレンス。一般的に夫や恋人など親密な関係にある又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力のこと。



多様化する保育ニーズ

【課題】

障がい者施設の建設や整備に対する支援などサービス提供基盤の整備

障がい者の自立促進

保育園の統合及び民営化の推進

仕事と子育ての両立を図る保育環境の整備

母子家庭等の相談支援の充実

低所得者等の就労支援及び貸付制度の促進

地域社会における見守りや支援体制の整備

サービス提供体制の充実

ノーマライゼーションの普及・啓発及びバリアフリー化の推進

認知症高齢者や知的障がい者などの人権擁護

ノーマライゼーション...障がいがあっても誰でも参加できて普通に暮らせる社会。

【振興方針】

障がい者が地域で自立して生活できるよう、グループホームやケアホームなどサービス提供体制の整備に努めます。

障がい者の就労につながるような作業訓練や技能の向上などを進めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携して就労支援を行います。

また、障がい者やその家族からの相談窓口を充実するとともに、サービス利用に向けて障がい程度区分認定がスムーズに行える体制を整備します。あわせて、障がい者について広く理解をしてもらうための啓発活動を推進します。

園児数の推移等の状況を見ながら適正規模への統合を地域の理解を得ながら推進を図ります。また、多様化する保育ニーズに対応するため、公立、私立保育園の役割を明確にした上で、市立保育園の民営化を推進します。

学童保育の充実、休日保育、病後児保育の実施等、ニーズを把握し子育てと仕事の調和の取れる施策を実施します。

増加の傾向にある虐待やDVなどの相談支援を充実するとともに、要保護児童対策協議会を活用し、関係機関や民生委員・児童委員などとの連携を密にして情報収集と問題の早期発見、解決に努めます。

被保護世帯から脱却し、生活の安定を図るよう就労支援をします。

また、福祉資金など貸付制度の周知や、低所得者に対する支援施策を整備します。

社会福祉協議会や関係機関、団体、ボランティア等の連携により、地域社会における見守りや支援体制の整備を図ります。

地域で自立して生活できるよう、必要な福祉サービスが利用できるようサービス提供体制の整備に努めます。

ノーマライゼーションの意識を広く普及するとともに、施設や道路などのバリアフリー化を進め、社会参加が容易になるような環境づくりに努めます。

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者などの権利を守るため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の更なる取組を進めます。

(4) 社会保障の充実

国民健康保険制度

【現 状】

国民健康保険制度は社会保障制度の一環として実施され、その制度発足以来、医療保険の中核として地域住民の医療の確保や健康の保持・増進に大きく貢献し、住民が安心して生活を送るための重要な役割を果たしています。

しかしながら、医療制度改革に伴う制度改正により「後期高齢者医療制度」の創設による被保険者状況の変化や、加速する少子・高齢化社会の進行と昨今の経済情勢の悪化から、加入者に低所得者が多くなっています。加えて、疾病構造の変化や医療技術の高度化に伴い、被保険者 1 人当たりの医療費は年々増加しており、保険者にとってはますます厳しい財政運営を余儀なくされています。

【課 題】

保健事業等の推進による安心して生活できる体制への取組
国民健康保険制度の安定運営

【振興方針】

国民健康保険の事業運営に当たっては、健康教育、健康づくり等の保健事業を通じて、関係機関と連携を強化して取り組み、住民の健康に対する意識の高揚を図り、疾病の予防・早期発見、適正な受診により、生涯、健やかで自立した生活が送れるよう体制を充実します。

国保事業の財政運営の要である保険税の適正な賦課と収納率向上に努めるとともに、医療費の適正化を推進し、国民健康保険制度の安定運営を図ります。

後期高齢者医療制度

【現 状】

後期高齢者医療制度は、高齢期における適切な医療確保を図ることや医療費の適正化推進のため、高齢者医療において前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度として、平成 20 年 4 月にスタートしました。

本市の後期高齢化率は 21% ですが、65 歳以上人口のうち後期高齢者が約 60% を占めており、将来的に医療費の増加が危惧されます。

被保険者 1 人当たりの保険者負担費については、療養給付費は県内でも平均的な負担額となっていますが、療養費は県内トップとなっています。

【課 題】

医療費の適正化の推進
後期高齢者医療制度の安定運営

【振興方針】

制度の啓発活動を積極的に実施することにより市民の制度理解を求め、健診等の活用により市民が安心して生活できる環境の下、関係機関との連携により医療費の適正化を図ります。

後期高齢者医療の事業運営に当たっては、新潟県後期高齢者医療広域連合等の関係機関との連携を強化し、高齢者の健康に対する意識の高揚、疾病の予防・早期発見、適正な受診、生きがい対策等に対応できる体制を充実します。また、保険料の収納率向上に努め、医療費の適正化を促進し後期高齢者医療制度の安定化を図ります。

国民年金制度

【現 状】

制度創設以来、本人や家族の健全な国民生活を支えるものとして大きな役割を果たし、高齢期の生活基盤を支える主要な制度として運営されています。しかし、急速な少子・高齢化や不況による若年層の就労形態の変化により、保険料未納問題は更に深刻化し、年金制度運営に大きな影響を与えています。

【課 題】

制度の啓発活動の充実
年金相談体制の充実

【振興方針】

市民の年金制度に対する理解を深めるため、関係機関との連携を強化し、効果的な広報・啓発活動に努めます。

年金相談会の開催や職員研修の実施をすることで、安心した社会保障を受けながら生活が営める環境整備を進め、年金相談体制の充実を図ります。

介護保険制度

【現 状】

介護に関する福祉サービスと保健医療サービスが、総合的・一体的に提供されるよう、特養や老健などの大規模施設の整備を進めた結果、入所待機者の解消には一定の効果を挙げたものの、高齢化の進行とともに、要介護認定者も増加の傾向にあり、施設の介護サービスを必要とする対象者の解消が図られない状況です。

高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合（要介護認定率）も、平成 21 年 12 月末現在 18.6%と年々上昇を続けており、要介護・要支援認定者数及び居宅介護サービス等の利用者が増加しています。

【課 題】

介護老人福祉施設等の整備
介護サービスの費用負担軽減等の支援

【振興方針】

住み慣れた地域で生活が続けられるように、要介護高齢者、認知高齢者に対応した小規模特養、グループホーム等、地域密着型施設の整備を計画的に進めます。平成 27 年の施設・居住系サービス利用者数を目標値に設定して、長期的な体制整備を年次ごとに目標数値を定めて、計画的に進めていきます。

低所得者等で経済的に介護サービス利用が困難な人に対し、サービス利用に伴う費用負担の軽減を図ります。

第2節 魅力ある就業環境

1. 豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり

(1) 農林水産業の振興

農 業

【現 状】

佐渡の農業は、基幹産業として重要な位置付けにあります。佐渡全域では、トキの野生定着に向け環境に優しい米作りが行われており、生きものをはぐくむ農法による「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」の販売を通し、豊かな自然を背景にした佐渡米のブランド化を進めています。

また、おけさ柿、リンゴ、イチゴ、洋ナシ、イチジク等の特産品の取組やアンポ柿などの加工品、繁殖牛、乳牛を中心とした佐渡牛の生産拡大を進めていますが、市内で消費されている食材のほとんどは島外から移入されています。

一方では、水田経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度等、国の制度を活用し、農業生産法人を含む認定農業者や集落営農組織等を中心に地域農業の担い手育成に取り組んでいますが、米の生産調整の強化や農作物の低価格化、過疎・高齢化による担い手不足が深刻化し、耕作放棄地の増加要因ともなっています。このことから生物多様性農業を背景とした佐渡産農産物全般のブランド化、販売体制の確立が急がれます。

また、米価の低迷により、より一層の生産コストの縮減、担い手への農地集積が求められています。

国営事業では、小倉ダムが完成し新たな水源の確保と用水路整備により、順次用水の利用が可能となり、また、県営ほ場整備事業など農業農村整備事業の推進により、県平均を上回る水田整備率を達成しています。

生物多様性農業...農家が取り組む「生きものをはぐくむ技術」を組み合わせることで、食物連鎖の循環社会を再構築するとともに豊かな自然景観を保持することはもとより、環境ブランドの構築から消費者の食に対する信頼を得ようとする農業。

市内の耕地面積の推移

(単位：ha)

区 分	田	畑		
		普通畑	樹園地	牧草地
平成 7 年	8,367	800	670	32
平成 12 年	7,750	596	602	21
平成 17 年	7,580	487	567	82

(「農林業センサス」より)

島内の主要作物の推移

(単位：百万円)

年次	米	豆類	野菜	果実	花き	工芸農作物	種苗その他	肉用牛	乳用牛	加工農産物	その他	合計
平成15年	11,683	143	852	1,461	68	245	225	245	398	134	217	15,671
平成18年	9,360	110	1,060	1,540	50	140	180	200	360	130	240	13,370

【課題】

- 生物多様性農業を背景とした佐渡産農産物の販売戦略の構築
- 持続的な農業生産活動を行う担い手の育成
- 生産性向上に向けた基盤整備
- 主要作物の生産振興
- 生産から販売までを連携させる仕組みづくり



ブランド化に成功した朱鷺認証米

【振興方針】

トキをシンボルとした生きものと共生する生物多様性農業を、佐渡米のみならず農産物全体に拡大し、販売ブランド力の向上を図るため、「佐渡市生きもの共生環境経済戦略」を策定し推進します。

あわせて、関係機関と連携しながら島外への多様な販売網の構築を進めるとともに、島内消費を拡大するため地産地消を促進します。

また、更なる環境イメージ戦略に取り組み、消費者や企業との交流を通して人材交流や企業誘致等に結び付けるなど島外資本を活用し、地域農業全体の活性化を図ります。

国及び県の施策と連動し、生物多様性等の佐渡の特徴を活かした「佐渡版所得補償制度」の創設により、再生可能で持続的な経営安定化を図ります。

また、法人や団体等の農業参入を促進するとともに、若者や退職者世代等U・Iターン者を多様な担い手と位置付けて確保を図ります。

耕地面積の減少に対する生産構造対策として、国営・県営総合土地改良事業、県営ほ場整備事業等の活用による生産基盤の確立を推進します。

また、土地基盤整備による農地流動化の促進と、農業用排水の整備による農業生産活動の可能性を拡大し、水田の汎用化、畑作物の生産安定、品質向上を目指します。

佐渡米やおけさ柿等の果樹及び佐渡牛など、農畜産物の高品質・高付加価値化に取り組むとともに、低コスト生産を図ります。

島内産業の農商工連携を通じ、地場産の農林水産物等の生産、加工、販売できる流通システムづくりを推進し、地域経済の活性化を図ります。

林業

【現状】

高齢化により就労者の減少が急速に進み、良質な木材生産に最も重要な間伐施業適期となった山が手入れされないまま放置されています。一方で、佐渡全域に広がった松くい虫被害跡地林は手を入れられずに放置されたため、雑木に覆われかつての豊かな佐渡の緑は減少しています。

また、佐渡産材は生産・加工・流通体制の整備が遅れていることから、島外産材に押されて島内ではほとんど利用されることなく、伐採適期を過ぎても山に残っているのが実情です。

林産物では、特にシイタケ生産高は高齢化、就労者不足、生産に適した大きさのほだ木の調達が困難等の理由で、最盛期に比べて4分の1の生産量にまで減少しています。

今後、林業の振興は、木材の供給、水源のかん養、国土の保全等本来の目的のほか、地球温暖化対策の面からも極めて重要な課題であり、林業の視点以外での総合的な振興策が必要となっています。

【課題】

- 林業就労者の確保
- 整備森林の拡大、佐渡産材の活用
- 林産物の生産向上
- 多様な森林価値の発揮

【振興方針】

森林組合を中心に後継者の育成を図るとともに、健全な森林整備を目指し、作業員の技術の向上を図ります。また、若年層を対象とした体験学習活動を開催し森林に対する意識の啓発、担い手の確保を図ります。

佐渡杉ブランド材の利用を促進するため、PRに努めるとともに、ブランド材を使った住宅建築への支援や安定供給体制整備への支援を進めていきます。また、効率的な間伐を実施するための林内道路に接続する作業道、ワークロードの支線整備を進め、高性能林業機械を活用し、素材生産量の拡大を目指します。

間伐材については、合板材利用、バイオマス利用など新たな用途に合わせた伐採、搬出や運搬の技術を確立し、佐渡産材の島内利活用を活性化するため、各種林業関係団体

と連携して、地元産材の流通体制を確立します。

シイタケ生産において、県内一の優良生産地であることを再認識し、異業種参入促進を図りながら最盛期に近い生産高に回復するよう努めます。シイタケ原木の調達、伐採、搬出等について生産者の経費負担軽減に努めます。また、他の林産物においても県やJA、森林組合と連携して生産から販売までの流通経路を確立し、ブランド化できる商品を開拓し、林業経営による収入の増大を図ります。

化石燃料に代わる環境負荷の少ない木材・竹材等のバイオマスの有効活用を目指し、間伐材、竹材をペレットとして活用するシステムを構築します。森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査、作業道や歩道の刈払い、補修などの地域活動を確保するための支援を行います。

本来の森林の役割を改めて認識し、山の持つ多様性を十分に発揮できるよう地域住民と協力し森林整備を進めることを通して、山や森や木に関心が持てるよう啓発します。



間伐材を利用したペレットストーブ

水産業

【現 状】

本市の水産業・漁村は、「新鮮で安全な水産物」を安定的に供給する役割と、自然環境の保全、親水空間、海洋性レクリエーションなどの多様な機能を通じて、「やすらぎとうるおいの場」を提供する役割を担っています。

水産業を取り巻く情勢は、漁業生産量の減少、輸入水産物の増加等による魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化などより経営は悪化し、漁協組織も脆弱化しています。

一方、漁村は大切な生活の場であると同時に、自然環境の保全、遊漁や海水浴、ダイビングなどうるおいの空間の提供、文化・伝統の継承などの多様な機能を有しています。

主要魚種別漁業生産量（佐渡地区）

（単位：トン）

年次	いか類	あじ類	ぶり類	貝類	かに類	ほっけ類	たら類	かれい類	その他	合計
H9	3,186	4,000	1,068	581	810	630	510	217	14,720	25,722
H10	1,958	3,246	1,756	694	837	547	485	209	20,470	30,202
H11	2,728	1,923	1,056	728	959	407	391	206	21,736	30,134
H12	2,010	2,327	1,713	723	902	381	379	237	8,097	16,769
H13	2,183	1,827	1,204	669	858	221	356	266	5,130	12,714
H14	1,780	651	1,141	674	700	256	275	269	2,898	8,644
H15	1,780	975	789	717	589	333	296	270	3,043	8,792
H16	1,348	843	1,814	656	481	204	313	244	3,009	8,912
H17	1,391	833	1,105	581	460	148	477	223	3,436	8,654
H18	2,311	815	784	621	532	167	529	199	3,412	9,370

（「新潟県農林水産統計年報」より）

【課題】

- つくり・育て・管理する漁業の推進
- 水産物供給体制の整備と収益性の高い漁業経営の確立
- 漁業担い手の確保・育成
- 役割に応じた漁港の効率的な整備
- 水産業・漁村が有する多面的機能の発揮

【振興方針】

資源の増大と持続的利用を図るため、有用魚種の種苗放流を推進する「つくる漁業（栽培漁業）」、稚魚などの成育の場である藻場の回復や漁場を整備する「育てる漁業（漁場造成）」、資源を適正に保存管理し持続的に利用する「管理する漁業（資源管理型漁業）」を連携させた「つくり・育て・管理する漁業」を推進します。

清浄市場や漁港の清浄設備の整備を推進し、鮮度保持の徹底など漁業者意識の改善を目指し、安全・安心な佐渡産水産物の供給を促進します。

また、価格形成力を強化・有利販売の促進のため、水産物の付加価値向上への取組としてブランド化を推進するとともに、捕る漁業から一次加工し自ら販売する漁業への取組を推進します。

収益性の高い漁業経営の実現に向け、省エネ型漁業の促進や漁業経営体質強化のため組織基盤の強化や活力ある漁協・漁業者の支援や協業化を推進します。

担い手を確保・育成するため、漁業関係団体と連携し、技術研修等を推進します。

また、人材の育成・活用を図るため、地域漁業のリーダーとなる漁業士の育成や、青少年への環境関連を交えた体験学習活動を促進します。

漁港の役割や機能に応じた効率的な施設整備を推進し、既存施設による漁港機能の確保に努めます。

また、沿岸域の環境や漁場保全などに配慮した漁港と漁場の一体的な施設整備を行います。

水産業・漁村が有している多面的機能が発揮されるよう、水域環境の保全、漁港海岸の保全と環境整備による安全な地域づくり推進の一環として、海山の連携活動を始め、体験学習・交流事業を促進します。さらに、海洋深層水の利活用の促進に取り組みます。



ブランド化を目指す寒ブリ

(2) 商業の振興

【現 状】

本市の小売業、卸売業は事業所数、年間販売額、従業員数とも年々減少しており、地元商店街での購買を増加させる取組が求められています。特に、小売業は、幹線道路沿いを中心に大型店舗の進出が進んでおり、佐和田・金井地区の国道沿線では商業集積が進む一方、中心市街地では空き店舗の増加や居住人口の減少により空洞化が進んでいます。

中心市街地は地域の文化・伝統をはぐくむ場であり、コミュニティの核としての場でもありますが、近年これらの機能が低下しています。また、商店街では厳しい経済状況のもと経営者の高齢化や後継者不足などにより、一丸となった取組が困難となり商店街としての魅力も低下しています。

このような状況から人口減少社会に対応したまちづくりや、個性と賑わいのある生活空間にすることが必要であり、商業の活性化を図るとともに都市基盤の整備を進めるなど、商店街や個々の店舗、商工会、行政が一体となり魅力的なまちづくりに取り組むことが求められています。

【課 題】

魅力ある中心市街地の活性化対策
経営安定化への育成・支援
異業種交流や農商工連携の推進

【振興方針】

地域文化をはぐくむ生活空間機能を有する中心市街地とするため、商店街団体等によるイベント事業や空き店舗の活用振興策を関係機関と推進し、賑わい創出のための取組を支援します。

また、高齢者に優しく、潤いと安らぎのあるスペースの設置等商業基盤の整備を促進するとともに、商工会と連携し地域商店街の活性化のためのセミナー等を行い、魅力ある商店街づくりを支援します。

中心市街地の活性化は商店街・個店の魅力向上が不可欠であり、そのため、佐渡の豊かな地域資源、観光資源と結び付けた多様な商業空間の形成を図るとともに、魅力ある個店を創出するために商工会などの関係機関と連携し、商業者への経営指導などの育成・支援を行います。

また、融資制度の充実に努め、事業者の経営基盤の強化と経営の近代化を支援します。

各種関係機関と連携して、異業種交流の場の創出や農商工連携事業の普及促進に努めるとともに、付加価値の創出に取り組みます。地域資源の積極的な活用と島外消費者への販路拡大のため、平成 20 年度に開設した地域資源検索ウェブサイトの充実を図り、島内外企業との異業種連携を促進します。

また、特産品の販路拡大のため首都圏物産展、地場産品商談会への積極的な支援を行い大消費地への市場開拓を推進します。



商店街の集客イベント（すわ参道オープンマーケット）

(3) 工業の振興

【現 状】

本市の工業は、ゴム製品製造業と電子部品・デバイス製造業とで製造品出荷額の約半分を占めています。構成比率でトップのゴム製品製造業はシリコンゴム製品の加工技術の開発・製造を手がけ、地元の雇用及び地域の活性化に大きく貢献しています。

窯業・土石製品製造業では、佐渡の伝統工芸である無名異焼があり、中でも相川地区には12の窯元があり無名異焼の里として広く知られています。

食料品製造業では、いかの一夜干や塩辛、塩干魚等の水産物加工や食肉加工等、全国へ発信している企業が数多く存在します。

これらのように運送費等、離島というハンディがある中、地域の経済を支えている既存優良企業が数多くありますが、平成20年秋のアメリカの金融恐慌に端を発した経済不況や、中国を始めとした東アジア諸国との競合、鉄鋼及び原油価格の高騰など、中小企業の国内外の経済環境は依然として厳しいものがあります。

製造業の生産性（平成17年）

（単位：人、百万円）

1工場当り 従業者数		1工場当り 製造品出荷額等		従業員1人当り 製造品出荷額等	
佐渡市	県平均	佐渡市	県平均	佐渡市	県平均
11.95	16.31	133.35	358.75	11.16	22.00

（「工業統計調査」より）

業種別事業所数及び産業別製造品出荷額（平成17年）

（単位：箇所、百万円）

区 分	食料品	衣服・ その他	木材・ 木製品	家具・ 装備品	印刷	ゴム 製品	窯業・ 土石製 品	金属 製品	電子部 品・デ バイス	その他	合計
事業所数	83	14	37	8	19	7	27	12	11	45	263
製造品 出荷額等	4,524	769	566	214	381	10,380	3,732	741	7,773	5,990	35,070

（「工業統計調査」より）

【課 題】

技術力の向上と新たな市場開拓

環境型企業や輸送コストの少ないIT関連産業等の積極的誘致

観光産業との連携

人材育成と人材の確保

【振興方針】

安価な海外製品との競合に打ち勝ち産業・地域経済の活性化を図るために、技術力の高度化や高付加価値製品の開発、新分野・新事業への進出を促進します。また、地域資源の活用や農商工連携により、生産から加工・販売に係るあらゆる産業を連携させ、販路の拡大や新たなビジネスの展開を進めます。さらには、商品開発力の向上を図るため、産学官連携による既存製品の高付加価値化に必要な新技術の開発や新商品開発への取組を推進し、新たな市場開拓につなげます。

小型部品製造業関係企業やIT関連産業など、環境型企業や輸送コストの少ない産業等の誘致を推進します。県及び佐渡市東京事務所と連携し、企業の情報収集活動や企業訪問活動を行うとともに、佐渡雇用労務問題研究会や佐渡市雇用促進協議会、佐渡地域企業活性化戦略会議を開催しながら広く意見を聴取し、企業誘致活動を推進します。

また、エコアイランドとしての取組を通じ、企業のイメージアップ戦略と結び付けた企業誘致を展開します。

観光客のもたらず島外からの外貨を獲得するために、一次・二次・三次産業間連携を進め、産業の生産波及力を高めます。また、佐渡の農林水産物を原材料に使った純佐渡土産の販売を推進するとともに、製品の高付加価値化と差別化を図ります。

島内産業が求める人材確保を目的としたU・Iターンの促進や、若年層の就業体験・インターンシップに対する支援を行います。また、島外企業や大学との包括連携協定により人材交流を進め、企画力と指導力のある人材育成を進めます。

（４）観光産業の振興

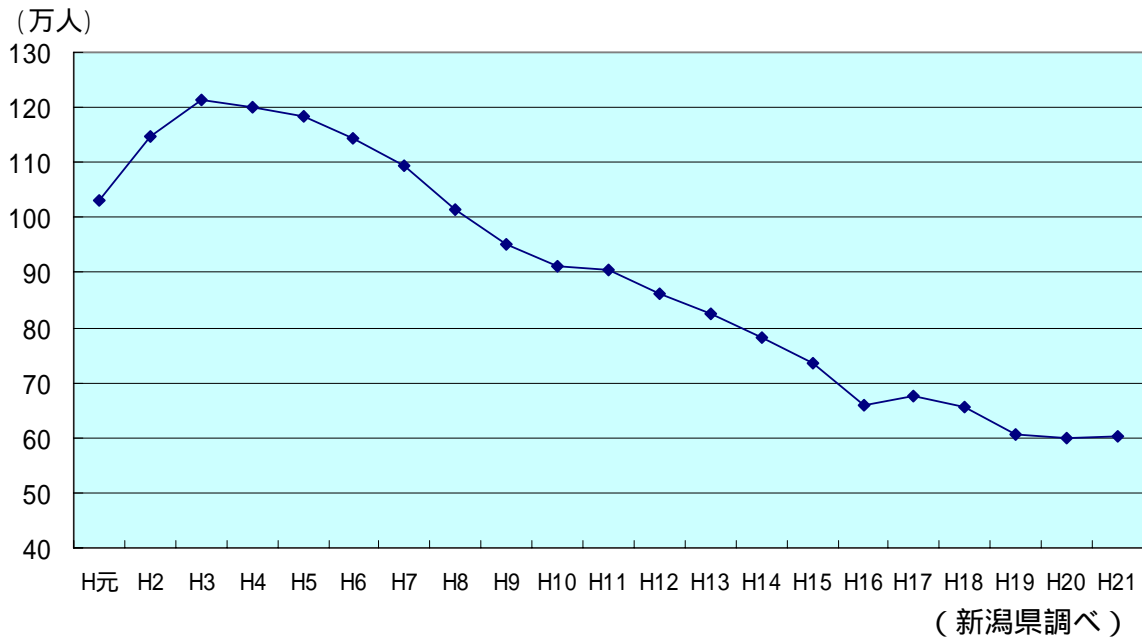
【現 状】

佐渡は、豊かな自然や薫り高い文化が集積し、多くの観光資源に恵まれていますが、観光客の入込み数は平成3年の121万人をピークに年々減少し、今なおその傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

その原因として、ライフスタイルや価値観の変化から旅行形態が団体旅行から個人やグループ旅行に変化してきたことに十分対応できなかったこと、海路に頼らざるを得ない佐渡観光において、移動にかかる時間やコスト面からくるハンディを克服するような魅力や特色を打ち出せなかったこと、全島あげての一丸となった観光客へのサービスが行われてこなかったことなどのほかに、長引く景気の低迷の影響もその一因と考えられます。

このことから、本市の観光振興には個人のライフスタイルや価値観を把握した上で、潜在的なニーズを探り、本市独自のポテンシャルを活かした、新たな観光施策が求められている中、佐渡観光推進戦略会議を設置し、中長期的な展望に立った事業及び即効性のある事業の展開を図り、佐渡観光の活性化に向けた取組を進めています。

佐渡観光客入込数の推移（暦年）



【課題】

- 島内観光関連事業者が一丸となった観光振興策の立案と推進体制の強化
- 顧客別ニーズの分析、戦略への展開
- 観光サービス業関係者や市民全体でのおもてなしの向上を図る仕組みづくり
- 佐渡の魅力や特色を打ち出した観光資源の活用
- 効果的な情報発信と誘客宣伝活動の展開
- 観光と他産業との連携
- 交流・体験型観光地づくりの推進
- 公共交通機関の利便性の向上

【振興方針】

観光振興のためには、全島が一体となった取組の展開が必要であることから、これまでの枠を越えた産業間連携を含めた体制の構築を図ります。そのためには、佐渡観光協会の果たす役割が大きいことから、観光協会との連携強化を図ります。

旅行者の動向やニーズを的確に把握し、既存事業等の内容を検証、見直しによる取組の展開を図り、満足度の高い旅の提供に努め、リピート率の向上や宿泊日数の増加を図ります。

個人・グループ客に対する宿泊施設の整備や従業員の温かい「おもてなし」によるサービス対応の改善を推進するとともに、観光産業に従事する人々に対する佐渡らしいホスピタリティの教育・醸成を図ります。あわせて、地域住民に対し、観光客の来訪による経済的、文化的波及効果の理解を広め、島ぐるみでもてなすことができるようガイド・案内機能の充実を図るとともに、佐渡観光文化検定制度の拡充を図ります。

自然、歴史文化、郷土芸能、地場産品などの豊富な観光資源の発掘や整理を進め、それらに物語性を付加し、線的・面的に活用を図り、魅力ある佐渡観光の提供を進めます。

また、トキ野生復帰やエコアイランド構想など、本市のプロジェクトと一体化した参加・体験型、地域ふれあい型の旅行商品づくりを促進します。

個人客・団体客等の対象を明確にし、顧客に応じて集中的にPRを行うとともに、佐渡人会や佐渡出身者のコネクションを活用して、誘客宣伝活動をより積極的に行います。

また、インターネットやモバイルを活用し、いつでもどこでも必要な情報を必要な形で受け取ることが可能となる情報提供手段の確立や、多機能情報案内機能の充実を図るとともに、道路標識や観光案内板には、佐渡らしさを活かした工夫と外国語表記により外国人にやさしい観光地づくりを推進します。

観光消費を他の産業の生産増加に波及させるため、ホテル等の食事や土産物において、佐渡産品を提供するための仕組みづくりを推進します。

修学旅行や個人客等の多様化するニーズに対応するため、地域資源を活かした体験学習や島内自然環境の保護活動等のメニューを整備するとともに、受入れ体制を整え、満足度、利便性の向上を図ります。

また、大学等の合宿や姉妹都市、外国人との交流を進める上で、地域資源や伝統芸能、交流イベント等の活用や受入れの体制、施設の整備を行い交流の拡大を図ります。

海上交通コストと島内交通コストの低減と利便性を図り、価格競争力のある企画商品の開発を進めます。



中学生による観光ボランティアガイド
(小木中学校宿根木ボランティア部)

(5) 新たな産業の育成

【現 状】

新たな産業として多田漁港で分水された海洋深層水を活用し、製塩工場、ボトリング工場が進出しました。また、農産物や味噌、パン、そば、加工水産物などにも有効利用されています。

一方、農林水産業においては、所得の減少や高齢化と担い手不足が進んでおり、建設業者や商工業者は、独自のノウハウや技術等を蓄積していますが、近年の経済構造の変化の中、極めて厳しい経営環境に直面しています。

【課 題】

海洋深層水の利用拡大

異業種間連携、産学官連携による新たな産業の育成と推進

【振興方針】

海洋深層水の特徴を活かし、農林水産物や商品への利用拡大を推進します。

農商工連携や農業等生産物の六次産業化により、新たな産業の創造や新製品開発を推進します。

地域経済や雇用を担う建設業や商工業が保有する人材や機材、ノウハウ等を活用して、農林水産業、福祉、環境、観光等の異業種連携を推進するとともに、産学官連携による技術的・人的交流を推進し、新たなビジネスモデルの確立を目指します。

(6) 地域振興拠点の整備

【現 状】

本市全域が過疎地域になっていますが、特に周辺地域や山間地域では若者を中心に国中地域への人口移動が進んでおり、郷土芸能の伝承や共同作業の人員不足が深刻化し、集落機能の低下が進んでいます。

しかし、このような地域は豊かな自然が織りなす風光明媚な景観地や心温まる伝統文化・芸能が息づいています。

また、本市においては周辺地域ばかりでなく、中心市街地においても空き家、空き店舗、廃校など遊休施設が散在しています。

空き家対策実績

(単位：件数)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
空き家登録件数	3	14	10	10	8
入居件数	1	2	6	7	6

【課 題】

地域の特性を活かした物流、観光、交流等の拠点整備
若者定住の条件整備促進と就業機会の創出
都市の定年退職者の定住や期間滞在の促進

【振興方針】

豊かな自然や伝統文化等地域の特性を活かして、観光施設等の整備や都市との交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。

若者定住を促進するため、計画的な生活環境の整備を進めるとともに、地域特性を活かした就業機会の創出、空き店舗、廃校等を利用した研修機関の整備等に取り組みます。

また、人材が不足している医療・福祉分野での就業を促進するために、介護職養成講座の実施や若年層からの職場体験を実施し、早期からの意識付けを行います。

団塊世代を始めとしたU・Iターン者の受入れを促進するため、空き家を含めた佐渡の情報発信や島暮らし体験により定住を図り、高齢者の知識、経験等コミュニケーションによる地域の活性化を図ります。



島外在住者による農業体験

第3節 人が輝く交流促進

1. 文化を大切に一人ひとりをはぐくむまちづくり

(1) 知育・徳育・体育の調和した学校教育の充実

【現 状】

佐渡はかつて「教育の島」といわれた時期があり、有為な人材を輩出してきました。

幼稚園教育は、人間形成の基礎を培う上で大きな意味を持ち、小・中学校教育は、児童・生徒一人ひとりの資質・能力の伸長を図る重要な時期です。地方分権に伴う規制緩和の中、国の教育改革と連動し、佐渡として主体的な学校教育の指針を持ち、佐渡の活性化を担う人づくり、我が国の発展に貢献できる人づくり、世界に羽ばたく人づくりを目指した教育施策の構築が求められています。

一方、学校教育現場にも、いじめ・不登校といった問題があり、学校・家庭・地域・教育機関が連携し、これらの課題に取り組んでいます。また、教師の資質・指導力の向上も必要であり、佐渡の特性、実態に応じた職員研修の充実及び教育者としての使命感・倫理観・教科等の専門的知識を基盤とした実践的指導力の充実に努めています。さらに、現代社会において重要とされる情報教育や、国際理解教育、特別支援教育を充実させるために、子ども一人ひとりの良さを尊重し、伸ばしていく多様な価値観の実現も必要です。これからの教育は学校・家庭・地域・教育機関が一体となり、知育・徳育・体育を地域の課題として取り上げ、教育環境の整備・充実に更に進める必要があります。

小中学校児童・生徒数の推移

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学生	3,523	3,449	3,346	3,251	3,163	3,052
中学生	1,996	1,873	1,821	1,754	1,658	1,552
合 計	5,519	5,322	5,167	5,005	4,821	4,604

各年度5月1日現在。

【課 題】

確かな学力、豊かな心、たくましい体力を持ち、創造力に満ちた子どもの育成
郷土への誇りと夢を持ち、自立した子どもの育成
佐渡の地域性を活かした安全・安心な教育環境の充実

【振興方針】

学ぶことの喜び、意欲をはぐくみ個性を伸ばす魅力ある学校づくりを推進するとともに、家庭における学習習慣の定着を図ります。

また、善悪の判断力を養い、他を思いやり行動できる心、豊かな感性と社会性をはぐくみ、あわせて体力の向上と運動意欲をはぐくむため、学校・家庭・地域が連携した協

働体制の整備を図ります。

佐渡の歴史・文化を知り、自然や環境を大切にする心をはぐくむため、佐渡固有の自然、歴史・文化を学ぶ「佐渡学」や地域産業学習の充実を図るとともに、情報・国際化社会に対応する教育の推進を図ります。

社会問題に即応した安全・安心な教育施設の整備・充実に努めます。

また、職員研修体制の確立と指導者の育成とともに、教育相談体制の整備・充実に努めます。



佐渡学による生き物調査

(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる生涯学習の推進

【現 状】

生活水準の向上や余暇の増加などに伴い、学習や実践活動を通して、生きがいや楽しみを見出したいと願っている人々が増えています。生涯学習の観点から社会教育は、学校教育とともにますます重要な役割を担うようになっていきます。

市には10地区公民館のほか、文化会館、博物館及び資料館、そして図書館等が生涯学習支援の場となっています。

生涯学習事業として、家庭教育学級、市民大学講座、高齢者学級、地域間・世代間交流の推進等を展開してきました。

地区公民館には合わせて237の分館があり、それぞれに活動していますが、集落を基本とした活動が中心で、活動の広がりが見られません。

また、近年では少子・高齢化、景気低迷による就労機会の減少等が社会的課題となっており、このような社会環境の変化に対応した生涯学習プログラムの開発、生涯学習支援施設や生涯学習環境の整備・充実が必要となっています。

【課 題】

生涯学習支援施設の積極的活用
ライフステージに応じた学習機会の充実
市民の自主的な生涯学習活動の支援

【振興方針】

いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる佐渡市を目指し、生涯学習関連の組織・施設における情報収集機能、情報発信機能の整備・拡充を進めます。

また、公民館施設の使用料の統一と手続きの簡便化を図り、公民館施設の利用を促進します。

生涯各期に対応した社会教育事業を展開します。特に、家庭教育の充実、青少年に対する学習支援を積極的に進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

市公民館と地区公民館、それぞれが展開する学習活動の相乗効果により、多くの市民が集い、学び合える学習環境づくりに努めます。

また、学習成果を活用し、学習ボランティアによる講座の開設や社会教育団体、学校等と連携・協力した総合的な学習機会の提供を進めるとともに、分館の連合活動を促進し、活動の広域化、学習内容の高度化を図ります。



市民大学講座

(3) 伝統と魅力ある地域文化の育成

文化財

【現 状】

本市には、有形や無形、天然記念物等、数多くの文化財があることが知られており、国や県、市に指定された文化財だけでも県内有数の規模になります。

これらの文化財を後世に守り伝えていくために、保存と活用、着実な継承を図ることが私たちの使命と言えます。

しかしながら、少子・高齢化の進行による伝承活動の停滞、急速に進む過疎化や価値観の

多様化を背景とした保存環境の変化により、文化財の維持や保存・継承が年々困難になっています。

一方では、地元の文化財や歴史的資産を地域づくりの核とする活動や、町並みや景観を共有の財産ととらえ、後世に守り伝えようという保存活動が各地で見られるようになり、文化財を守ろうという機運も徐々に盛り上がってきています。

今後は、これらの貴重な文化財を市民共有の財産として保存、活用を図るとともに、文化財保護意識の醸成のため、市民への啓発活動や情報発信を積極的に推進する必要があります。

文化財指定件数

(平成22年2月1日現在)

指 定 種 別		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	6	7	16	29
	絵画		3	11	14
	彫刻	5	9	26	40
	工芸品	2	1	13	16
	書跡・典籍	2	1	9	12
	古文書		1	24	25
	歴史資料		2	12	14
	考古資料	1	1	10	12
無形文化財	工芸技術	1	1	4	6
	芸能		1		1
有形民俗文化財		4	9	15	28
無形民俗文化財	民俗芸能	1	5	14	20
	民俗風習	1			1
	民俗技術	1			1
無形民俗文化財の選択	民俗芸能	3	1		4
	風俗慣習	5	6		11
記念物	史跡	4	13	20	37
	名勝	1			1
	天然記念物	3	8	42	53
	特別天然記念物	1			1
	天然記念物及び名勝	1	1		2
伝統的建造物群保存地区		1			1
登録有形文化財		70			70
選定保存技術			3		3
合 計		113	73	216	402

【課 題】

幼児、青少年期からの伝統文化の継承
多様なニーズに対応した文化財保護行政と活用施策の推進
文化財の保存・活用に向けた新たな取組

【振興方針】

学校教育、生涯学習と連携し、無形文化財の後継者育成と伝承活動の活性化を図ります。

地域ごとの歴史・文化資源を調査し、地域の特性を活かした保存活用方針を策定し、文化財を核とした島づくりを目指します。

大学やNPO等との協働事業を推進するとともに、文化財保護行政の補完的役割を担うための新たな方策について更に調査・研究を進めます。

世界遺産登録

【現 状】

佐渡は古くから「金銀の島」として知られ、中世以来の採掘から製錬に至る技術の変遷を示す鉱山遺跡が良好な状態で残されています。また、鉱山とともに形づくられてきた都市・集落などの景観や社寺などの歴史的建造物も数多く見られます。

本市では、これら文化遺産を佐渡の宝として後世に永く伝える方策の一つとして、ユネスコの世界遺産登録を目指して構成資産となる各種文化財を調査・研究し、国などの文化財指定を促進してきました。その結果、平成20年9月に「世界遺産暫定一覧表に記載が適当な資産」との決定を受けました。今後、本登録に向けて、世界遺産登録推進体制を強化するとともに、各種事業を迅速かつ効果的に進める必要があります。



世界遺産構成資産の数々

(上左から道遊の割戸、大間港、下左から北沢浮遊選鉱場、大立竪坑)

【課 題】

世界遺産を構成する指定文化財数の拡大
世界遺産を構成する指定文化財の保存・整備、活用の促進
普及・啓発及び情報発信の促進
民間組織の育成

【振興方針】

関係機関や各分野の専門家の協力を得て調査研究を進めるとともに、市民等からの理解を得ながら、世界遺産登録の前提条件である国指定文化財を増やします。

世界遺産としての価値を維持し公開・活用するには、計画的かつ適切な修復や整備を実施する必要があるため、今後策定する整備・活用計画に基づき国の補助制度などを有効に活用しながら進めます。

世界遺産登録に向けた各種事業や登録後の維持・管理には、市民や関係機関の理解と協力が不可欠であることから、説明会・意見交換会や現地見学会などを充実させるとともに、わかりやすいパンフレット類を作成します。

また、佐渡金銀山の価値を国内外にアピールするため、県と連携しシンポジウムや研究発表会、展覧会などを開催します。

世界遺産の構成資産を保存・活用していくためには、地域の保存会やNPO法人など民間組織と行政との協働体制が必要であり、新たな組織育成や組織間の連携活動を支援していきます。

（４）生涯にわたるスポーツ活動の振興

余暇の増加、少子・高齢化の進展等を背景として、競技スポーツから体力・健康づくりや仲間づくりなどのために様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民が増えています。

生涯各期に応じたスポーツ・健康づくりへの活動内容や要望も多様化してきています。



トキめき新潟国体（両津総合体育館）

【課 題】

スポーツ施設の整備と利便性向上

指導者の育成と活用促進

スポーツの普及促進とスポーツによるコミュニティづくりの推進

関係機関との連携による活動推進

【振興方針】

住民の要望と利用実態の把握、適地の調査に努め、市民のニーズに即した体育施設の整備に取り組みます。また、スポーツ・レクリエーションに関する施設、関係団体の情報を幅広く提供し、多くの市民が活動に参加できるよう施設利用の利便性を図ります。

スポーツ競技団体の育成、体育関係団体の組織体制強化を進め、体育指導委員を始め、各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するとともに、各種の指導者講習会により資質の向上を図ります。また、公式競技会、大型のスポーツ大会を積極的に誘致・開催して、スポーツへの関心を高めます。

高齢者・障がい者がスポーツに親しめる環境整備を進め、関係団体と協力して、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージにあった活動が楽しめるスポーツ環境の充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション事業の展開と情報ネットワークの整備により、広域的な活動展開に努めます。

健康増進事業を推進している関係機関と連携をとり、より多くの市民が効果的な活動に取り組めるよう努めます。そのために、一般体育施設の活用とあわせて、学校施設や集会施設の利用を促進し、スポーツの普遍化を図ります。

2. 住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

(1) 市民参画型まちづくりの推進

【現 状】

地方分権の進展や多様化する市民ニーズなど、行政を取り巻く環境は大きく変化しています。また近年、NPOやボランティア団体などによる市民の自主的な活動が活発化し、市民生活の様々な分野に広がりを見せています。こうした中、市民と行政とが一体となってまちづくりに取り組むことが重要であり、市民参画による行政運営をより一層図っていくことが必要となっています。

【課 題】

情報の提供と共有の更なる充実

市民参画体制の整備

【振興方針】

行政が持つ各種の情報等について、広報紙を始めとしてホームページやケーブルテレビ等の多様な媒体を活用し、市民への提供を進めていきます。

まちづくりについての互いの情報を共有し、共に議論できる環境の整備及び、ICT（情報通信技術）の活用を始めとするあらゆる手段を用いた、市政に対する様々な意見・要望に的確に応える体制を確立し、市民本位の行政運営を推進していきます。

政策に対するパブリックコメントの募集等、積極的に市民の意見・要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図ることにより、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、行政課題の発見、政策形成、行政サービスの提供等の各分野において、市民の市政への参画を推進します。

パブリックコメント...公の機関が計画や条例などを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。



市民が計画策定に参加するワークショップ

（２）世界に開かれた国際交流の実現

【現 状】

情報通信や交通手段の急速な発達などにより、人・もの・情報の流れは地球的規模で拡大しています。本市においても居住する外国人が年々増加し、445人の外国人（平成21年3月末現在）が住んでおり、滞在の目的や期間も多様化しています。

天皇陛下に贈呈されたトキが洋県の朱鷺救護飼養センターからきたことから、市では中国陝西省洋県と友好交流協議書を交わしてトキの野生復帰のための情報交換や市民の自主参加による交流を行っています。

また、(財)新潟県国際交流協会や佐渡国際交流ネットワーク協議会との連携を図りながら、総務省提言の多文化共生社会の実現に向けた在住外国人支援への取組や国際理解促進のための各種交流事業を実施しています。

【課 題】

- 国際感覚の醸成と体制の整備
- 民間団体の育成・支援
- 姉妹都市交流の推進

【振興方針】

本市に在住する外国人との交流を深める機会を設け、身近な地域レベルからの国際交流を盛んにし、日常的な交流ができるよう支援を進めます。

また、児童・生徒はもちろんのこと市民に生きた外国語を学ぶ機会を充実させるなど、国際感覚豊かな人づくりに努めます。

国際化に対応できるように、市民の意識、啓発に努めるとともに民間団体の自主自立的な国際交流を推進するため、受入れ態勢の整備を進めます。

広く市民の参加を促し、トキの野生復帰に向けた中国陝西省洋県との交流を深めます。

多文化共生社会...国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



外国人を対象とした料理教室

（３）パートナーシップによる男女共同参画の推進

男女共同参画

【現 状】

近年、女性に関わる法制度の整備が進み男女の格差が縮まっていますが、未だ男女の固定的な性的役割分担意識や女性に対する差別、偏見又は慣行などが残っています。

本市では、平成 19 年 3 月に「佐渡市男女共同参画計画」を策定し、男女が性別に関わりなく個人として尊重される社会を目指しています。

【課 題】

男女平等意識の啓発

女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくりの支援

男女共同参画が確保される労働環境づくりの推進

男女が共に参画できる活力あるまちづくりの促進

【振興方針】

家庭や地域における男女平等意識の啓発を推進するとともに、保育園や学校、生涯学習の場における男女平等意識の啓発と指導の充実を図ります。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に努め、妊娠や子育て、更年期障害等、生涯を通じた女性の心身の健康づくりを支援します。

就業機会の均等や労働環境の条件整備と併せて、仕事と家庭を両立させるための就業環境の整備を推進します。

審議会等の政策・方針決定の場や地域の活動団体における女性参画を促進します。



男女共同参画推進事業講演会

人権擁護

【現 状】

私たちのまわりには、同和問題を始めとし、障がいのある人への差別、女性差別、高齢者や外国人に対する差別、子どもへのいじめや虐待の問題、高度情報化など社会情勢の変化に伴うプライバシーの侵害等の問題が存在し、人権尊重の意識や精神が定着しているとは言いきれない状況があります。

本市では、平成20年3月に「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人々が尊重し合い、差別や偏見のない明るい社会の実現を目指しています。

【課 題】

人権啓発の推進及び相談窓口の充実

子どもの人権擁護

高齢者の社会参画の推進と人権擁護

障がい者の自立と社会参加の実現

拉致被害者の自立と社会参画の推進

【振興方針】

研修会や講演会などにより人権啓発を推進するとともに、法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関と連携し、人権相談窓口の充実を図ります。

地域の人材や団体などを活用し、子どもにとって危険が感じられる家庭などに対する見守り体制の構築に努めます。

高齢者に対する虐待への対応体制の構築、虐待を防止するため、市民への普及・啓発を始め養護者等を支援することで虐待が発生しない社会の構築に努めます。

関係機関と連携を図りながら、障がい者の雇用拡大に向けた啓発活動を推進するとともに、通所施設への支援を推進します。

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、市民の人権を侵害された重大な問題でもあることを認識し、国に対して早期解決に向け引き続き働き掛けをしていきます。

また、拉致問題について市民の意識啓発を図るとともに、日本社会、地域社会に適用できるよう自立カリキュラムに沿った学習を進めていきます。

3. スリムで効率的な行財政のまちづくり

(1) 効果的・効率的な行財政運営の推進

【現 状】

「百年に一度」と言われる世界経済危機は、日本もその大波に襲われ、企業の倒産、失業者の増加等を引き起こしています。こうした社会経済情勢の急速な変化の中、本市においても景気低迷や人口減少による税収の落ち込みが著しいことから、強力な経済再建対策とあわせて自主財源の確保が求められています。

また、地方分権による国・県からの事務権限移譲の進展により、全国画一の行政運営から自治体の自己責任と自己決定による行政経営に移行されることが予想されており、今後も更に多様化、複雑化する市民ニーズに対して、迅速かつ的確な対応が求められています。

【課 題】

事務事業の見直しや重複する公共施設の整理・再編による健全な行財政運営の推進
多様化、複雑化する市民ニーズへの的確な対応

【振興方針】

健全な財政運営を確立するため、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化による自主財源の確保に努める一方で、徹底した事務事業の見直しや費用対効果の検証を行い、市民本位の財政運営に努めます。

また、本市における公共施設のあり方を、今後の市の振興策、地域バランス及び経費削減等から比較精査し、市民に対して十分な説明を果しながら、年次的に整理・統合を進めます。

市民ニーズと費用対効果のバランスを検証するとともに、民間活力の導入やコスト意識の醸成を図り、行政の質的向上と市民と協働する効率的な行政経営へとつなげます。

(2) 市民協働によるまちづくりの推進

【現 状】

行政を取り巻く環境が大きく変化しており、行政だけで行政サービス維持・拡大が困難な状況となってきています。これからのまちづくりには、行政のみならず市民、NPO、企業等がそれぞれの役割を分担し、公共の課題に対して認識を共有して、それぞれの立場から協力し解決していくことが必要です。

一方、周辺部の集落においては、高齢化の進行により集落の自治活動が実施困難となっている現実があり、近隣の地域との連携による組織づくり等が必要となっています。

【課 題】

- 情報提供による意識啓発
- 市民主体のコミュニティ活動の推進
- 自治活動の困難な集落間の広域的な組織づくり
- 民間活力の導入

【振興方針】

市民の自主的活動を広く市民に情報提供することにより、NPO・ボランティア活動に対する意識の高揚を図り、協働による地域づくりを推進します。

地域におけるコミュニティ活動を支援することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、地域におけるまちづくりや市民活動の推進役となるリーダーの育成に努めます。周辺部等の自治活動の困難な集落への対策として、近隣集落との連携を促進します。また、地域に根ざしている地元企業等と連携して、その人材や資機材を活用するなど、地域の活性化への取組に支援を行います。

公共施設の管理・運営など、民間と行政との役割分担を踏まえた上で、民間活力の導入を推進します。



地域おこし活動（海府イエローロード事業）

(3) 組織・機構の整備と新たな人事管理制度の構築

【現 状】

定員適正化計画に基づく職員の削減や事務事業の見直し等による効率的な行政組織への改編に取り組んできましたが、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、常に柔軟かつ機動的な組織体制の整備が求められています。

また、職員の資質の向上や自己啓発を目指した人材育成を図る目的として、職員研修等を実施するとともに、的確な昇進・管理職登用管理、職員の勤務意欲の向上を図ってきました。人事考課制度については、平成 19、20 年度に試行しましたが、目標の設定、管理、評価についてまだ課題が多く、評価者と評価される者との目標への相互理解の構築が十分とは言えない状況です。

【課 題】

市民に分かりやすいスリムで効率的な行政組織の構築
人事考課制度の適正な運用

【振興方針】

類似団体等における職員数を参考に、当市の特殊事情や財政規模に応じた職員数を見極め、新たな定員適正化計画を策定し、勸奨退職制度の積極的活用と計画的な職員採用により、職員総数の削減に努めます。

また、将来的な行政組織機構計画を策定し、事務事業の重点化や公共施設の統廃合・民営化等を推進し、簡素で効率的かつ機動的な組織・機構の構築を図ります。

人事考課制度については、平成 21 年度から本格的実施をしていますが、試行での課題を解決するため、検討委員会を設置して制度の適正を目指します。

(4) 市民の視点に立った公共サービスの提供

【現 状】

合併以後の地方自治体を取り巻く状況の変化等により、一島一市での広域的な行政サービスの提供と維持が課題となっています。

これらに対応するため、電子自治体としてのシステム整備を進め、戸籍、図書館、地籍図など行政サービスのオンライン化を行い、市民サービスの迅速化や利便性の向上を果たしてきましたが、施設予約や電子申請及び電子申告などのシステムは未整備となっています。

これら電子申請などのシステムは導入後の利用件数、利用率が極めて低い事例があり、導入コストに見合う成果が得られるように、十分な検討を行い導入を進める必要があります。

電子自治体...コンピュータやネットワークなどの ICT を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。

【課 題】

電子自治体の推進
窓口対応の向上と業務の改善
行政手続きの簡素化
身近なサービスの充実

【振興方向】

事務処理の効率化と行政サービスのより一層の向上を図るため、個人情報の保護や情報格差の解消に配慮し、市民のニーズや費用対効果などを考慮しながら、各種システムの整備を行い、電子自治体を推進します。

市民の利用しやすい窓口を提供するため、「窓口サービスアンケート」を実施し、市民の声一つひとつの課題や問題点を検証し、関係部署と協議し窓口の改善を行っていきます。

また、窓口対応の基本でもある職員の接遇マナーについても目標を立て、職員の意識改革にも努めます。

行政手続きに係る市民の負担を軽減し、迅速な処理を行うため、各種申請・届出書類等の簡略化を図るとともに、押印等については、必要性を検討したうえで極力廃止し、手続きの簡素化を推進します。

地域や市民の身近な課題等に職員一人ひとりが接し、地域に密着した総合的なサービスの提供及び地域の実情に沿ったまちづくり支援を行います。

資 料 編

佐渡市総合計画審議会条例

平成 16 年 7 月 1 日

条 例 第 332 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、佐渡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定に関して調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、第 2 条に規定する事項に関する審議会の答申が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

佐渡市総合計画審議会運営規程

平成 16 年 10 月 1 日

訓 令 第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、佐渡市総合計画審議会条例(平成 16 年佐渡市条例第 332 号)第 7 条の規定に基づき、佐渡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会の運営については、審議会が別に定める。

(幹事)

第 3 条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の審議を補佐し、計画立案の推進及び総合調整を行う。

3 幹事会に幹事長を置き、企画財政部長をもって充てる。

4 幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が会長の同意を得て別に定める。

(企画委員)

第 4 条 審議会に、企画委員若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 企画委員は、幹事の命を受けて総合計画に係る調査、企画、連絡調整等の事務に当たる。

(参与)

第 5 条 審議会に、参与を置くことができる。

2 参与は、必要に応じて審議会に対し総合計画の作成上必要な助言をすることができる。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

佐渡市総合計画審議会部会設置要領

平成 16 年 11 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、佐渡市総合計画審議会運営規程(平成 16 年佐渡市訓令第 8 9 号)第 2 条の規定に基づき、佐渡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 審議会に、別表に掲げる部会を置くものとする。

2 部会に属する委員は、審議会の会議で定める。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、会議の議長となる。

4 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、事務局において行うものとする。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で協議する。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

部 会 名	所 掌 事 項
生活基盤部会	交通体系の整備 市街地の整備 河川、海岸、湖沼及び周辺整備 地域情報化基盤の整備 自然環境の保全 住宅・公園緑地等の整備 衛生施設の整備 水道・下水道事業等の促進 新エネルギー導入促進 消防防災・救急体制の整備 交通事故防止対策の推進 防犯体制の充実 健康づくりの推進 医療体制の充実 地域福祉の充実 社会保障の充実
就業環境部会	農林水産業の振興 商業の振興 工業の振興 観光産業の振興 新たな産業の育成 地域振興拠点の整備
交流促進部会	知育・徳育・体育の調和した学校教育の充実 いつでも・どこでも・だれでも学べる生涯学習の推進 伝統と魅力ある地域文化の育成 生涯にわたるスポーツ活動の振興 住民参画型まちづくりの推進 世界に開かれた国際交流の実現 パートナーシップによる男女共同参画の推進 効果的・効率的な行政運営の推進 市民協働によるまちづくりの推進 組織・機構の整備と新たな人事管理制度の構築 市民の視点に立った公共サービスの提供
財政部会	中長期的な財政計画

審 議 経 過

審議会

回 数	開催年月日	内 容
第 1 回	平成 21 年 7 月 6 日	役員選出、諮問、計画策定の基本方針、部会設置等
第 2 回	平成 21 年 7 月 17 日	現状と課題の把握
第 3 回	平成 21 年 10 月 13 日	基本計画原案作成
第 4 回	平成 22 年 2 月 4 日	基本計画（案）最終調整

部 会

部会名	回 数	開催年月日	内 容
生活基盤	第 1 回	平成 21 年 7 月 6 日	役員選出、運営方針等
	第 2 回	平成 21 年 7 月 31 日	現状、課題及び対策
	第 3 回	平成 21 年 8 月 10 日	現状、課題及び対策
	第 4 回	平成 21 年 10 月 13 日	基本計画原案作成
就業環境	第 1 回	平成 21 年 7 月 6 日	役員選出、運営方針等
	第 2 回	平成 21 年 8 月 6 日	現状、課題及び対策
	第 3 回	平成 21 年 10 月 13 日	基本計画原案作成
交流促進	第 1 回	平成 21 年 7 月 6 日	役員選出、運営方針等
	第 2 回	平成 21 年 8 月 11 日	現状、課題及び対策
	第 3 回	平成 21 年 10 月 13 日	基本計画原案作成
財 政	第 1 回	平成 21 年 10 月 7 日	役員選出、財政

幹事会

回 数	開催年月日	内 容
第 1 回	平成 21 年 7 月 31 日	現状、課題及び対策
第 2 回	平成 21 年 8 月 6 日	現状、課題及び対策
第 3 回	平成 21 年 8 月 11 日	現状、課題及び対策
第 4 回	平成 21 年 10 月 13 日	基本計画原案作成

企画委員会

回 数	開催年月日	内 容
第 1 回	平成 21 年 9 月 30 日	基本計画素案作成

佐 企 第 392 号
平成 21 年 7 月 6 日

佐渡市総合計画審議会会長 様

佐渡市長 高 野 宏一郎

佐渡市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

佐渡市総合計画については、合併協議会において策定された新市建設計画を継承し、平成 17 年 9 月に 10 年間の基本構想、平成 18 年 3 月に 5 年間の前期基本計画を策定し、基本理念である「豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」の実現に向けてまちづくりを進めているところです。その前期基本計画が本年度で終了することから、平成 22 年度からの後期基本計画を策定します。

近年、少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、安心・安全意識の高まり、情報通信技術の進展、価値観の多様化など社会情勢が大きく変化していく中、これらの課題に的確に即応できる基本計画が求められます。そのためには、中長期的な視野に立った歳出・歳入改革、及び成長力を強化するための投資戦略を定めた将来ビジョンを踏まえて策定する必要があります。

つきましては、後期基本計画を策定するに当たり、佐渡市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成 22 年 2 月 19 日

佐渡市長 高 野 宏一郎 様

佐渡市総合計画審議会
会長 加 藤 幹 夫

佐渡市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成 21 年 7 月 6 日付け佐企第 392 号により諮問のありました佐渡市総合計画後期基本計画の策定について、本審議会では慎重に審議した結果、別冊のとおりまとめましたので答申します。

なお、貴職におかれましては、本計画に基づき総合的かつ計画的な行財政運営を着実に遂行され、目標が達成できるよう最善の努力をされるよう要望いたします。

佐渡市総合計画審議会委員名簿

	団 体 名 等	職 名	氏 名	備 考
1	新潟県建設業協会佐渡支部	支部長	藤 崎 一 郎	
2	トキの野生復帰連絡協議会	会長	高 野 毅	
3	NPO法人新潟県消費者協会佐渡市消費者協会	会長	橋 本 美 子	副会長
4	佐渡健康推進協議会	会長	本 間 松 美	
5	佐渡市社会福祉協議会	会長	渡 部 勝 昌	
6	佐渡農業協同組合	代表理事理事長	板 垣 徹	
7	佐渡地区森林組合連絡協議会	会長	加 藤 幹 夫	会長
8	佐渡地区漁業協同組合連絡協議会	会長	石 見 貢	
9	佐渡連合商工会	副会長	中 務 朝 雄	
10	佐渡観光協会	理事長	木 村 英 太 郎	
11	佐渡市小学校長会	会長	山 川 辰 也	
12	NPO 法人佐渡芸能伝承機構	代表	松 田 祐 樹	
13	佐渡市体育協会	会長	尾 瀧 恒 雄	
14	佐渡市連合婦人会	会長	志 和 清 美	
15	佐渡青年会議所	理事長	柴 田 剛 宜	
16	両津地区住民		山 口 裕	
17	相川地区住民		三 木 緑	
18	佐和田地区住民		長 嶋 待 子	
19	金井地区住民		山 本 滋 子	
20	新穂地区住民		荒 井 文 明	
21	畑野地区住民		稲 場 春 野	
22	真野地区住民		林 隆 行	
23	小木地区住民		佐 々 木 和 子	
24	羽茂地区住民		嶋 倉 弘 美	
25	赤泊地区住民		平 野 彌 恵 子	

佐渡市総合計画審議会部会構成

部会名	役職	氏名	財政部会
生活基盤部会	部会長	渡部 勝昌	
	副部会長	本間 松美	
		藤崎 一郎	
		高野 毅	
		橋本 美子	
		三木 緑	財政部会（部会長）
		荒井 文明	
		嶋倉 弘美	財政部会
		平野 彌恵子	
就業環境部会	部会長	板垣 徹	
	副部会長	稻場 春野	
		加藤 幹夫	
		石見 貢	
		中務 朝雄	財政部会（副部会長）
		木村英太郎	
		山口 裕	財政部会
		佐々木和子	
交流促進部会	部会長	志和 清美	財政部会
	副部会長	松田 祐樹	財政部会
		山川 辰也	
		尾瀉 恒雄	
		柴田 剛宜	
		長嶋 待子	
		山本 滋子	
		林 隆行	

佐渡市総合計画審議会幹事会及び企画委員名簿

幹 事			企画委員			
課名	職名	氏名	課名	職名	氏名	担当分野
企画財政部	部長	齋藤元彦	総務課	係長	伊藤賢治	自治会関係
総務課	課長	中川義彦	防災管財課	係長	渡辺一哉	防災・防犯関係
防災管財課	課長	中嶋羊一	行政改革課	係長	岩崎徳之	行政改革関係
行政改革課	課長	佐藤金満	世界遺産推進課	係長	下谷 徹	世界遺産関係
世界遺産推進課	課長	北村 亮	財政課	係長	柳嶋惣一	財政計画関係
財政課	課長	本間進治	企画振興課	係長	磯部伸浩	定住・協働、国際交流関係
企画振興課	課長	小林泰英	総合政策	係長	斎藤昌彦	地域振興関係
企画振興課	主幹	小橋 敞 膺	情報政策	係長	土屋一裕	情報通信関係
企画振興課	主幹	清水忠雄	交通政策課	主任	海老 斉	公共交通関係
交通政策課	課長	伊藤俊之	市民課	係長	後藤友二	社会保障関係
市民課	課長	佐藤弘之	トキ共生・環境課	係長	原田健一	環境保全関係
トキ共生・環境課	課長	木下良則	廃棄物対策課	主任	谷地喜文	衛生処理関係
廃棄物対策課	課長	松本昭弘	社会福祉課	係長	斎藤辰弥	障がい者・児童福祉関係
社会福祉課	課長	新井一仁	高齢福祉課	主任	後藤公彦	高齢者福祉関係
高齢福祉課	課長	佐藤 一郎	健康推進課	係長	近藤良子	保健関係
健康推進課	課長	川上博司	農業振興課	係長	熊谷英敏	農業関係
農業振興課	課長	計良孝晴	農林水産課	係長	後藤康吉	農林業関係
農林水産課	課長	服部幸一	農林水産課	係長	池 雅彦	水産業関係
観光課	課長	計良範龍	観光課	係長	計良伸二	観光関係
商工課	課長	浅井和子	商工課	係長	石塚義秀	商工関係
建設課	課長	渡邊正人	建設課	係長	清水正人	道路・港湾・河川関係
水道課	課長	和倉永久	建設課	係長	藪田 亨	都市計画・住宅関係
下水道課	課長	増野敏弘	水道課	係長	大地政廣	上水道関係
農業委員会	局長	伊藤将美	下水道課	係長	山本雅明	下水道関係
学校教育課	課長	児玉 功	農業委員会	係長	宮城 徹	農地利用関係
生涯学習課	課長	高藤一郎平	学校教育課	係長	北見和子	学校教育関係
文化振興室	室長	金子羊二	生涯学習課	係長	平井英昭	生涯学習関係
消防本部	次長	金子浩三	文化振興室	係長	金子雅晃	文化関係
			消防本部	主任	城家武雄	消防・救急関係

事務局（企画財政部企画振興課）

企画財政部	部長	齋藤元彦	企画統計係	主任	上杉俊弘
企画振興課	課長	小林泰英	企画統計係	主事	相田好彦
企画振興課	課長補佐	藤井 光	離島交流係	係長	磯部伸浩
企画統計係	係長	大橋幸喜	離島交流係	主任	川上大吾

市民アンケート調査結果

調査概要

【 調査内容 】

調 査 月：平成 21 年 8 月

調査基準日：平成 21 年 8 月 1 日現在

【 調査目的 】

佐渡市は、平成 17 年に「豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」を基本理念に「佐渡市総合計画」を策定し、新しいまちづくりを進めてまいりました。今年度で総合計画の前期計画が終了するため、後期計画（平成 22～26 年）を策定いたします。後期計画の策定にあたり、市民の皆様から市政に対するご意見を幅広くお聞かせいただくためアンケート調査を実施したものです。

【 調査対象 】

配 布 部 数	2,500 部
対 象 者	18 歳以上無作為抽出
配布・回収方法	郵送にて
有 効 回 答 数	1,173 部
回 収 率	46.9%

【 報告書の見方 】

報告書中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。

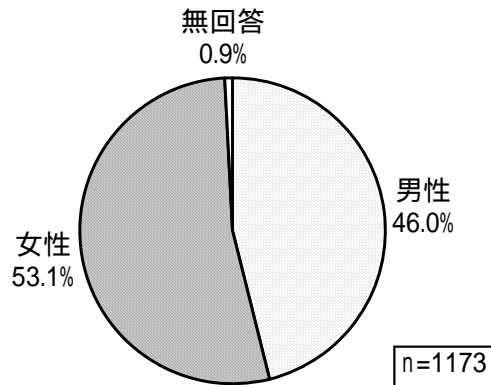
回答の比率は、すべて小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が 100%にならない場合があります。

回答の比率（%）は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「すべてに」等）の設問については、全ての回答比率の合計が 100%を超えることがあります。

回答者について

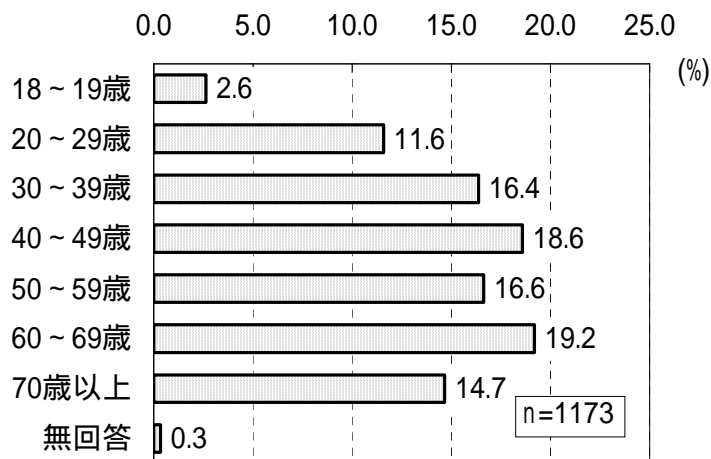
問1 性別

あなたの性別は。



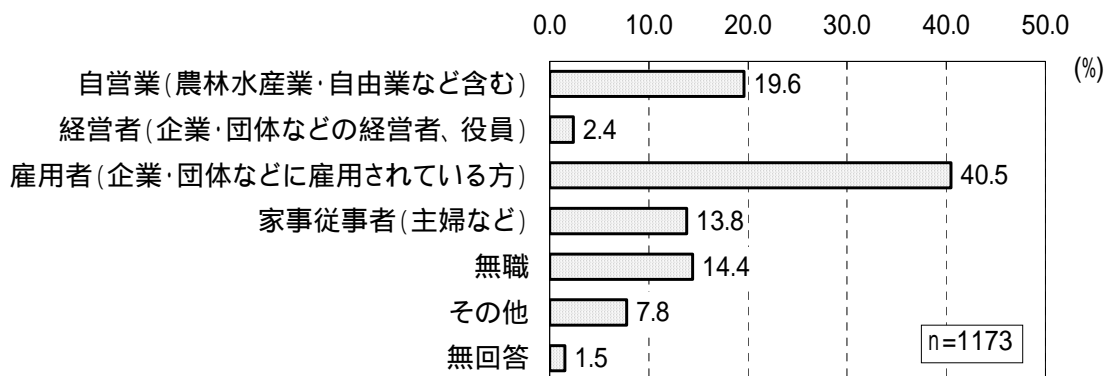
問2 年齢

あなたの年齢は。



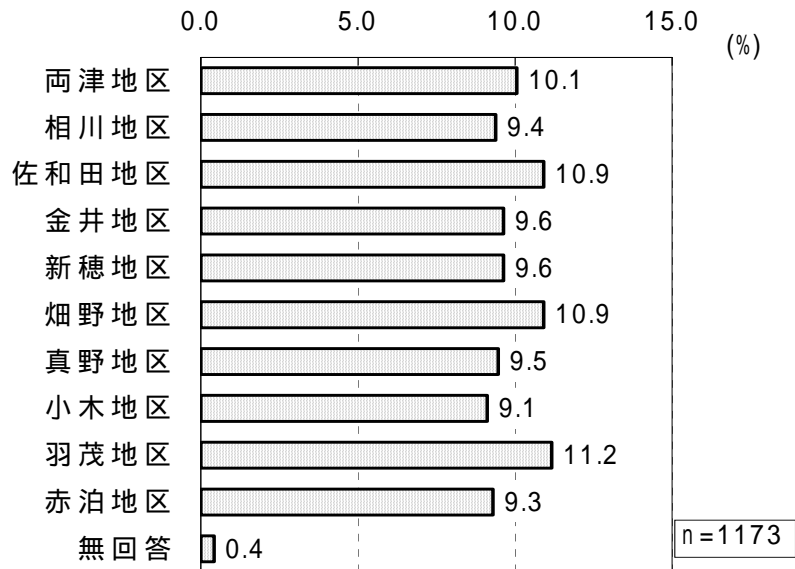
問3 職業

あなたの主な職業は。(兼業の方は主な職業についてお答えください。)



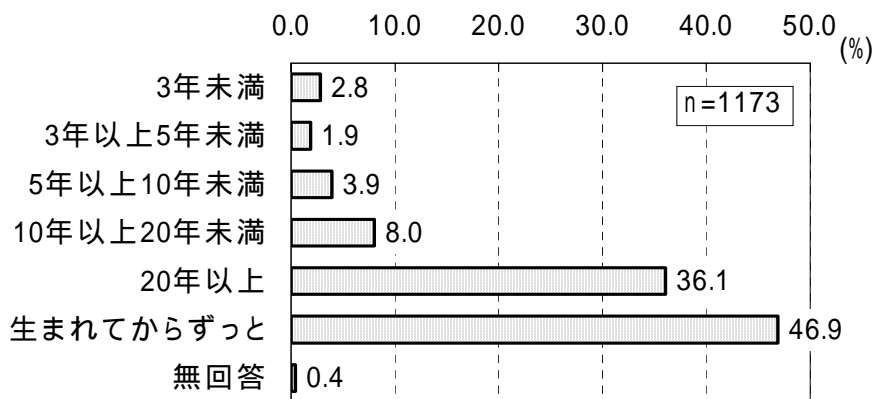
問4 居住地区

あなたのお住まいはどこですか。



問5 居住年数

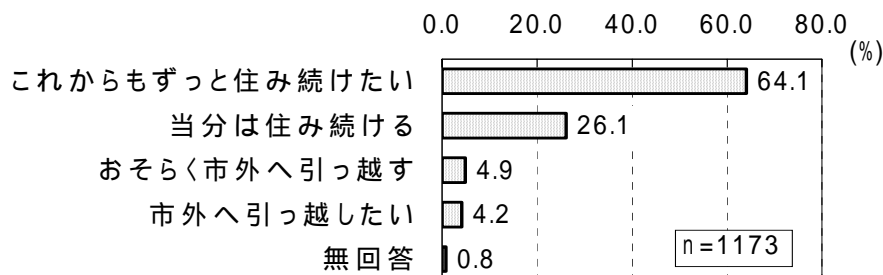
あなたは佐渡市内にお住まいになってどれくらい経ちますか。あてはまるものに1つだけをつけてください。(通算でお答えください。)



佐渡市への定住意識、イメージについて

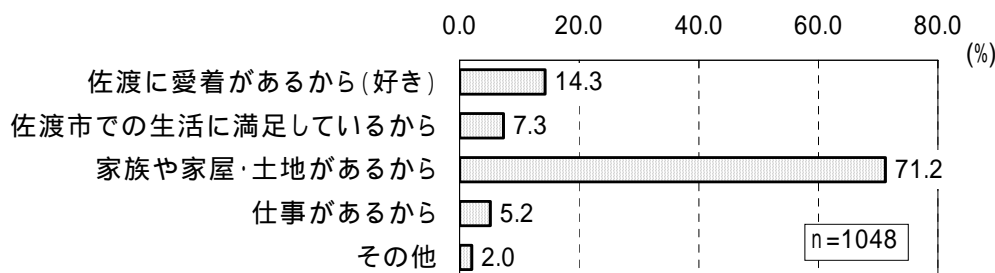
問6 佐渡市への居住意向

あなたは、これからも佐渡市に住み続けたいと思いますか。あてはまるものに1つだけ をつけてください。



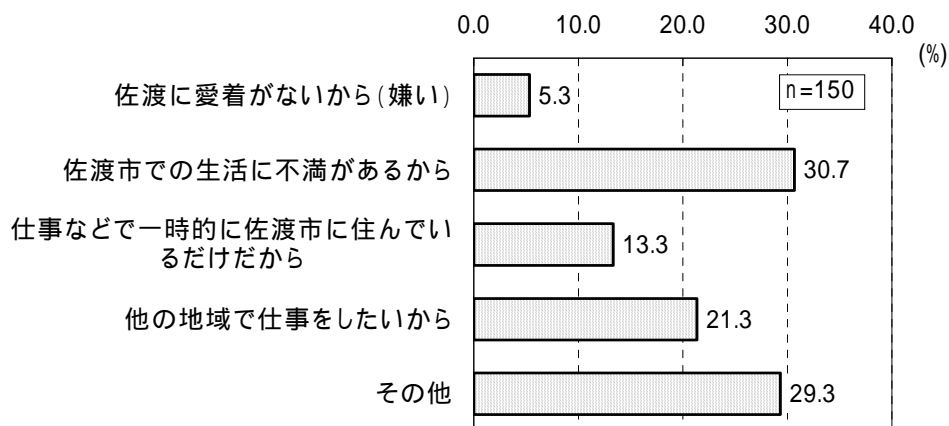
問 (問6で、「これからもずっと住み続けたい」又は「当分は住み続ける」をお選びの方のみ)

その理由を次の中から1つだけ をつけてください。



問 (問6で、「おそらく市外へ引っ越す」又は「市外へ引っ越したい」をお選びの方のみ)

その理由を次の中から1つだけ をつけてください。

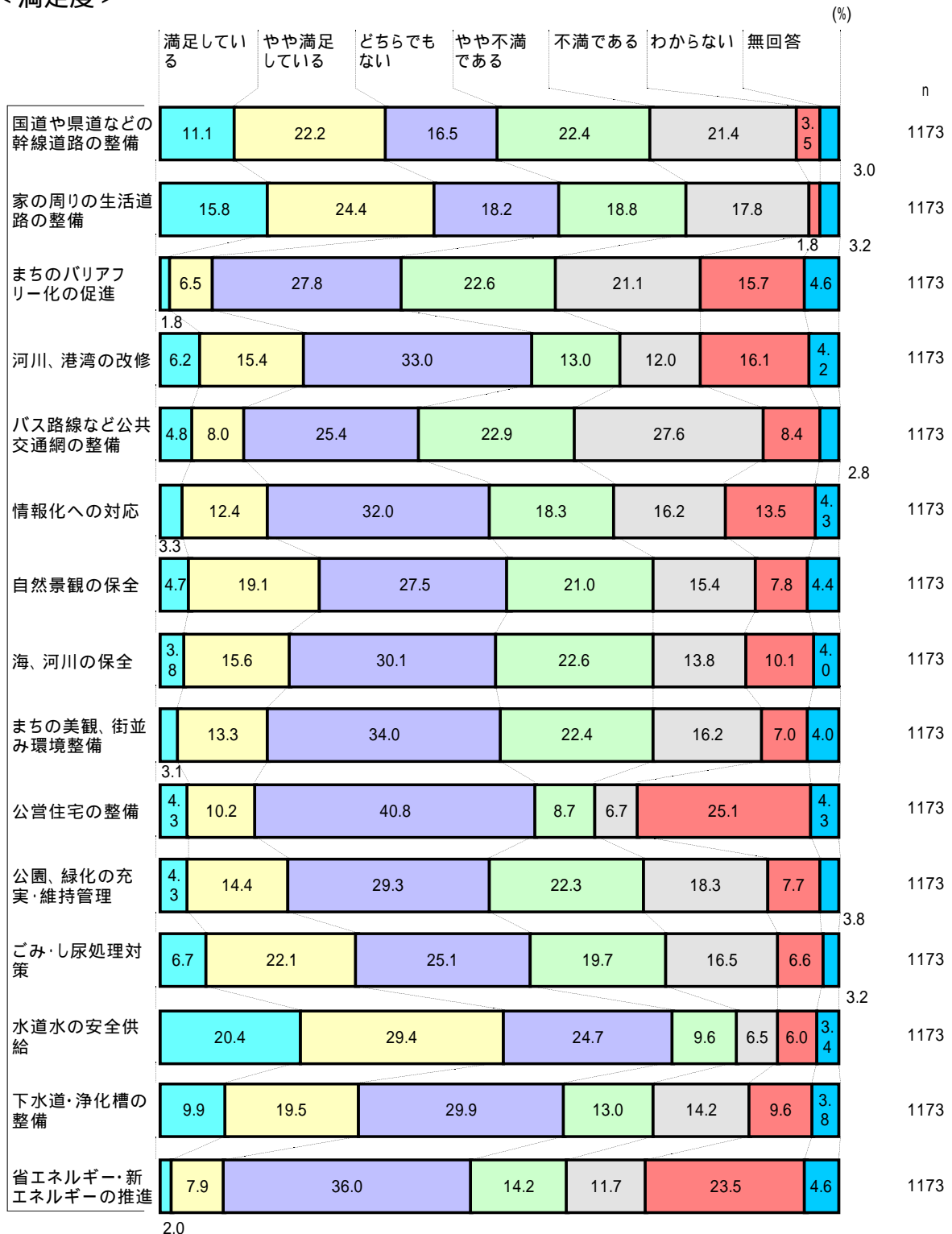


佐渡市の現状と今後について

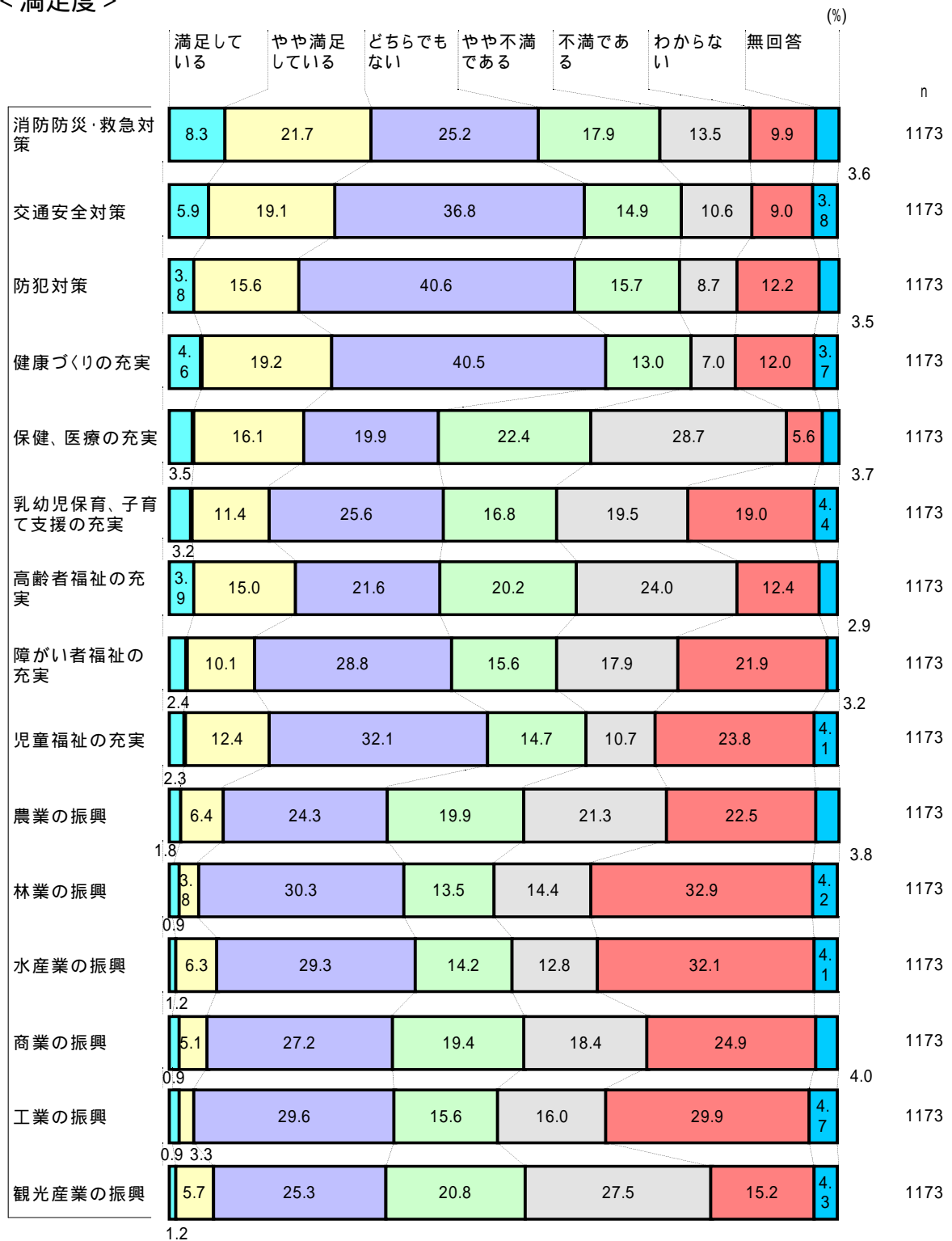
問7 佐渡市での暮らしの満足度と重要度

佐渡市での暮らしの「満足度」と、市の取組としての「重要度」をおたずねします。
下記のすべての項目について、それぞれあてはまるものに1つだけをつけてください。

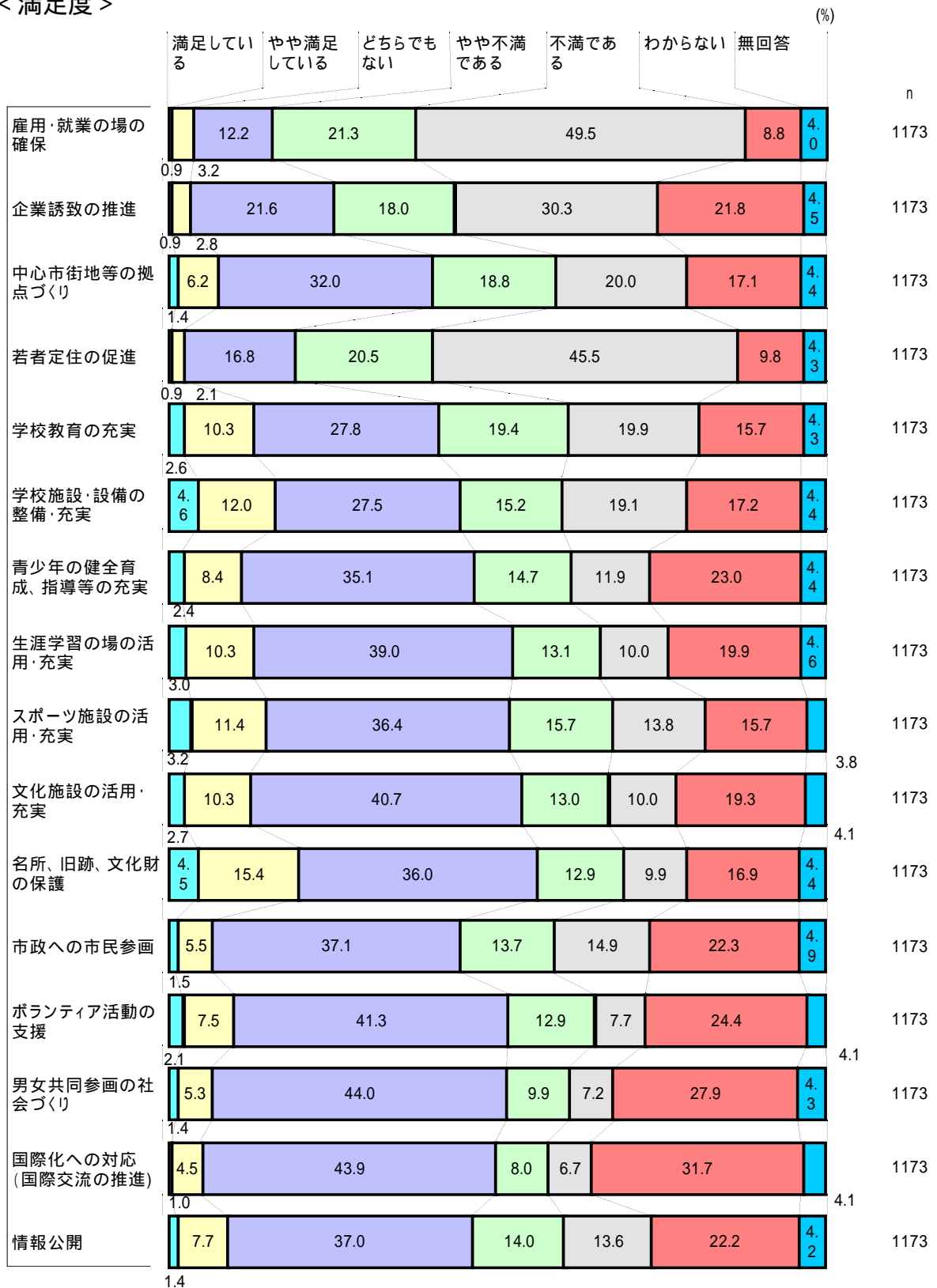
< 満足度 >



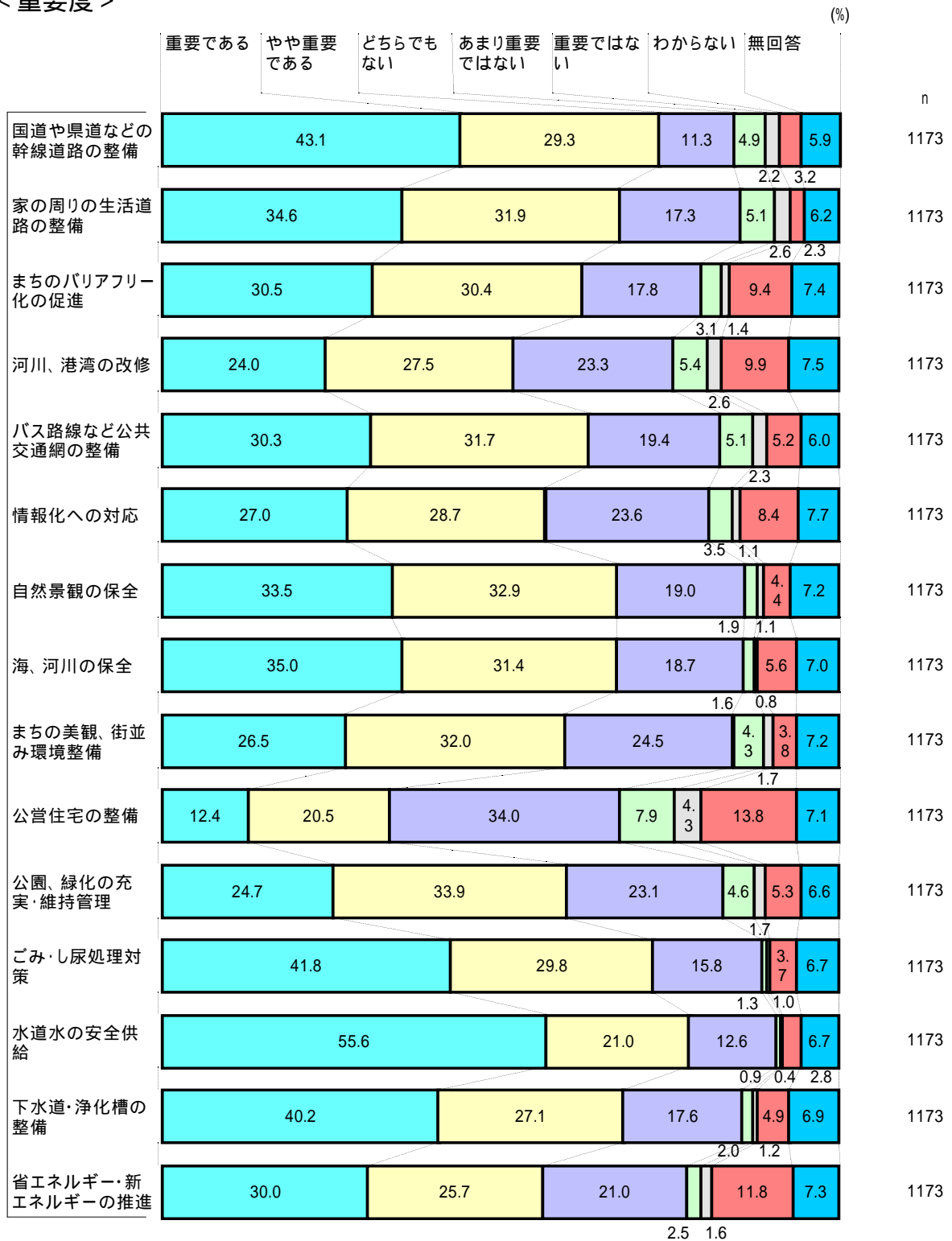
< 満足度 >



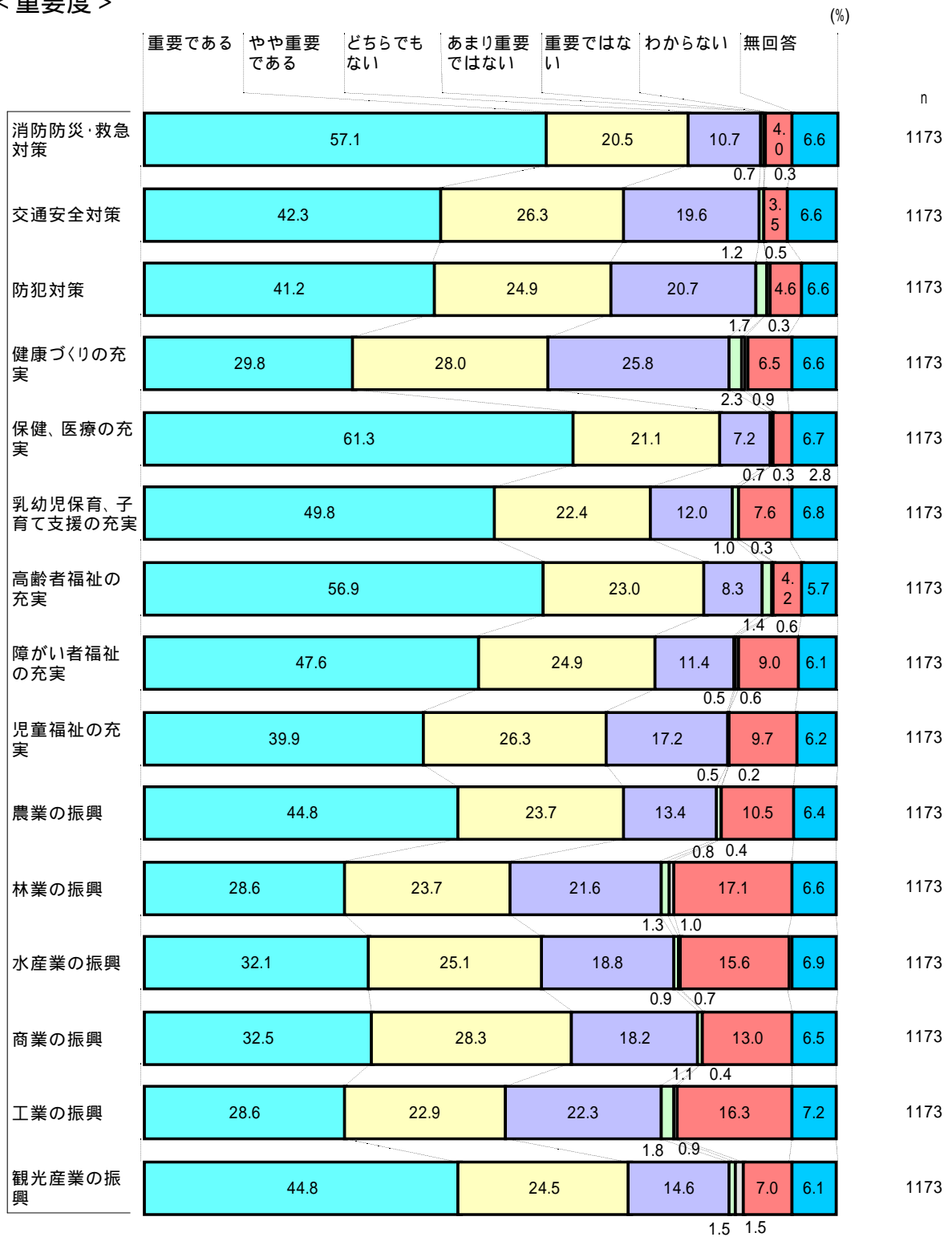
< 満足度 >



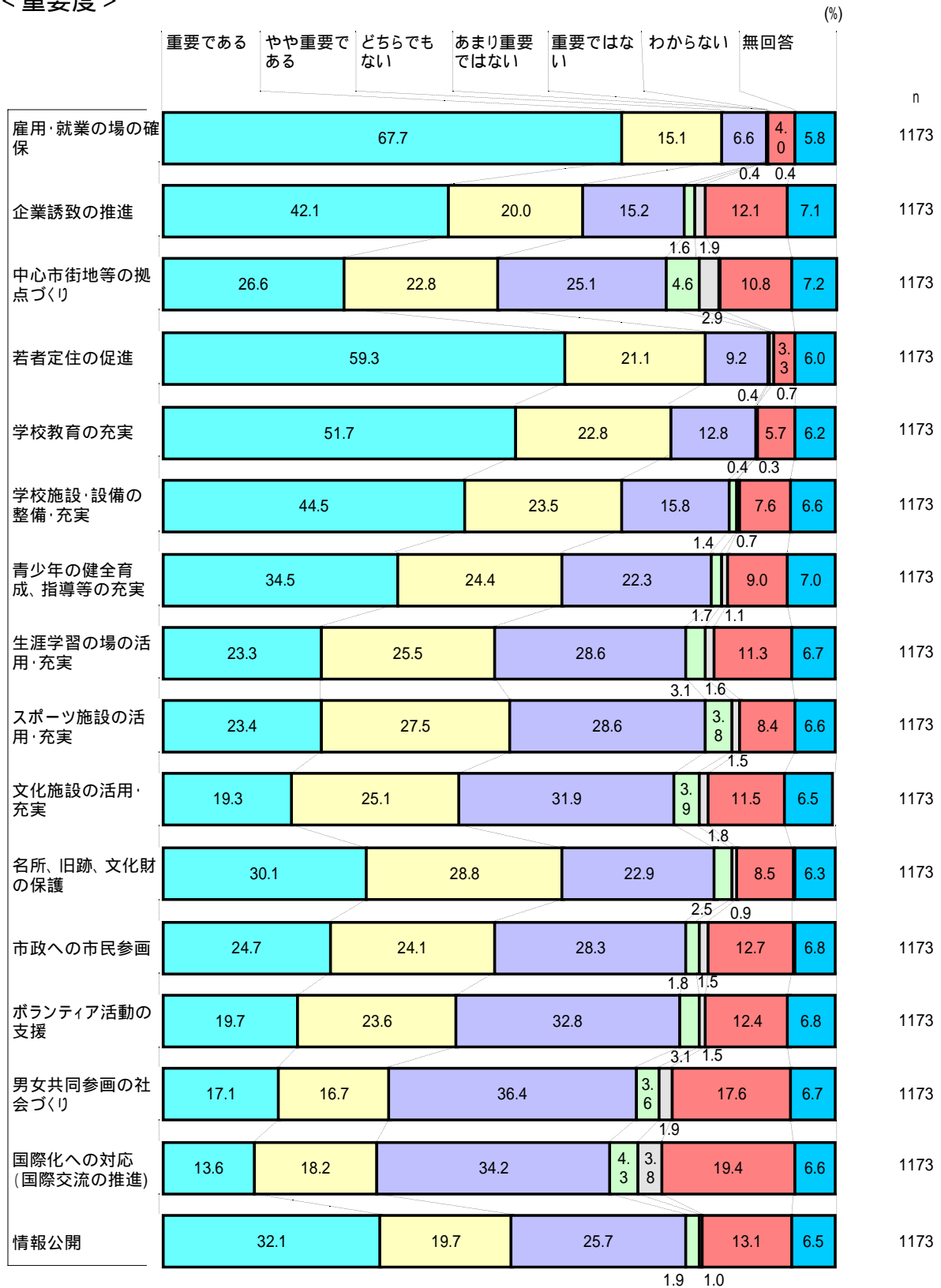
< 重要度 >



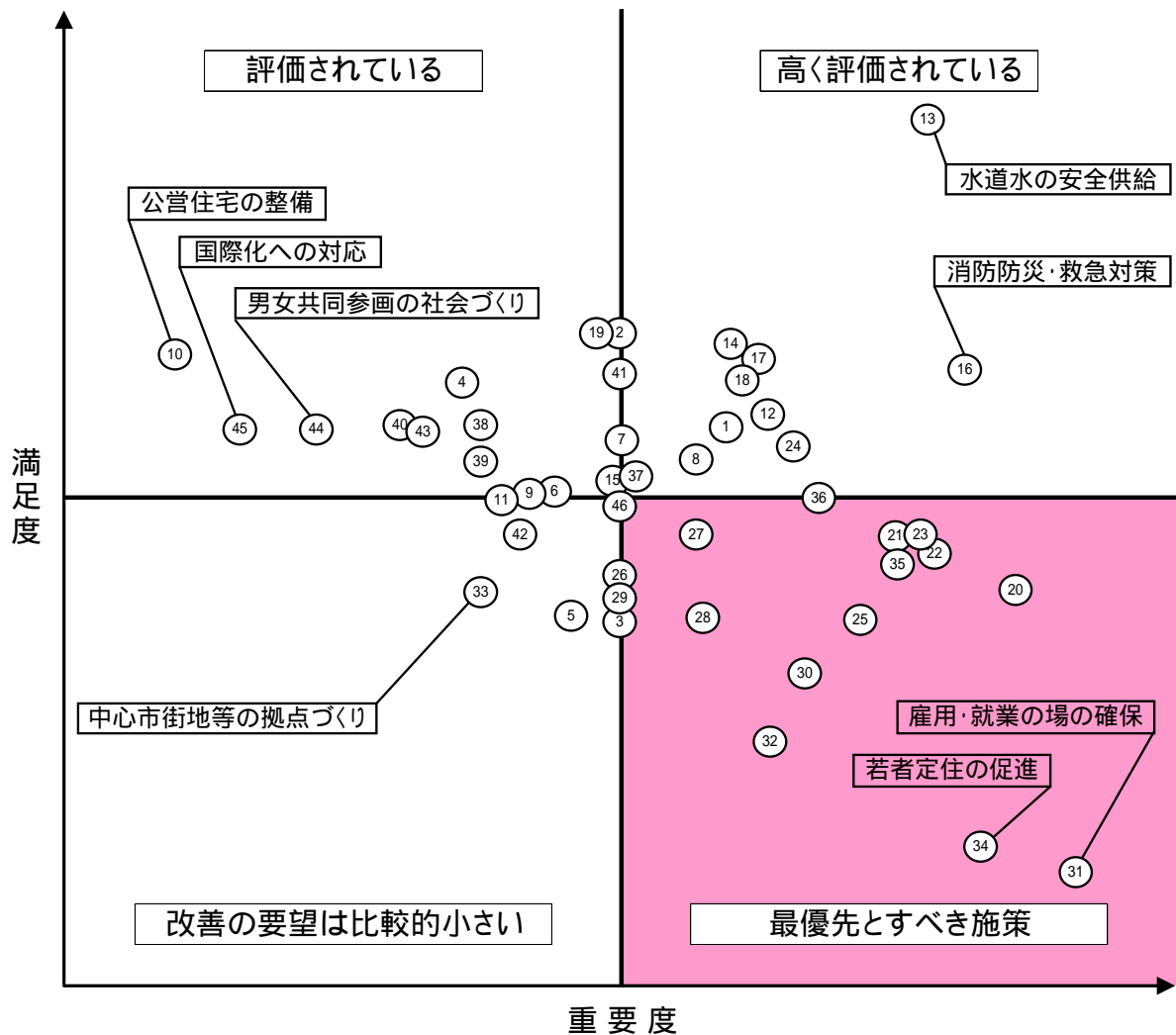
< 重要度 >



< 重要度 >



<暮らしの満足度と重要度の散布図>

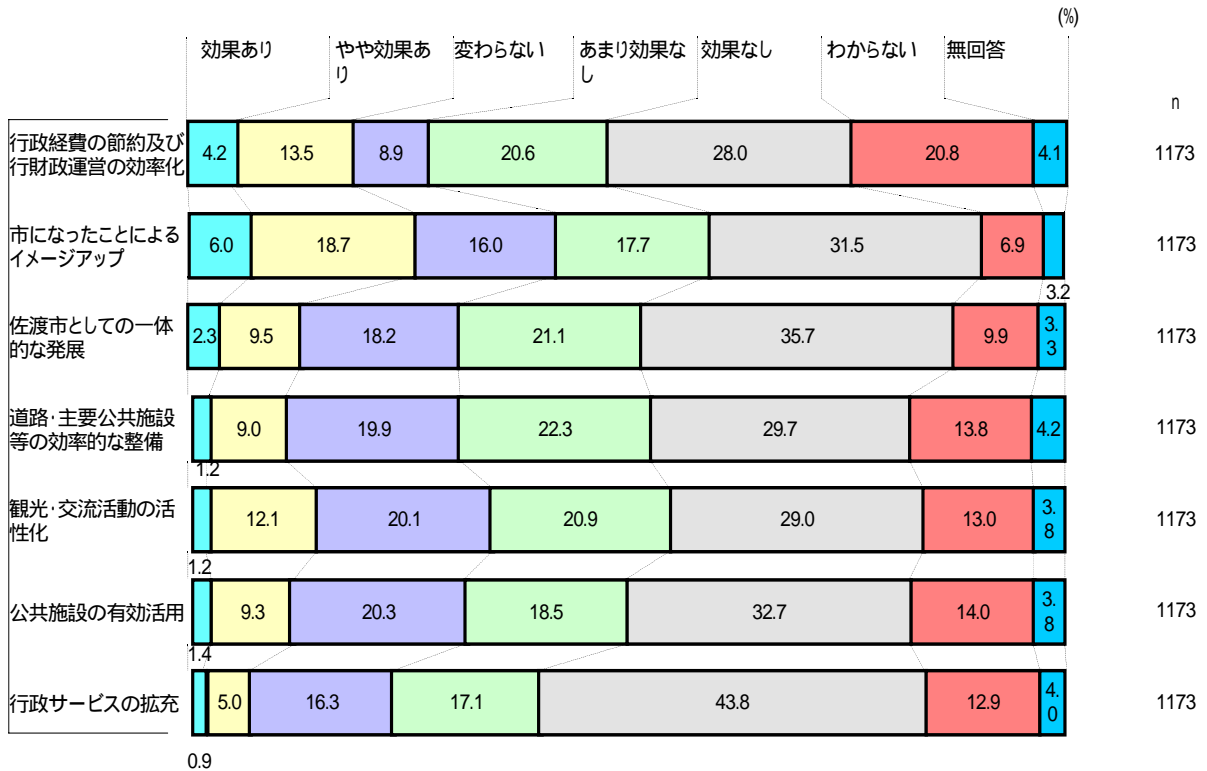


- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 国道や県道などの幹線道路の整備 | 24 児童福祉の充実 |
| 2 家の周りの生活道路の整備 | 25 農業の振興 |
| 3 まちのバリアフリー化の促進 | 26 林業の振興 |
| 4 河川、港湾の改修 | 27 水産業の振興 |
| 5 バス路線など公共交通網の整備 | 28 商業の振興 |
| 6 情報化への対応 | 29 工業の振興 |
| 7 自然景観の保全 | 30 観光産業の振興 |
| 8 海、河川の保全 | 31 雇用・就業の場の確保 |
| 9 まちの美観、街並み環境整備 | 32 企業誘致の推進 |
| 10 公営住宅の整備 | 33 中心市街地等の拠点づくり |
| 11 公園、緑化の充実・維持管理 | 34 若者定住の促進 |
| 12 ごみ・し尿処理対策 | 35 学校教育の充実 |
| 13 水道水の安全供給 | 36 学校施設・設備の整備・充実 |
| 14 下水道・浄化槽の整備 | 37 青少年の健全育成、指導等の充実 |
| 15 省エネルギー・新エネルギーの推進 | 38 生涯学習の場の活用・充実 |
| 16 消防防災・救急対策 | 39 スポーツ施設の活用・充実 |
| 17 交通安全対策 | 40 文化施設の活用・充実 |
| 18 防犯対策 | 41 名所、旧跡、文化財の保護 |
| 19 健康づくりの充実 | 42 市政への市民参画 |
| 20 保健、医療の充実 | 43 ボランティア活動の支援 |
| 21 乳幼児保育、子育て支援の充実 | 44 男女共同参画の社会づくり |
| 22 高齢者福祉の充実 | 45 国際化への対応(国際交流の推進) |
| 23 障がい者福祉の充実 | 46 情報公開 |

合併後の佐渡市について

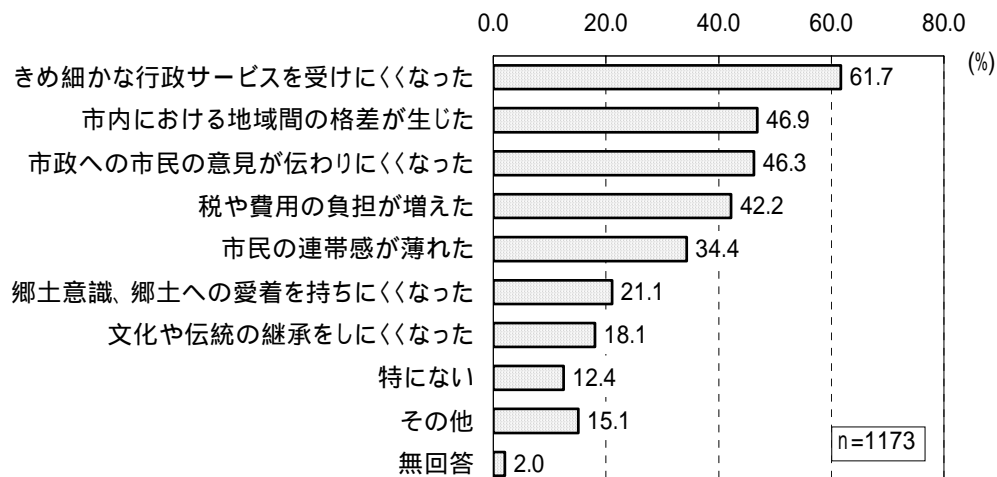
問8 合併の効果について

下記の項目について、合併の効果があったと思いますか。すべての項目について、それぞれあてはまるものに1つだけをつけてください。



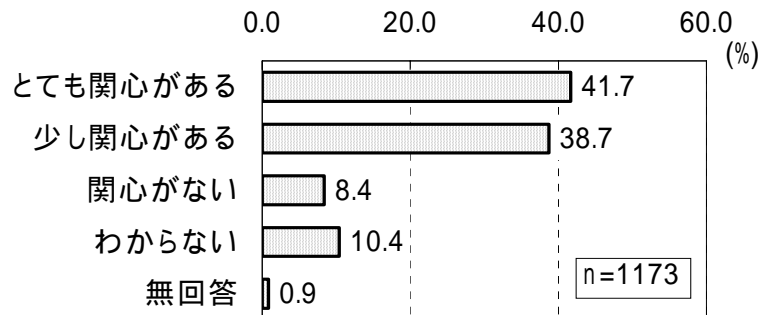
問9 合併してから悪くなったと感じたもの

合併して特に悪くなったと感じたものをおたずねします。次の中からあてはまるものすべてにをつけてください。



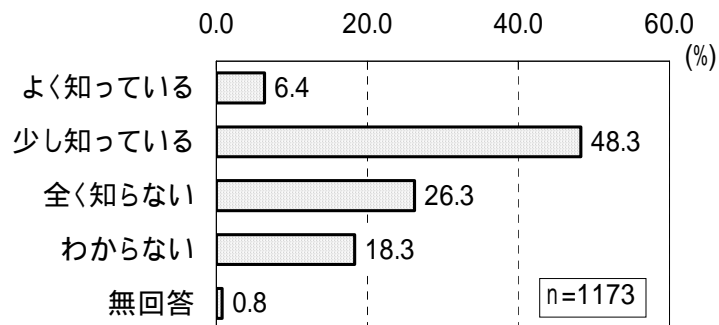
問 1 0 佐渡市の財政状況への関心

佐渡市の財政状況に関心がありますか。あてはまるものに1つだけ を付けてください。



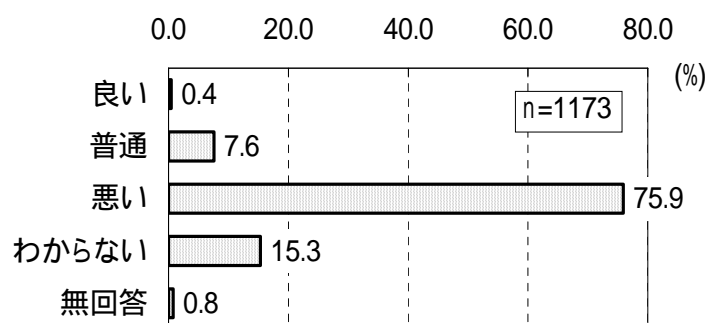
問 1 1 財政状況についての認知度

本市の財政状況を知っていますか。あてはまるものに1つだけ を付けてください。



問 1 2 財政状況について

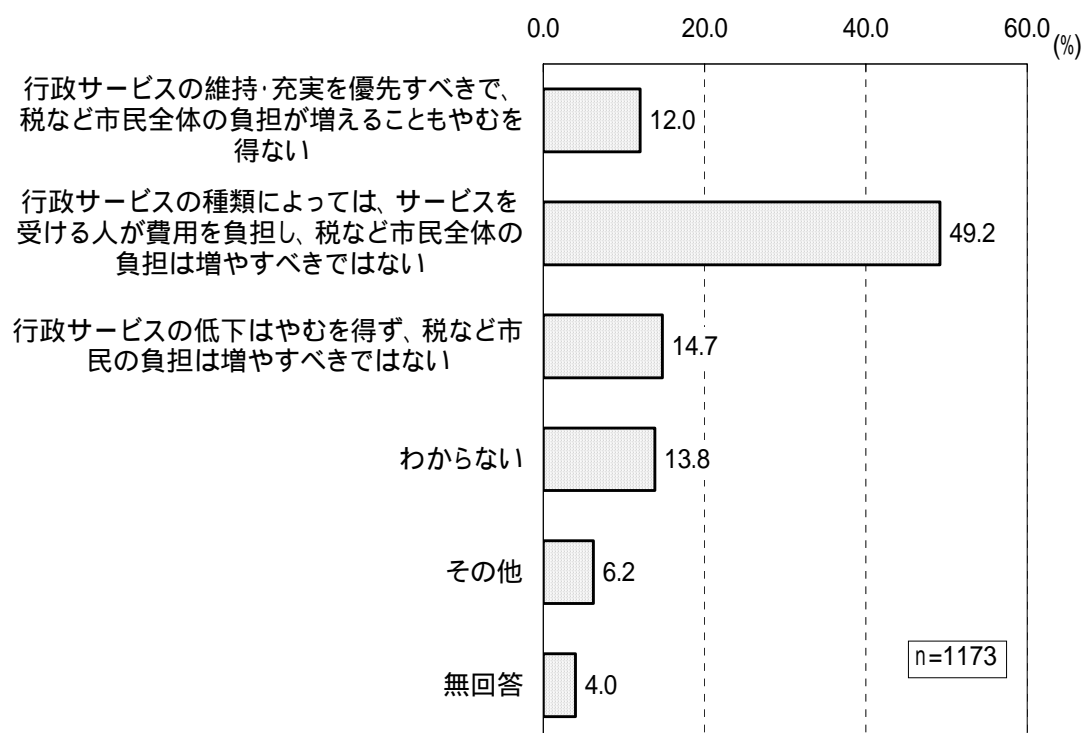
本市の財政状況について、どのような状況だと思いますか。あなたのお考えに近いものに1つだけ をつけてください。



今後の市政の進め方について

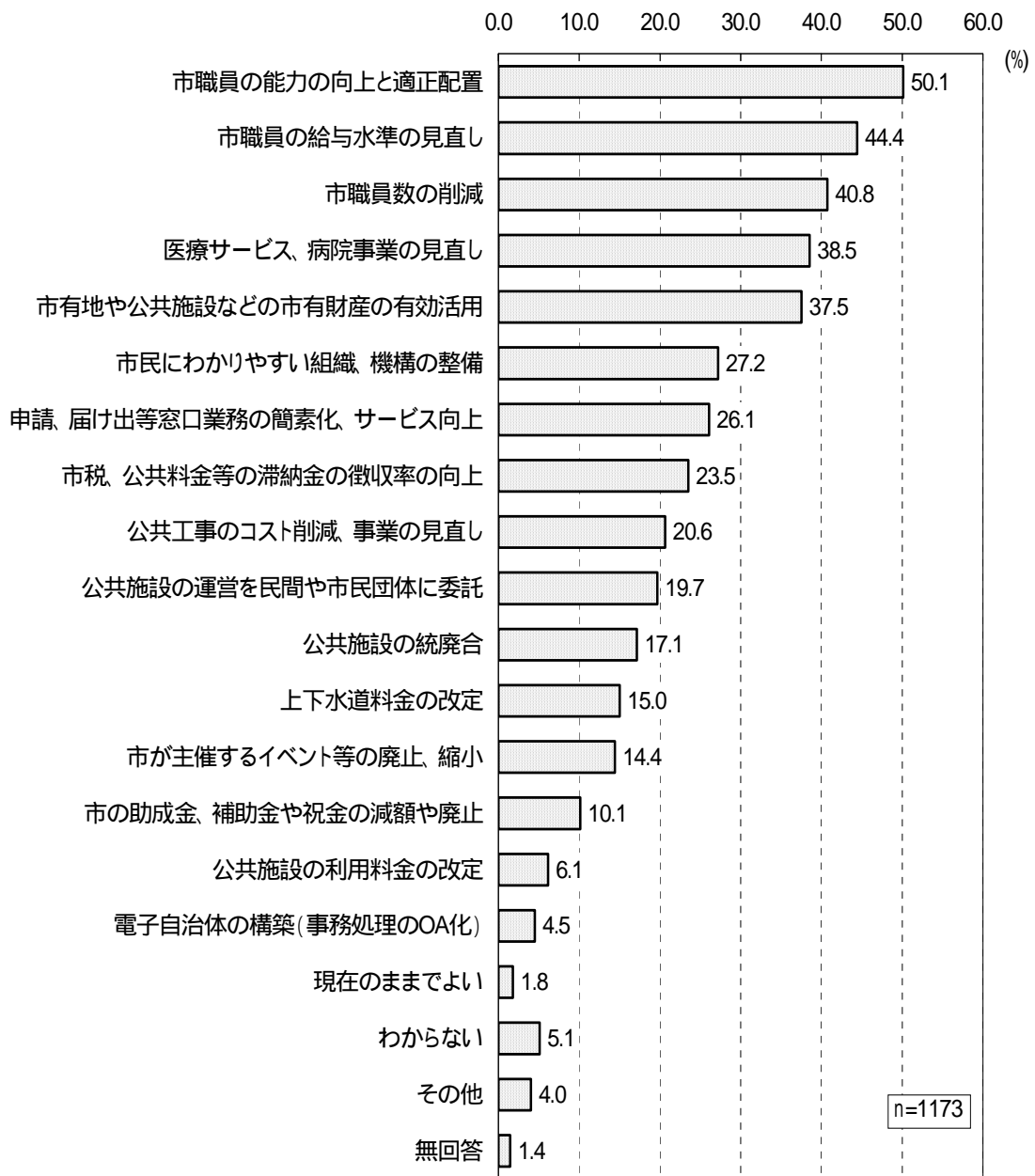
問13 行政サービスの水準と市民の負担とバランス

行財政改革を進める上での、行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについて、あなたのお考えに近いものに1つだけをつけてください。



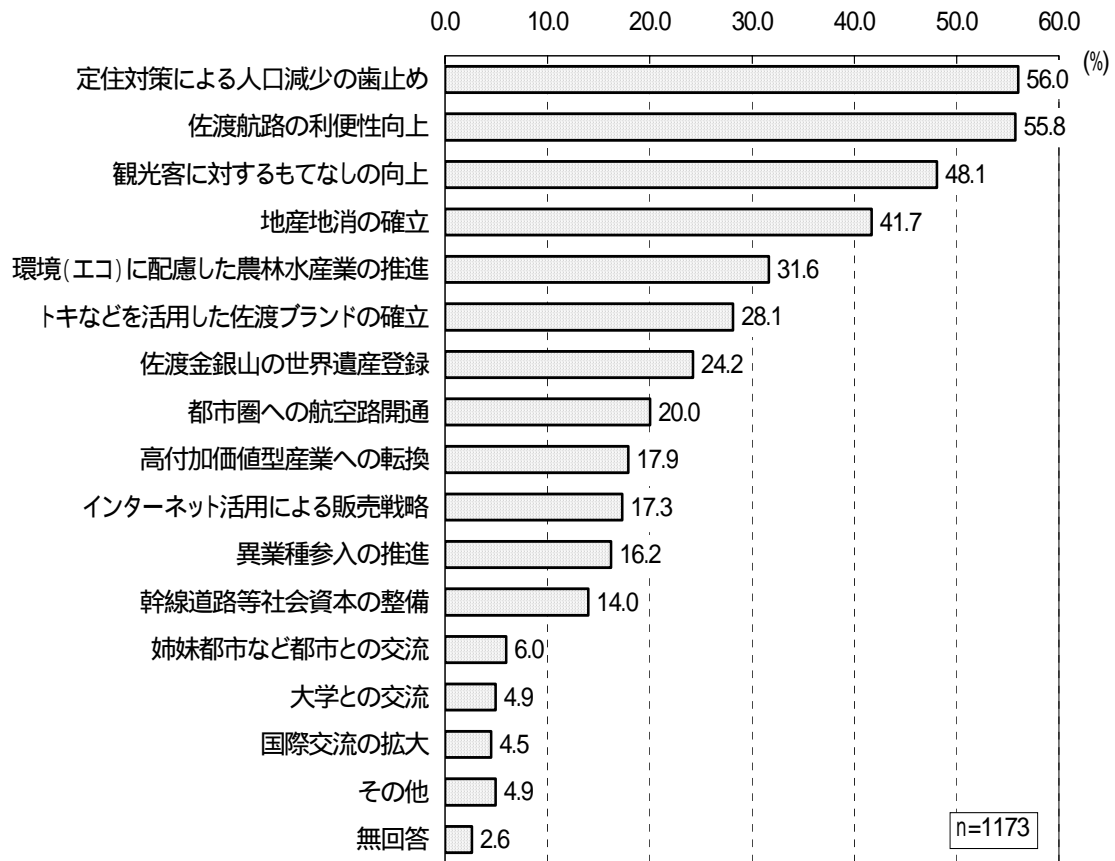
問14 今後重点をおくべきこと

行財政改革で、今後さらに重点をおくべきことは何だと思えますか。あてはまるもの5つ以内に をつけてください。



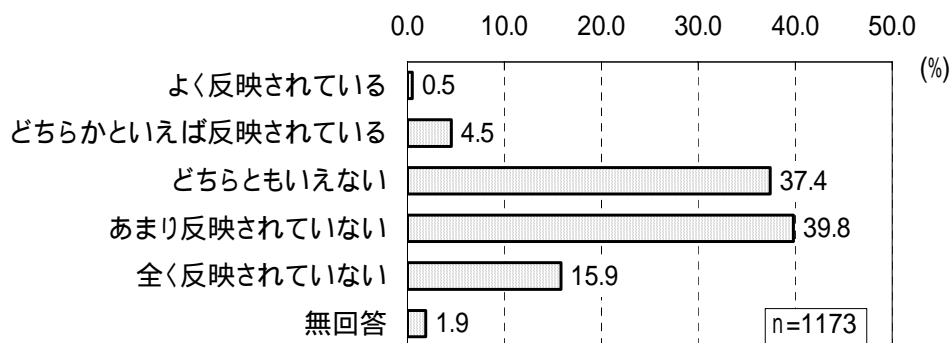
問15 佐渡市の経済が成長するために必要なこと

今後、佐渡市の経済が成長するために、必要なことは何だと思えますか。あてはまるもの5つ以内に を付けてください。



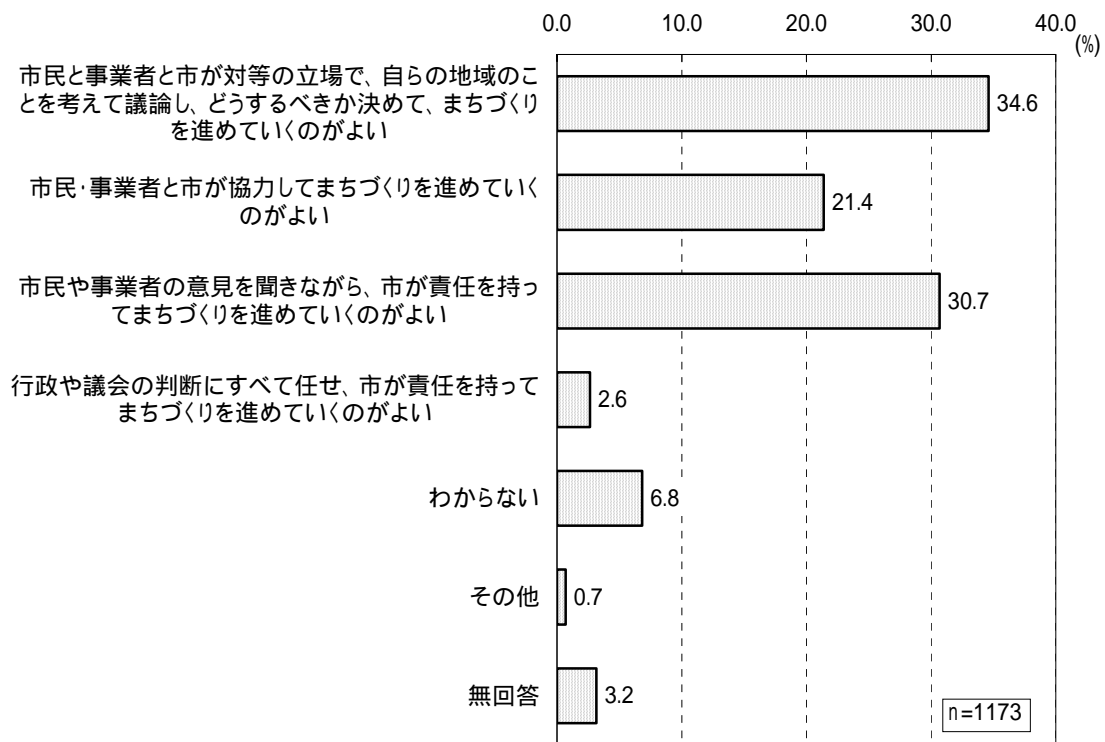
問16 市民の意見が反映されていると思うか

市政に市民の意見が反映されていると思えますか。あてはまるものに1つだけをつけてください。



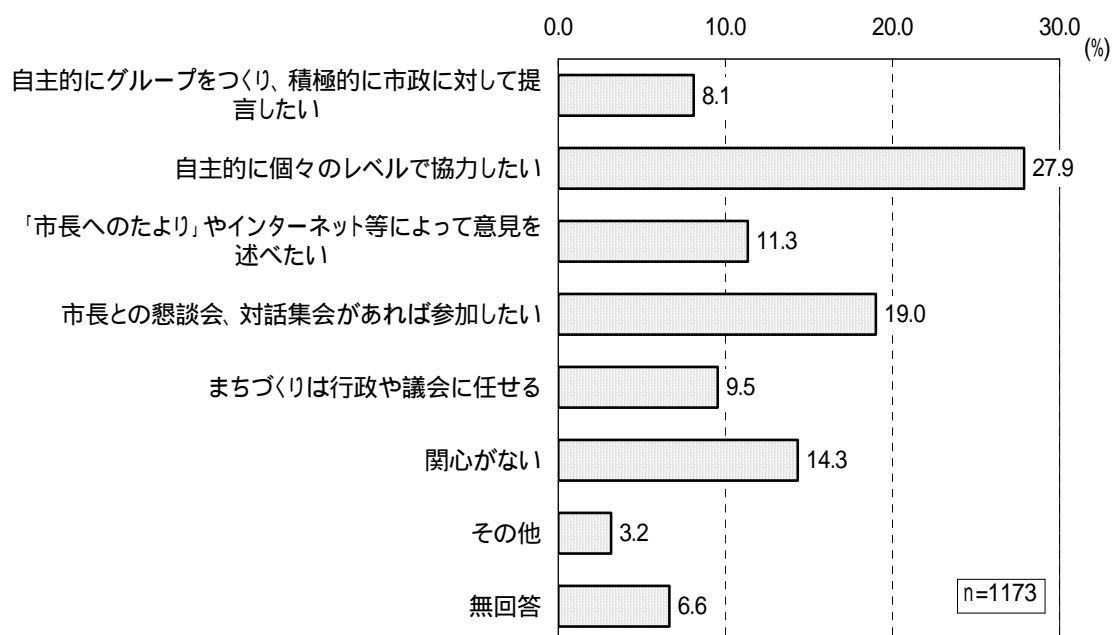
問17 市民と市政のかかわり方

市の計画を立てるときに、市民はどのように市政とかかわっていくべきだと思いますか。あてはまるものに1つだけをつけてください。



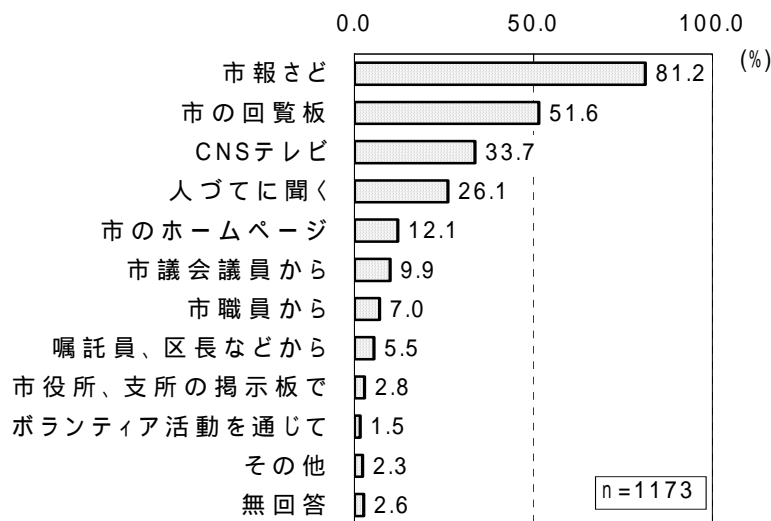
問18 これからの市政への参加について

これからの市政への参加に対して、どのようにお考えですか。あてはまるものに1つだけをつけてください。



問19 市政に関する情報源

市政に関する情報を何から得ていますか。あてはまるものに3つ以内で をつけてください。

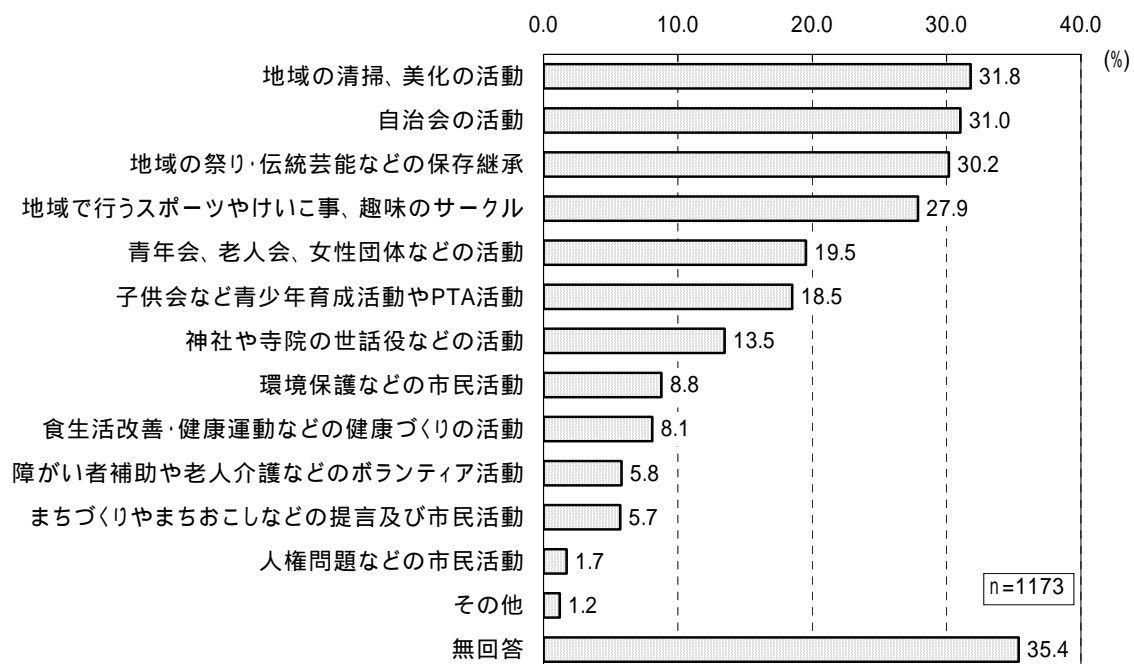


コミュニティ活動について

問20 参加している活動、参加したい活動

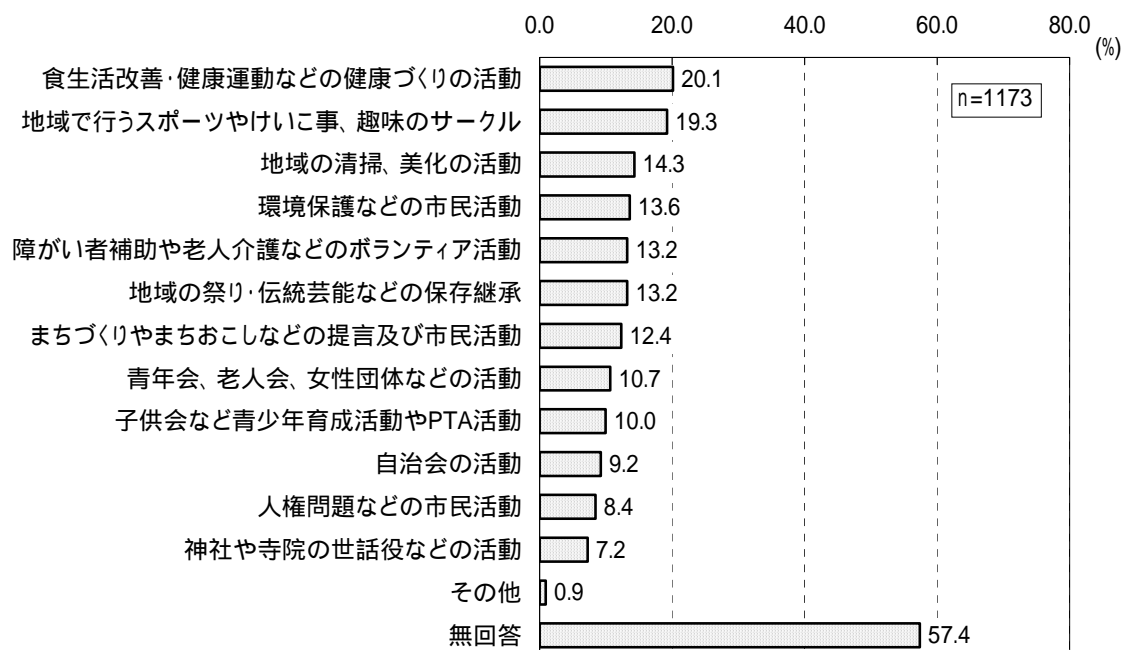
現在、どのような活動に参加していますか。また、今後参加したい活動はありますか。次の中からそれぞれあてはまるものすべてに をつけてください。

<この1年間参加している活動>



無回答結果については、「活動に参加していない人」も含んだ数値となっています。

< 今後参加したい活動 >

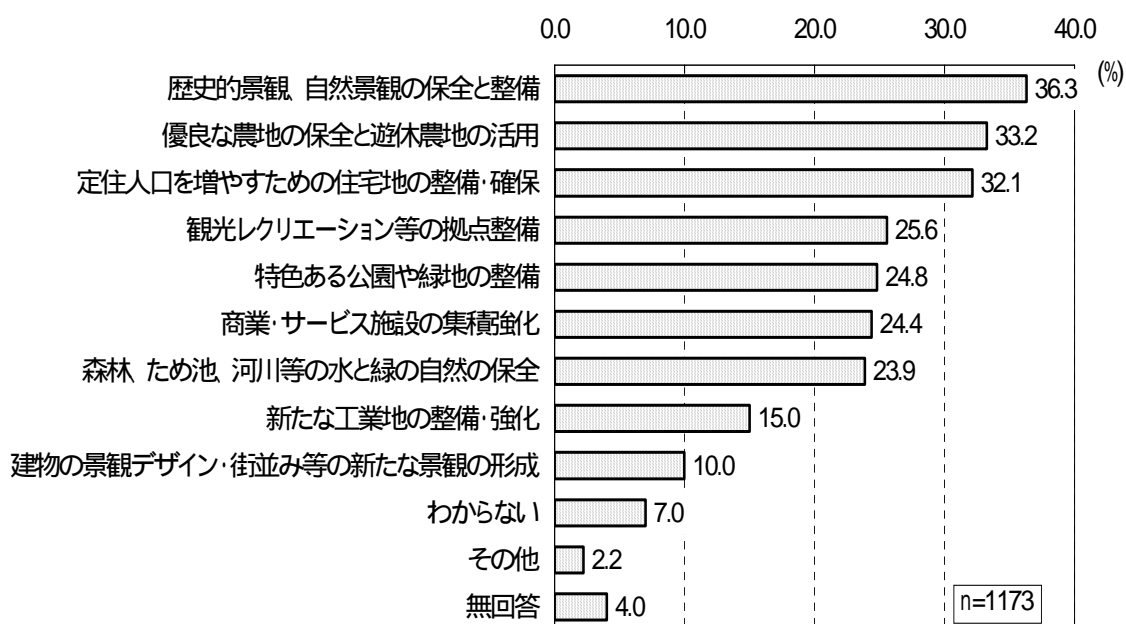


無回答結果については、「今後参加したい活動が無い人」も含んだ数値となっています。

土地利用のあり方について

問 2 1 土地利用のあり方について

佐渡市の土地利用のあり方について、特に何が重要だとお考えですか。あてはまるもの3つ以内に をつけてください。



佐渡市総合計画

平成 22 年 3 月

企画・編集	佐渡市企画財政部企画振興課
発行者	新潟県佐渡市 〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 電話 0259-63-3111 (代表)
印刷	新穂印刷
